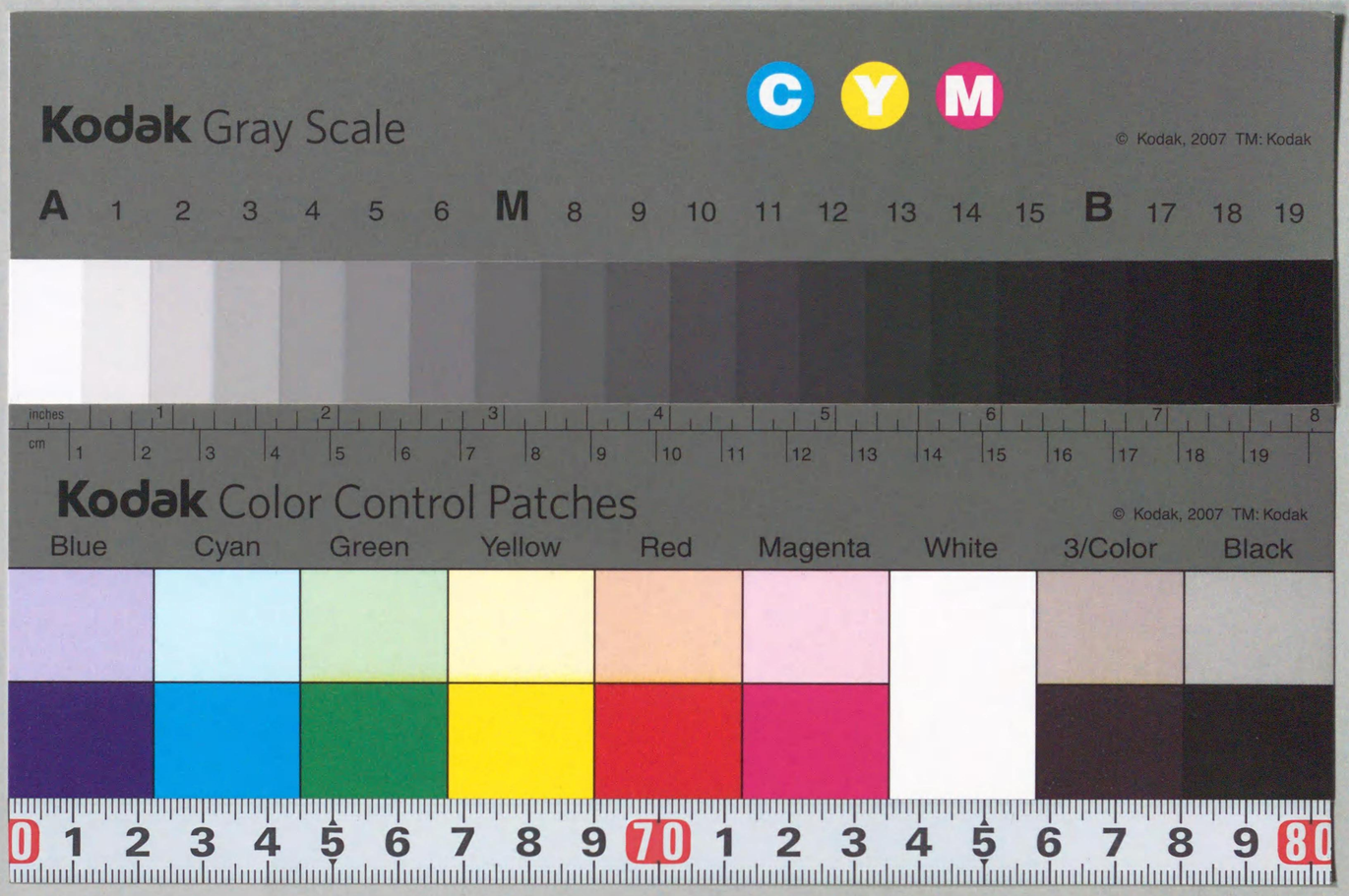

全國史蹟保存會

史蹟談叢　二

795.
4475 3

圍碁全史 坐隱談叢 二

名人 本因坊秀哉監修
安藤如意編輯 廣月絕軒補訂

平凡社版

坐隱談叢　卷之二　目次

本因坊第一世算砂……三
本因坊第二世算悅……一一
井上家第一世中村道碩……一二
安井家第一世算哲……二〇
林家第一世門入……二一
林第二世門入……二六
本因坊第三世道悅……二六
井上第二世因碩……二六
安井第二世算知……二七
板垣友仙……二八
井上第三世因碩……二八
本因坊第三世道策……二九
山崎家……三九
本因坊跡目道的……四〇
本因坊跡目策元……四六
星合八碩……四六
熊谷本碩……四七
牧野備後守成貞……四七
澁川春海……五一
雛屋立甫……五九
吉和道玄……六〇
境道哲……六〇
齋藤道曆……六〇
西俣因悅……六一
林家第三世玄悅門入……六一
中村元碩……六一
林家第四世朴入門入……六一
高橋友碩……六二

795
A495
(1)

瀬越囲碁文庫

617116

木村道全……六二
小倉道喜……六二
石山惠求……六二
岡島道可……六二
本因坊第五世道知……六三
井上第四世因碩……六八
井上第五世因碩……六九
安井第三世知哲……七〇
安井第四世仙角……七〇
堀部因入……七五
堀部因可……七五
長谷川知仙……七五
青木本可……七五
井田知碩……七六
鈴木知昌……七六
長谷川仙理……七六
相原可碩……七七
坪田甄碩……七七
和田因佐……七七
永野快山……七七
本因坊第六世知伯……七七
林第五世門入……八四
本因坊第七世秀伯……八四
井上第六世因碩……八五
本因坊第八世伯元……八五
安井第五世仙角……九二
本因坊第九世察元……九二
林第六世門入……九五
林第七世門入……九五
井上第七世因碩……九五

安井第六世仙哲……九六
山本源吉……九六
本因坊第十世烈元……一〇二
井上第八世因碩……一〇四
安井第七世仙角……一〇四
服部因淑……一〇五
伊藤子元……一〇六
井上第九世因碩……一一二
小松快禪……一一三
林第八世門入……一一四
林第九世門入……一一四
小島道芝……一一四
河野元虎……一一四
神澤貞幹……一一五
本因坊第十一世元丈……一一六
安井第八世仙知……一二三
井上第十世因碩……一二三
林第十世門入……一二四
中野道甫……一二四
若山立寛……一二四
水谷琢順……一二四
片山知的……一二五
鈴木知清……一二五
服部大藏……一二五
四宮米藏……一二六
外山算節……一二八
本因坊第十二世丈和……一二九
林第十一世元美……一三七
井上第十一世因碩……一三九
關山仙太夫……一五一

増訂 坐隱談叢

卷之二

第二十一世
名人 本因坊秀哉師 監修
安藤如意 原著
廣月絕軒 補訂

列傳（碁院四家世系）

本因坊家

第一世算砂（名人）　第二世算悦（上手）　第三世道悦（名人格）　第四世道策（名人）
第五世道知（名人）　第六世知伯（六段）　第七世秀伯（六段）　第八世伯元（六段）
第九世察元（名人）　第十世烈元（准名人）　第十一世元丈（准名人）　第十二世丈和（名人）
第十三世丈策（上手）　第十四世秀和（准名人）　第十五世秀悦（六段）　第十六世秀元（四段）
第十七世秀榮（六段）　第十八世秀甫（准名人）　第十九世秀榮（名人）　第二十世秀元（四段）

赤星因徹……一五三
本因坊第十三世丈策……一五五
井上第十二世因碩……一六〇
服部正徹……一六二
安井第九世算知……一六三
伊藤松知……一六五
阪口仙得……一六七
林第十二世門入……一六七
日置源次郎……一六八
勝田榮輔……一六八

第二十一世秀哉（名人）

安井家

第一世算哲（准名人）第二世算知（名人）

第五世仙角（准名人）第六世仙哲（上手）

第九世算知（上手）第十世算英（上手）

井上家

第一世中村道碩（名人）第二世因碩（上手）

第五世策雲、因碩（准名人）第六世春碩、因碩（准名人）

第九世春策、因碩（上手）第十世因砂、因碩（六段）

第十三世松本、因碩（七段）第十四世大塚、因碩（准名人）

林家

第一世門入齋（准名人）第二世門入（六段）

第五世因長、門入（准名人）第六世門利、門入（上手）

第九世門悅、門入（上手）第十世鐵元、門入（六段）

第十三世秀榮（五段）

第三世道砂、因碩（上手）第四世道節、因碩（名人）

第七世春達、因碩（上手）第八世因達、因碩（上手）

第十一世幻庵、因碩（准名人）第十二世節山、因碩（六段）

第十五世田淵、因碩（七段）第十六世惠下田、因碩（七段）

第三世玄悅、門入（五段）第四世朴入、門入（准名人）

第七世轉入、門入（上手）第八世祐元、門入（上手）

第十一世元美（准名人）第十二世柏榮、門入（上手）

第三世知哲（上手）第四世仙角（准名人）

第七世仙角（准名人）第八世仙知（准名人）

（坐）

本因坊第一世算砂

道の蘊奥を極むるや頗る難し、然り之を極めて世に施す事又更に難し、本朝の碁道千餘年間幾多光輝ある歴史は、足利氏の末造應仁の亂によりて蹂躙破碎され殘灰餘焔を止めざらんとするの秋に方り、兀焉靈妙の技を揮つて斯道を中興し、德川氏の碁將棋所三百年の基を開きし偉人を本因坊第一世算砂とす。

我碁、將棋所の開祖算砂は俗姓加能、幼名與三郎、父を與祢と云ふ、永祿元巳年五月京都長者町に生る、幼にして穎悟、永祿八年八歳にして父に請うて寂光寺の碩學一世日淵の門に入り、永祿九年四月九歳にして落飾し、法名を日海と稱し信行院と云ふ。

日海未だ壯ならずして經典密墳究めざるなく、一宗仰望して吾山の法燈となし碩學の名大に揚る、又常に想を碁將棋に馳せ、洪河峻嶽を局上に弄し、流轉輪囘の理を碁技に寓して切磋琢磨、海內又敵を見ざるに至る、初て織田信長の知遇を受けて碁道中興の端を啓き、次で豐臣秀吉に仕へて碁所となり、德川家康に關東に從ふに至りて創業全く成れり、左に揭ぐる一章は往年寂光寺より頒布したる第一世算砂の小傳なり、抄して資に供す。

本因坊日海大僧都略傳（管生堂藏板休耕齋印）

日海大僧都は寂光寺日淵上人の法弟也、本行院と云ふ學德兼備の師也、傍ら碁道に達して天下に類なし、依て右大臣信長公も師を召て於御前爲軍法屢圍碁を爲し、豐公又軍事の爲に召され、尙家康公も師を召て南光坊天海僧正、本因坊日海僧都を神君の兩軍僧となし置かれしなり、神君御一統後明國より碁道の達人來朝して雌雄を決せんと請へり、依て日海僧都臺命により之と鬪うて勝を得たり、於是乎其名彌世に顯はる、而後彼明人歸國し大に感じて云ふ、吾碁に於て未だ敗を取りしことあらず、唯日本にあるのみと、感嘆の餘依て彼の國に於て製したる碁器を贈り來る、時の　天皇も之を聞召して圍碁を叡覽あり、時に大僧都法印に叙せらる、關白近衛公より唐桑の碁盤を下賜せらる、僧都又將棋も大橋宗桂と平手也、而後神君有臺命寂光寺を辭し關東に下向し、名を算砂と改め祿三百石を賜ふ、是れ則ち本朝碁道の達人本因坊元祖なり、云々。

算砂の碁に於ける功績は史傳之を盡せり、而し

（坐）

て其の將棋に至りては唯之を能くせりと云ふに止りて多く其の事蹟を見ず、爲に將棋綱目の如き本因坊の格合不明と記するに至れり、由來將棋界は多く碁を云はず、碁界亦將棋を云ふを好まず、遂に茲に至りたるもの乎、當代記慶長十三年三月に「圍碁上手本因坊自去正月在江戸將軍可見象棋給とて、自京都宗桂被召下十日に十番さしける 一日に一番宛勝負相交成持象棋は本因坊宗桂對揚也」とあり又駿府政事錄慶長十七年三月三日の條に「在府之諸武士出仕於前殿本因坊算砂宗桂法師圍將棋宗桂勝」同二十三日の條に「將軍家於御前本因坊算砂宗桂法師有將棋算砂勝」とあり、又慶長十二年の譜に算砂に對し宗桂先し元和四年に算砂先せりと、是を以て見るも兩人の將棋は寂光寺の小傳に在る如く全くの平手なりしなり、左に參考として局譜一面を掲ぐ、古名人の評に、四五歩乃至三五歩大に好く四二金にて勝敗決せりと。

手合平手　勝 本因坊算砂　先番 大橋宗桂

七六歩	三四歩	六六歩	六二銀	七八銀	五四歩	五六歩		
四二銀	六七銀	五三銀右	四八銀	四四歩	四六歩	四三銀		
五七銀	三五歩	二六歩	三四銀	二五歩	三三角	三八金		
二二飛	四七金	六二王	六八王	七二王	七八王	五二金左		
六八金	五一角	六五歩	二四歩	二四歩	二六歩	三六歩		
三五歩打	三五歩	三五角	三六金	二六角	七七歩打	五九角		
四五歩	三三桂	四四歩	三五歩打	四六金寄	二六歩	二六歩		
二六馬	三六歩打	二七馬	四八飛	三六歩	三五歩打	二五銀		
三三歩打	二三飛	四三金	四三歩	三六金	四四歩打	三七金引		
四五馬	二八飛	二四歩打	四六銀	四二金引	四五銀	四五桂		
四六金	二七歩	二七飛	二六銀	四七飛	三八銀打	四八飛		
三七桂	三七桂	三七銀						

因に大橋宗桂初の名は宗金次で宗慶と稱し、後宗桂と改む、寛永十一甲戌年三月九日卒す、享年八十九歳、墓表に元祖玉淨院大橋宗桂日龍と刻す。

元和三年三月算砂碁、將棋に於ける訓戒の歌各十首をものせり

碁の歌

石立は相手によりてうちかへよ、さて劫つもり時の見合
番數を勝つほど後をしめて打て、少しも心ゆるしばしすな
他義法度かたく守らば其外も、勘忍するは道のみちなり
作物ありとをり入り案ずれば、心にそまぬ手をや打つらん
上手とて餘りの氣過恐るなよ、又恐れぬも惡きなりけり

圍碁は只下手と打とも大事也、小事と思ふ道のあしさよ
我藝を見かへる事は打忘れ、人の憂りをいふぞをかしき
身の上の負に成をば知らずして、向ばかりを見るは下手也
苟めも諸道の非難無益なり、手前の義理を詖さくは良し
嗜はかげにて絕えず勉めれば、面白き手を見分けうつなり
智案先早きは惡しくこまやかに、始末目算手打だてすな

本因坊書判

將棋の歌

うま立は相手によりて指かへよ、さて惣つもり時の見合
作物ありとをり入あんずれば、心の外の手をやさすらん
我前をかこはん事は差置いて、向ふ許りを見るは危なし
藝能は身なりかほもち大事なり、外儀心持油斷ばしすな
身の前の負になるをば知らずして、人の善惡言ふぞをかしき
假初に下手と指共すくむくな思ひこなすは誓なりけり
上手とて餘りの氣過恐るなよ、又恐れぬも惡きなりけり
嗜は影にて絕えずさしければ、面白き手を見分勝つなり
番かずを勝ほど後を思案して、少しも心はやりばしすな
文武をばつよくをさめて何事も、堪忍するは道の道なり
古今よりありがたかりし御代なれば、家職を日々にみがくべきなり

元和三年三月吉日　　本因坊書判

後年道悅、道策此二十首の歌の奥書を見て「法印は信長の戰國時代より大阪兩度の陣其他兵馬倥傯の間を凌ぎ、德川家入國に至るまで斯道の爲に寢食を安んずる暇なく鞠躬盡瘁されしことなれば、此の語あるは至當にして後世之を忘るべからず」と云へり。

右二十首の歌は算砂の直筆を以て認められ、現時之を裝具し寂光寺の寶什として藏せらる、又此の歌の始三首の別に算砂直筆を以て認められたるもの本因坊家に傳へられ、同家之を軸物となし毎月十六日の圍碁會席上に展覽するを恒例とせり。

是より前算砂は門下算碩（上手格）の技倆優秀なるを見て跡目と定め、未だ相續せしむるに至らずして歿したれば、更に算悅を以て跡目と定め（算悅法名を日傳と云ひ寂光寺に葬る）元和九年卯月二十三日病蓐中にありて碁所を中村道碩に讓りて二世算悅を督せしめ、同五月十六日東都に於て寂す、享年六十五歳、法謚を日海上人と云ふ、京都寂光寺に葬る、辭世に曰く、

碁ならせば劫を打ても活くべきに死る途には手もなかりけり

此の歌につき「碁ならせば劫など打ちて活くべき

に死ぬるばかりは手もなかりけり」とし、又他に「碁ならばや刧をもたてゝ活くべきを死ぬるみちには手一つもなし」とするものあり、茲には加賀の本行院に傳ふる者に據る。

算砂二百回忌

文政五年京都寂光寺に於て算砂の二百回忌追善を執行す、次で圍碁大會あり、席上荷田東麿の文あり、曰く、

久遠院寂光寺算砂日海上人は碁にあやしく妙なる人にして、又將棋をも好めり、大橋宗桂と平手なりしとかや、天正年中に權大僧都法印の任叙を蒙り、畏くも仙洞の御前にて碁を圍みたるは身の名譽ならずや、同じ頃右大臣信長公の館にて碁あり、東照宮に召され、共臺命にて寂光寺を退き本因坊と改め吾妻に下り祿を賜りしが、分けて今寺にのこせり、碁の秀逸なりとて名人の號をさづけらる、碁所をも聽されけり、今年文政五年二百年に當れば其家を始め道に聞えし國々の人寂光寺に集ひ、後には散ずる日あるべし書付けてよと需に任せ筆をとるは彌生の五月なりけり。

なき人のけふの手向とうつ石のくちせぬ名をやにつたふらむ

算砂の碑

寂光寺二十五世日靜上人常に本因坊算砂の偉績を想ひ碑を同寺に建設せんと欲し、明治三十四年之を廣島の碁客石谷廣策に謀り、事漸く緒に就くに及びて病魔の襲ふ所となり同年十月寂す、其の前七月算砂の碑文を五十川訒堂囑す、銘に曰く、

奇正相生兮　如環之無端　乘機應變兮　出危制安兵之道盡矣
碁之方彈矣　屬拜　天眷之榮兮　又受良將之知　可謂碁中興兮　兵之羽儀芳名千古兮　綿々無絕期

本因坊算砂の門下にして石見の宗算なる人十首の歌の解を爲したることあり、其の記する處を見るに歌に多少の異同ありと雖も之を一讀するに當時の事情を知る節尠しとせず、依て茲に抄出すべし、但し歌は寂光寺に在るものを正しとす。

石立は相手によりて打かへよ、さて刧つもり時の見あはせ

是は碁を二番と打ちまけたらば我すこし德ある碁立なりとも別の碁立を打べしとなり、又刧を打たんと思ふ時は刧の數をかぞへて打かくるなり、それも碁かちと見さりたらば無用ならんが又刧を功の事にも用るぞ、其頃因碩德藏辨助など十目勝の碁を一二目の損德をあらそひ、不覺をすること良々有

（坐）

天正年中

元祖
中押勝　本因坊算砂
先　鹿塩利賢

自第　一　手
至第　五十　手

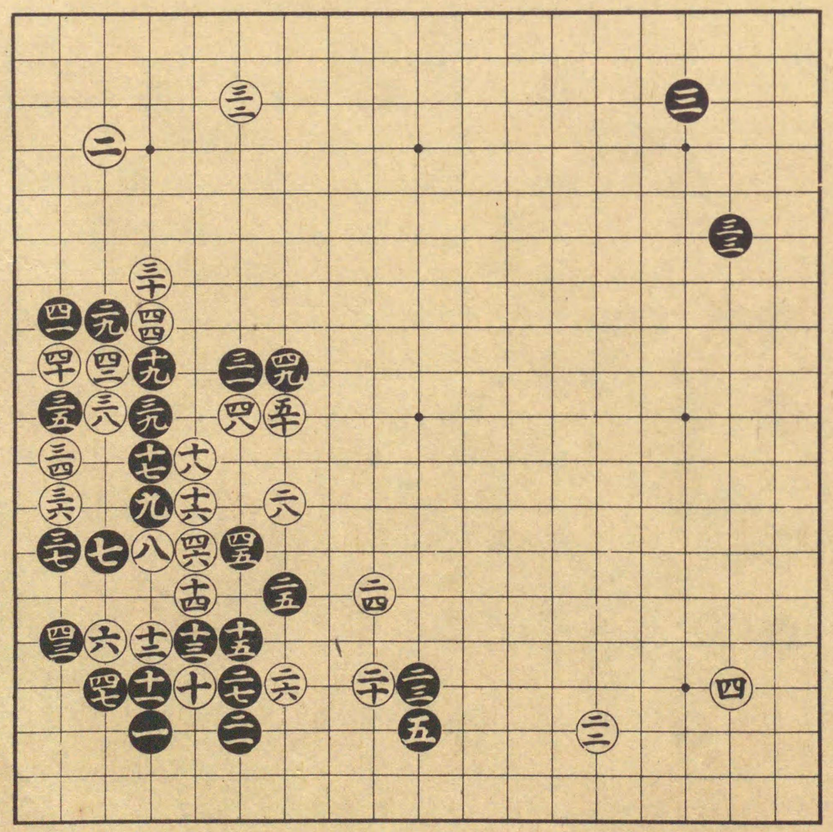

（坐）

自第五十一手
至第　百　手

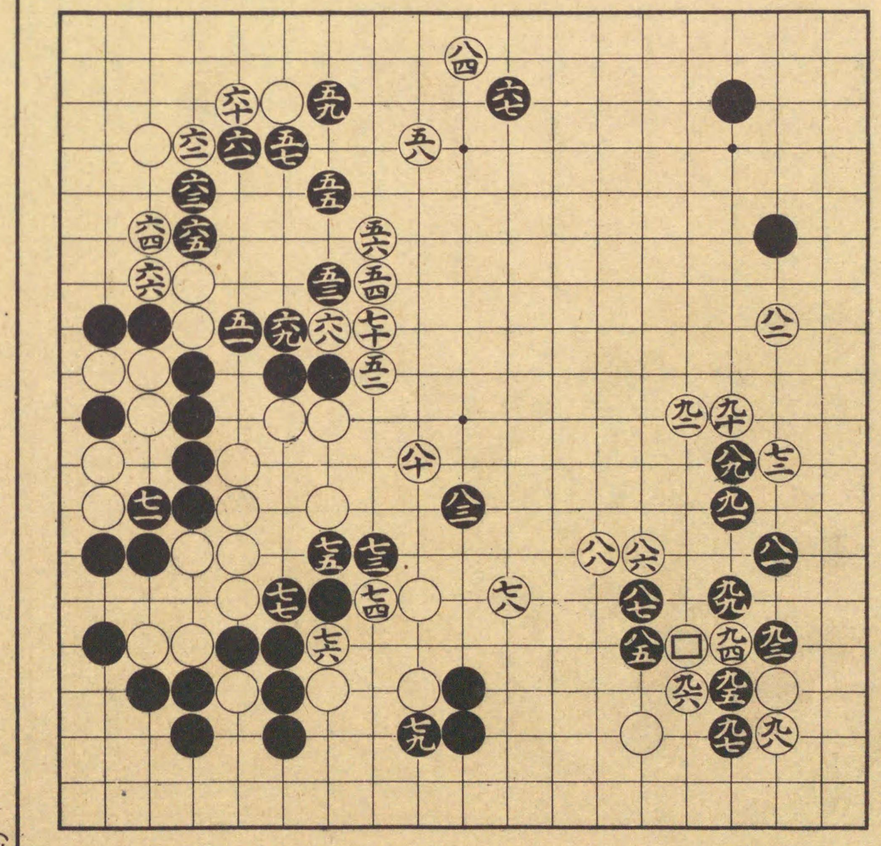

（坐）

自第　百　一　手
至第　百　三　十　手

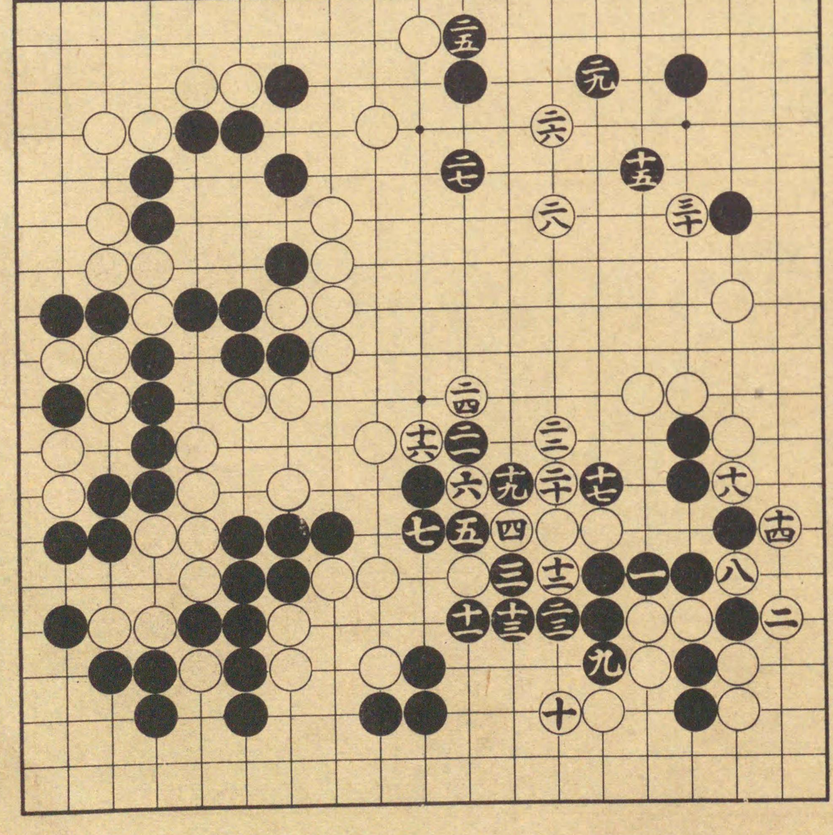

（坐）

によつて、碁功のなき故とてつくられたるなり、我かちと見たらば面目をふりすて 手をいれよと云々。

番數を勝程後をしめてうて、少も心油斷ばしすな

此の歌の如く何程かちても念をいるべきなり、利玄一番打ちかつて九番つゞけて法印にまけられたることあり。

上手とて餘りのけ過おそるなよ、又恐れぬも悪きなりけり

是は舛玄織田の素伯といふ人の所にて算哲と打たる時、我勝と思ひて恐れてまけたりし事を作られたるなり、又恐まいと打ても上方の方へはおそるべきことなり。

我前のまけに成をば知ずして、向ふ許りを見るは下手なり

是も色々の事をつけていはれ候へどもいらぬ事也、歌にてきこし侍り。

作物ありとをりいり案れば、思の外の手をも打なり

是は人ごとに碁經のうちを見ては、如斯むつかしきをも生死をしるしてをくによつて打なり、又をのれが打碁には作物よりやすきを打得ず、念のいらぬ故とてそしりて作られたり、是について雜話あり、世間の人に向て御身の座敷の柱は何本あるぞとたづぬるに、其の儘答ることなし、是れ常に念のいらざる故なり。

圍碁は只下手と打とも大事なり、小事と思ふ道のあしさよ

此歌に付て利玄の二つの碁に一番なをしに先になられたる事があると法印のいはれたり、舛玄と德藏に二に成たるをば我々も見侍りし。

我藝をみがゝんことは打忘れ、人のくもりをいふぞをかしき

是は予碁を打過大かた勝と見た程に少しよはき手を打たれば、算碩見られて石州ともをぼえぬ手を打たり、碁をやめられたらよからんといはれたる程に、予も又あらそひて勝て甲の緒をしめよと答たれば、法印まかれて作られたり、惣じて算碩碁きらひにて色々所望すれどもうたるゝ事まれなり、常に酒許用て碁をばつとめられずとなり。

智案まづはやきは悪しこまやかに、始末目算手打たてすな

是は何の謂れもなきことなり、案ずると先手其外工夫第一也、法印は色々所付て云れし也。

時宜法度かたくまもらば何事も、かんにんするは道の道なり

是は本因坊老し氣もよわらんぞ、然らば氣がつきてまくれば老後に覺をうしなふ程に、魚類を少々用ひよからんと、駿河の大御所様再三被仰出けれども終に食せられず、是によりてみづから出家道をたてすましたりと、少々自慢の心にて作られ侍りしなり。

古今より有がたかりし御代なれば、家職を日々にみがくべきなり

是は本因坊と利玄と大御所様の御前にてうたれしとき、利玄の石立過半よく出來たるによつて御所様御らんじて、此碁は大方利玄が勝たんと御詞ありし、されども其の碁は法印のかちに成たるによりて、御所様今の碁は何としてまけたるぞと御たづね有ければ、利玄申さるゝやうは不思議の手出來いたしまけ申候、其の上此程は碁を久しく不仕候故何とやらん無案内にてうたれがたく御座候と申上られたれば、御所様聞召しさて汝が職には何をするぞと被仰たるに、利玄赤面して手を拱して居られたるとなり、夫をよまれしとなり。

本因坊家を再興することを得、算悦二十歳の年道碩病に伏し其の起たざるを知り、先師より受けし印可狀に左の遺狀を添へて之を算悦に返附す。

去年より我等永々相患候に付、今不得快氣候、就而其方圍碁向後者可爲上手者也（二字不明）本因坊法印給下印可の狀をも相添へ讓申候、猶以圍碁之事不申及寺中の用御立專一に候、仍狀如件。

寛永七庚午年八月七日　　中村道碩書判

算悦殿へ

此の遺狀によるに、算悦は此の時七段に昇級したるものと見ゆ、又末文に寺用云々の事を記せり、之れ坊門は寂光寺に籍を置くを以ての故にして、後世河野元虎は其の碁則變に本因坊一世二世は清僧なりと敍したり。

其の後算悦は第二世安井算知と碁所を爭ひたるも決する所なく、萬治戊戌年九月十六日遠逝す、享年四十八歳、日緣と法謚し寂光寺に葬る（亡年六十四歳となすは非なり）

算悦の圍碁に於ける遺訓は、其の自書寂光寺の

本因坊第二世算悦

算悦は本姓杉村氏、京都の人なり。

算悦は一世算砂の臨終に跡目となりしも、當時僅に十三歳、幼稚の故を以て無祿とせられ、碁家としての本因坊家は一時其の存在を認められざりしが後、後見中村道碩の盡力により三十石を賜ひ、

寶什として秘藏せられあり、其の書體優美にして墨痕今仍ほ麗はし、文に曰く、

凡圍碁をさめんとするならば、先定石石立を能く習ひ得て局に對し一手も麁略に打過ぐべからず、力を盡し專一位をとり變に應じては定格をも離れつよくせり詰め、其所にて勝負を決する程の心にあらずんば地に取後れ、位詰の負になる事あるべし、然れども本法の石立を以てあら〳〵しき手なり、打にしくはなし、惣じて上手よりはつと勢を見せ嵩にかゝりて打ちたりとも少しも騷がず、石の位を以て自然に敵の勢を消す事と當に心得べし、又彼ようたんとするに敵はずと沈んで手を持つ事有り、ます〳〵つよく心許を以てうてば必ず過あるものなり、すべて勝負は十目勝つべきを八目に滅じたりとも慥に危き事なきを勝の專一とす、勝なりとて心ゆるみ慮すれば思ひの外の負を取るべし、尙々其所の緩急善惡を能く考へて打つべし、又石を置いて打たんに先上手の碁勢の淺薄なるを伺ひて後其所よりせり詰位をけし、我石をかたくしまりて少しも動ずる心なく紛れざるやう輕く勢を持つ事一切の碁同意なり、敵より筋を離れて打つときは紛らはしく打來る共打つべき本手を以てうてば、其心同じき故に一局の位を得てつひに勝を取る事を志すべし。

算悅書判

曾て御城碁に於て算悅、算知對局の折、松平肥後守黑書院に來り兩人の對局を傍觀し、大名の無邪氣なる何心なく、本因坊此碁負と見ゆと評せり、算知是を聞き發止と思ひたれども一刹那已に駟馬も追ふべからず、差打俯き居たりしに、本因坊は靜に石を斂め遙に席を退き色を正うして曰く、吾曹碁を以て上に奉仕する以上、生命を賭して局に向ふこと恰も武士の戰場に臨むと同く、何人にも掣肘せらるゝことなく、又何人の容喙をも許さゞる所なり、況んや自分は天下の上手なり、肥後守殿如何して其勝敗を豫知し玉ふや、實に此の如くんば御城碁も此迄なり、と言放ち已に下城に及ばんとす、然るに此時將軍御出座の知らせありて奏者番寺社奉行を始め當日掛の役人は周章狼狽爲す所を知らず、只管算悅を慰諭して擲續きを爲さしめんとす、肥後守も亦今や寸時を爭ふ場合、而も己の失言より事起りしなれば、已むを得ず算悅に對し、本因坊麁疎なること申したり、何卒機嫌直して打續き候樣と謝罪的挨拶に及びければ、算悅も意融け氣を取直し再び殘局を修め手談を爭へり、而して算悅は前の一事もあれば此碁是非とも勝を得んと欲し、算知も亦肥後守の意を想ひ何卒して勝利を得肥後守平素の恩を報ひんものと、此に兩雄互に神機妙算を戰はしたりしが結局に至り僅かに算悅の勝となれり。

算悅の松平侯に於ける、碁家の見識として富貴に諛らず、威勢に屈せず、自重沈着にして權門高家と雖も一步も假借する所なき、其氣節の稜々たる擧世之を賞贊せざるなく、以て千載の龜鑑とせり、今世の碁家此章を讀んで冷汗の腋を濕さざる者夫れ幾人かある。

井上家第一世中村道碩

道碩は京都の人、算砂門の神足にして井上因碩家の開祖なり（世に道石と記すは誤りなり）

元和五年師算砂法印より碁所の認可狀を受け名人碁所となれり、是より前道碩が先輩たる利賢に對する勝負合を見るに、當代記慶長十三年卯月十日の條に「碁打利玄下著駿府道石と每日碁有之、三十番內七番道石勝越しけると云々、道石は本因坊令同道六月下旬令歸洛」とあり、此の兩人は數年前より互先なりしが、此に至り道碩愈々七局の勝越しとなりたり、又當時初代安井算哲（六藏）名人上手間（八段）の品位にあり、久しく之と相爭ひ道碩遂に一頭地を拔くに至れり、坊門の書に曰く、

中村道碩儀者本因坊諸弟子の內秀諸人に勝越候へば、算砂相果候砌碁所の御證文並に印可狀を相添へ相讓申候事、但安井算哲は名人上手間の雖爲手合道碩碁所算碩定先可置旨算砂遺言は算哲定先にて數年仕候事。

當時一段違ひは一目違ひと見え八段は名人に定先の定めなりし、又林家の書類には、

算哲は元祖本因坊算砂の弟子にて名人上手間の手合八段に進む、中村道碩と同門にて均しく高名なり、然るに道碩は諸弟子に秀でたるより印可狀幷に大閤より賜りたる碁所の御證文を添て讓る、是より道碩儀碁所被仰付候故算哲に定先爲置打しなり、云々。

道碩は此の如く先輩利賢及び同窓たる算哲等に勝ち、天下又敵するものなきに至り、遂に碁所に補せられたり、後世に至り林元美其の碁を稱して曰く、

予道碩の碁譜を藏する六十局許なり、一々之を閱するに其雅致は可樂、其神算は可愕、之を閱べて愉快禁ぜず、昔曹操は陳琳が作りし檄文を見て頭風を愈すと云ひしが、予亦道碩の碁を見て然か思ふなり、予の知人丈和蚤歲松之助と云ひし時諸州を遊歷し歸りて予が牛込の宅に訪ひ來り、出羽にて長阪猪之助と數番對局して勝得たることを語りたる談話中、予が曾て著はしたる碁經連珠中の道碩の碁を暗記し、深く其意味を得て長阪と數局試みし故にや大に自ら上達を覺えしと云へり、實に去る事あらん、予道碩の碁に於て實に敬伏する處ありと。

明治の碁客高崎泰策も亦謂て曰く、

今人動もすれば難口たらんを欲し、古人を貶して今人を賞揚するの弊あり、是れ今人の藝に遊ぶや、金力によつて逸樂の間に對局を得て、古人の如く苦辛慘憺の裡に修得悟了するの苦味を知らず、從つて今人の碁は形に於て完美の域に達するも、古人の巖盤練鐵の如きを見ず、予道碩の碁を見るに、實に百練の鋼鐵の如く、之を試むるに從つて益々其高妙森嚴を覺ゆ、我明治の碁今や漸く形の時代に入れり、其法に入り

て法を脱するは果して何れの時乎と。

算砂の死に瀕するや、道碩を名人碁所に推擧して二世算悦の後見たらしめ、遺言して其の誘掖扶教を托し、且曰く「算悦にして碁品發達せば當家相續再興に努めよ、若し又何時までも吳下の阿蒙たらんには卿の自由にせよ」と恰も玄德の二世を孔明に托したるが如く、本因坊家は道碩に依り初て連綿三百年の中興を見るに至りたり、而して道碩が算悦の後見となり、督勵最も力め、其の七段となるに及んで之に印可狀を返附し、坊家を泰山の安きに置て初て師恩に酬ひたるが如き君子的行爲は、斯界無二の美談として將た後人の推服する所以なり。

道碩寛永七庚午年八月十四日死亡す、享年四十九、京都寂光寺に葬る。

夫れ道碩は人格に於て一點の批難すべき點なく、其の技亦天下に敵なし、卽ち算砂の之を推薦して碁所に充てたると同時に己の家名をも之に依托したる所以にして、斯道發達を專念したる淸僧算砂に於て初て之を斷行し得たる者なると共に、極めて高潔の處置たるを失はず、而して碁所は公職にして本因坊家の私すべきものにあらざる主旨を明瞭ならしめたるは、全く此の神聖なる碁所の存在したるが爲なり。

德川二代將軍臺德院は非常の碁好きなりしと見え、常に道碩、算哲の手合を見るを好み、上洛の時には供奉の內に加へ、二條城に於て對局せしめたり、其譜今傳はるもの多し、此道碩、算哲は改まりたる勝負碁はなきも常に競り合ひて數年間に百二十番を圍み、內道碩四十番の勝越となりたりしが、道碩は打手早く算哲は頗る遲く、而も魂氣强くして少しも屈せざりしと見え、道碩は他に向ひ「碁には勝てども命は算哲にとらるゝ」と云ひしことありと、算哲亦容易の敵に非ざりしが如し。

安井家の祖先

淸和源氏陸奥守義家（八幡太郎）九代の後胤を畠山播磨守義深と云ふ、義深の子目九郎十三歲にして足利義滿に仕へ其偏諱を受け加冠して九郎滿安と稱す、後滿貞と改む、河內國澁川郡を領す、因て姓を澁川と改む。

滿貞初め足利氏の內執事を勤め、後左馬亮に任ぜられ武者頭となる（滿貞の遺訓九ヶ條の書は澁川家に傳はれり）其子

（坐）

正保元甲申年於　御城

先番九目勝　第二世　本因坊算悦

元祖　安井算知

自第　一　手

至第　五十　手

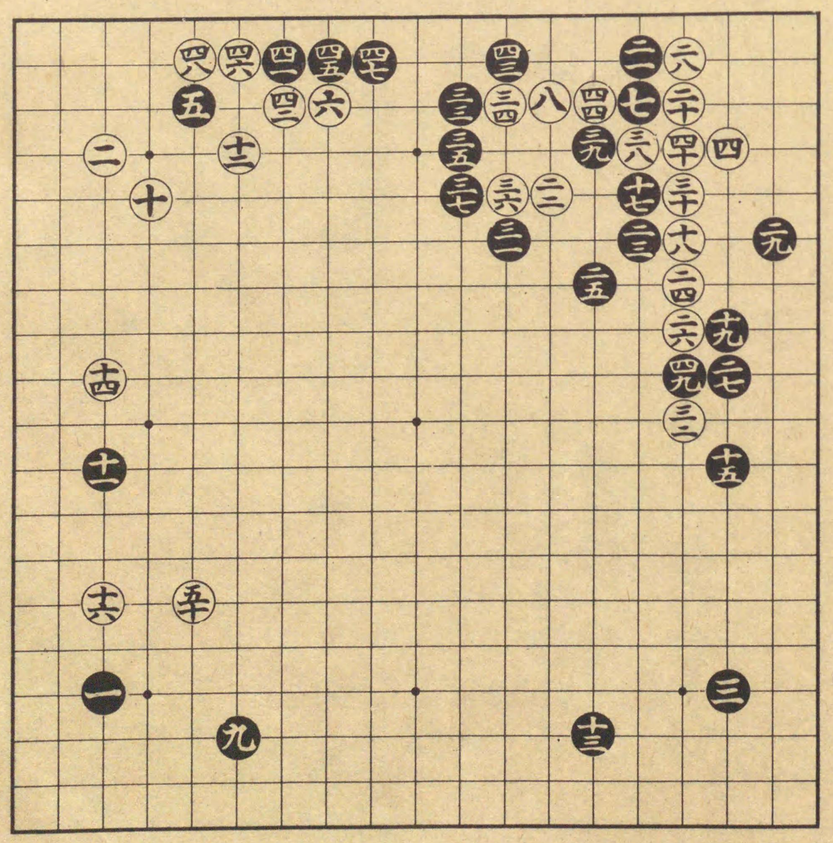

（坐）

自第五十一手
至第　百　手

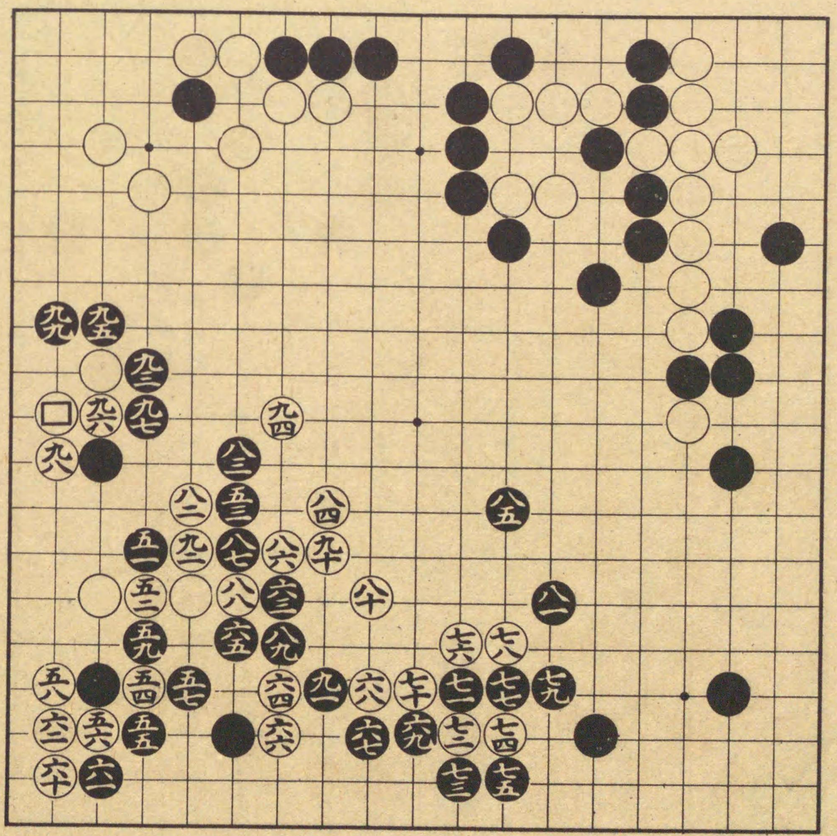

（坐）

（三二）十三の處
三目つぐ

自第　百　一手
至第百五十手

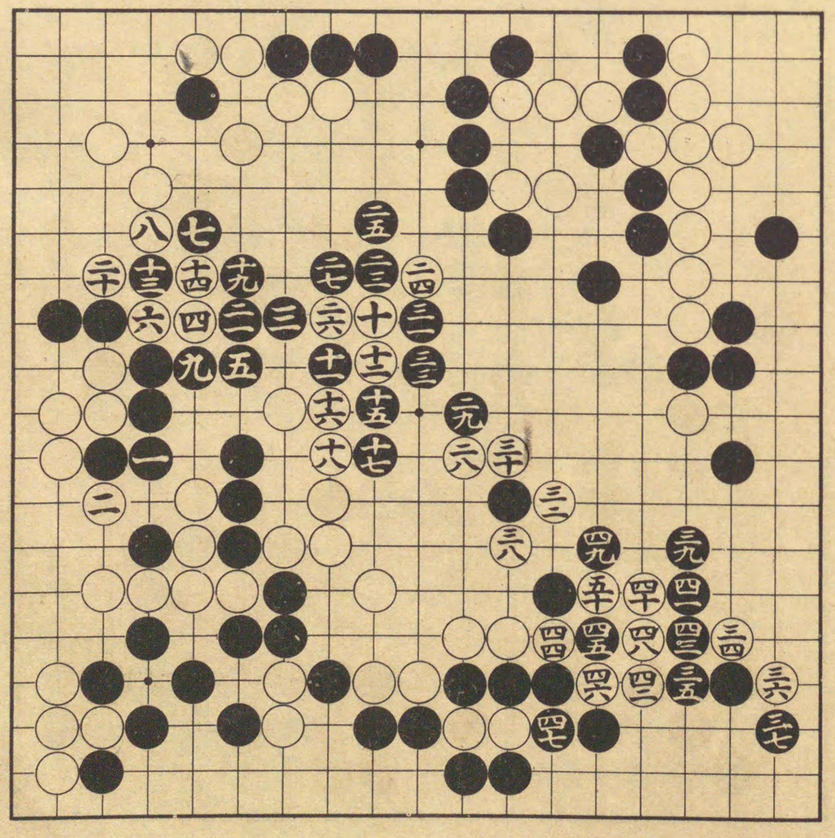

（坐）

自第百五十一手
至第二百手

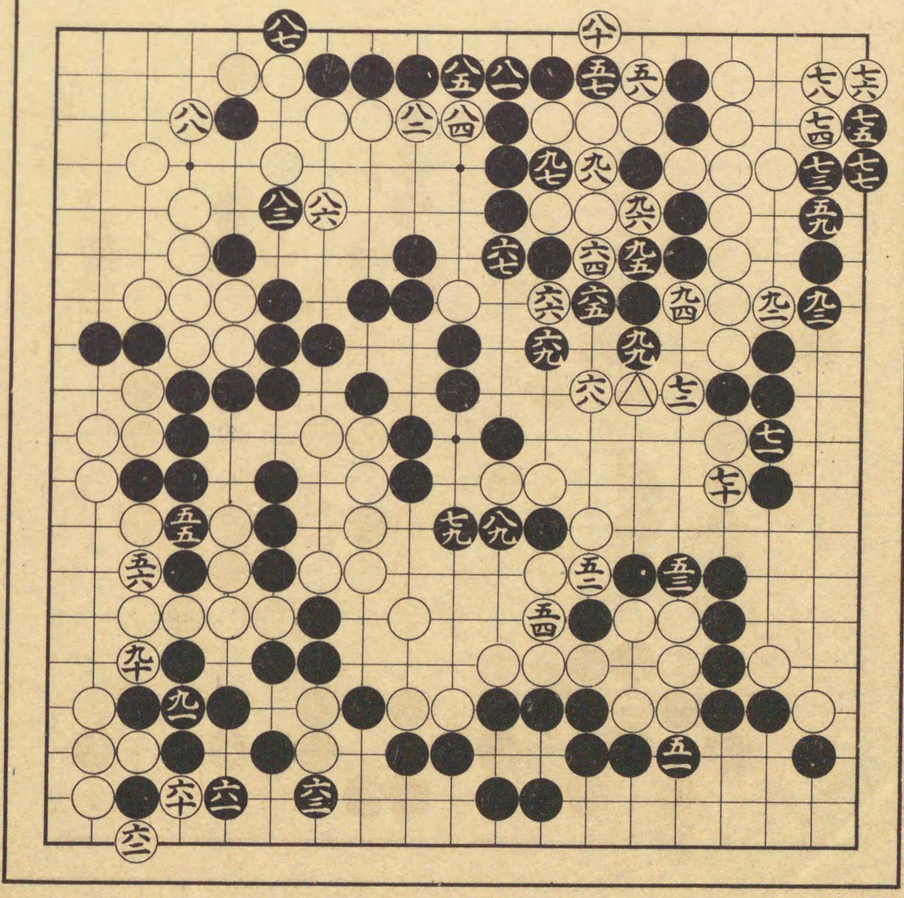

自第二百一手
至第二百四十手

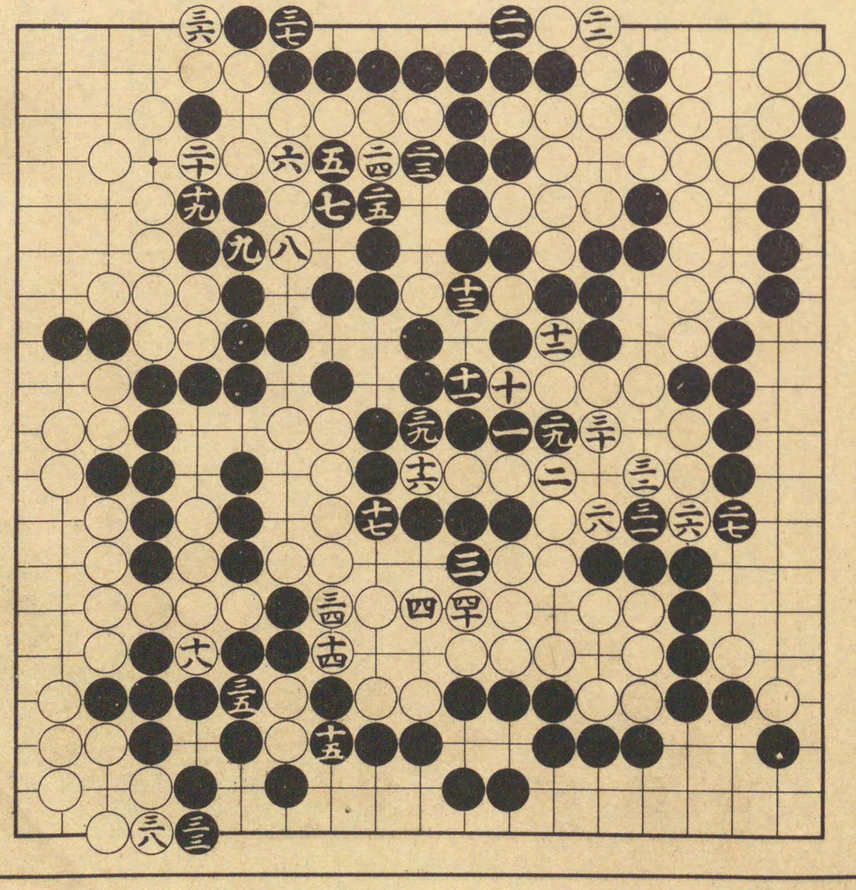

右馬丞光顯（從四位板倉伊賀守の祖、澁川八右衛門好重之父也）を經て孫隱岐守光重に至り、播磨國安井郷を領す、因て再び姓を安井と改む、是れ安井氏の鼻祖なり、京都屋敷を太秦の東双岡の南に構ふ。

澁川春海の幕府に出したる書及舊記を見るに、安井又保井と認め、且つ但書に御當家に被召出候者保井之方相名乘申候とあり、然るに碁院安井家は專ら安の字を用ゆ、何時の頃よりか判然せず。

安井家第一世算哲

算哲は幼名六藏、後算哲次吉と云ふ、安井忠右衛門宗順の第二子なり、世之を古算哲と稱す。

算哲幼にして圍碁を能くす、其十一歳の時榊原式部大輔の推薦に依り始めて德川家康に謁す、其の總角にして斯道に巧妙なるの故を以て三十石十二人扶持を給與せらる、常に駿府に在勤して圍碁の對手を勤めたりしが、十九歳の年剃髪して算哲と號し、本因坊算砂、中村道碩、鹿鹽利賢、林門入、古因碩等と共に碁院に列せられ年々の御城碁を勤む。

慶長十九申寅年大阪の亂に親族安井道頓は西軍に屬して大阪城にありしかば、安井家の一族は德川家に不首尾の體なりしが、獨り算哲は碁士を以て家康の寵を受け、近親伊丹廣勝と共に東軍にありて、爲に家康に肝煎り、父宗順、叔父定吉を東軍の案內者に推擧せり、故に宗順定吉は共に大津八町に於て家康に謁見し左の朱印を受けたり。

禁制　河內國澁川郡久寶寺

一軍勢甲乙人等濫妨狼籍之事

一放火之事

一苅取田畠作毛之事

右於違反之輩者速可處嚴科者也仍如件

朱印　慶長十九年十一月二日

此の朱印包紙の上書には、安井算哲奉之と認められたり、之を以て見るに朱印下附に就ては、專ら算哲の力を盡したるものなることを知るに足る、後此の朱印澁川家に傳へらる。

後算哲は居宅を京都に構へ、每年三月に至れば本因坊等と共に東下、四月朔日登城し、十二月御暇に至るまで碁を以て在勤したりしが、本因坊第二世の代、實子春海尙幼なるを以て家を門人算知に讓り、慶安五辰年正月九日京都に歿す、行年六十三歳、法號を正哲院紹元と云ふ。

大阪安井家の記錄には、算哲承應元壬辰年五月九日亡と認めあり、本傳記する所は碁院安井家の舊記によれり。

算哲三男一女あり、長は第二世算哲卽ち澁川家の祖澁川助左衛門春海にして、次は內藤家の臣勘左衛門、三は知哲と云ふ、卽ち安井家第三世是なり。

林家第一世門入

門入初の名は門三郎、本國は伊賀なり、後泉州堺に移り南の莊湊町海邊の小庵に幽棲せる日蓮宗の僧利賢坊を師として碁を學ぶ、利賢坊俗姓鹿鹽氏世に利玄と稱するは是なり。

林門入の名は德川家康の命ずる所なり、同家の書に、

權現樣御扶持被下置候御鐵砲方の御用承り候、細工大抵惣八郎と申者是は一時御伽衆の中より御鐵砲張り候惣八が悴門三郎と申者有之、未幼少には候得共碁を打申事を好み家業の細工を嫌申候に付き親共不興仕候、而叱候得共親共の目を忍び寺々方杯參り候て兎角碁を打申候、必竟用に立不申候とて親共迷惑がり候と申上候得ば、御聽被成都て人には天性と生れ付たる得手と不得手がなくては不成なり、其悴は如何程に碁を打ぜ、呼よせ打せ見よと被仰候に付て濱松の御城へ被召、坊主御役人など打寄て相手被成打試候得共、此悴に勝候者一人も無之由御聽に達し、重而御上京の節上方へ可被召連間坊主仲間へ入れ、小坊主に致置候得との御意に付、髪を剃落し名をば如何附可申哉と被伺候處、則名は門入に仕候得との事にて本多佐渡守被申上候は京都へ被召連候へば苗字も無之候、而は成申間敷候所へ赤がり門入にても相濟申間敷と申上候得ば御聽被遊、佐渡守の申通り赤がりにても如何なれば苗字は何と成とも其方ども付てとらせ候樣との仰に付、野にも山にも澤山有之ものに御座候へば森と成とも林となりとも可仕候哉と申上候へば、今度上方にて上手に成候まで森も可然先林にして可置との仰につき、夫より林門入と申候となり、其後御上京の節被召連本因坊の弟子に被仰付候處、段々碁を打あげ上手並の手並に罷成候、云々。

林門入が父は本國伊賀にて松屋彌左衛門と云て鐵砲鍛冶なり、今江戶鐵砲町にて鐵砲御用相勤御扶持百五十俵被下置松屋鐵五郎と云ふ、是林門入弟の家なり、天正十八年關東御入國の時より御供し江戶住なり、松屋の由緒書に委しければ爰に略す。

赤がり惣八が子と云ふ誤りなり、然れども昔より由緒有之

井上家第一世

中村道碩

第一世

先 安井算哲

自第 一 手
至第 五十 手

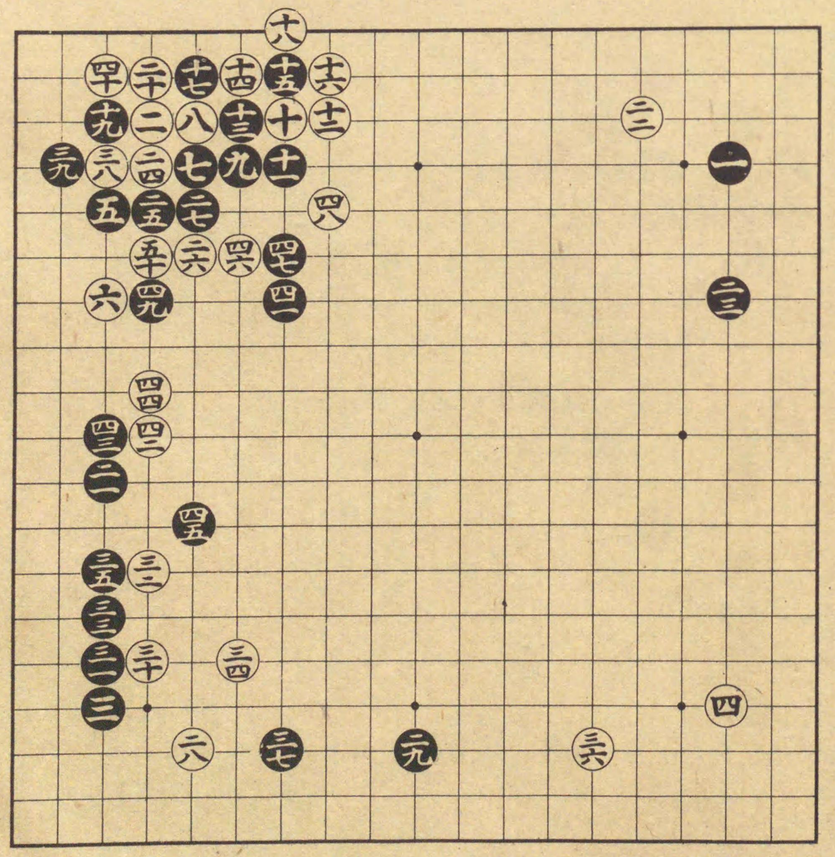

にや近來迄同居なり、今松屋鐵五郎が姉は惣八が女なり、甚惣八は鐵砲町の草分名主なり、惣八が苗字異なる事と思ひしに、是は或時泉州堺にて鐵砲鍛冶家業日々に增て繁昌仕候と申上候得ば、ヒビに增し候はアカバリなり、今より甚と呼候へと權現樣の御滑稽に御附被成候苗字なりと云ふ、松屋彌左衛門は居宅の庭中に松樹の大なるありけるよりて其所の者松屋々々と呼しとなり、兩人共に堺にありて年來鐵砲を鑄たる故に惣八が子と誤りしにや、此頃泉南湊邊に庵を結び利玄坊と云ふ日蓮宗の僧あり、天稟圍碁の良手にて其名天下に高し、門入は同所近邊に住みける故利玄に隨ひ碁を學びしなり、門入童名は門三郎と云ひしなり、本因坊が弟子にはあらず、此事は林家の口碑にも傳へ同職共の家にても慥に知る處なり、新刀の名鍛冶虎徹と名を齊しくせし繁慶は甚惣八なりと云ふ說あれども、是は時代相違せりと云ひし人あり、猶尋べし。

因に門入は常に縞の衣服を好みて着しける故、權現樣しま坊々々と御呼被成御寵愛舊記口碑にも傳へたり。

以上の記錄を綜合するに、綜八と彌左衛門は兄弟にして門入の弟鐵五郎は彌左衛門の家を相續して松家と云ひ、門入は甚姓を林と改めたるもの、如し。

門入の名の當代記に初めて見えしは慶長十五年九月九日の條にして「今日於二駿府一近習之衆竝年寄衆出仕、大御所面に少之間出給、奥にて碁あり、本因坊德番にて利玄四目勝又道石と門入碁有、門入勝」とあり。

門入老後退隱して門入齋と號し、寛文七丁未年七月二十八日（道策時代）八十五歲にして逝く、法名を林譽覺玄居士と云ふ、是は寛政元年四月の追號なり、淺草誓願寺地內快樂院（淨土宗にして天正十八年小田原北條氏滅亡により此地に轉退す、田島山とは家康狩野の歸途田中の島に似たりとて暫く休息せり、依て田島山と呼ぶ、今の田島町なり）に葬る、同寺過去帳に曰く、

初代 林譽覺玄居士 善譽極入比丘（元祖林門入齋八十五歲死去）

（寛文七年八月五日 門入の家來喜左衛門）

秀顏童子（慶安三年二月二十一日 鐵砲町門入子）

映菴妙珠尼（正保四年十一月十九日 門入內儀樣）

急欣（寛永二十年六月十一日 鐵砲町門入內喜左衛門）

妙薰（寛永十九年正月十四日 鐵砲町門入內喜左衛門內儀）

產照妙光（寛永十八年正月十七日 門入內半衛門內儀）

六六　四目粘

自第五十一手
至第百手

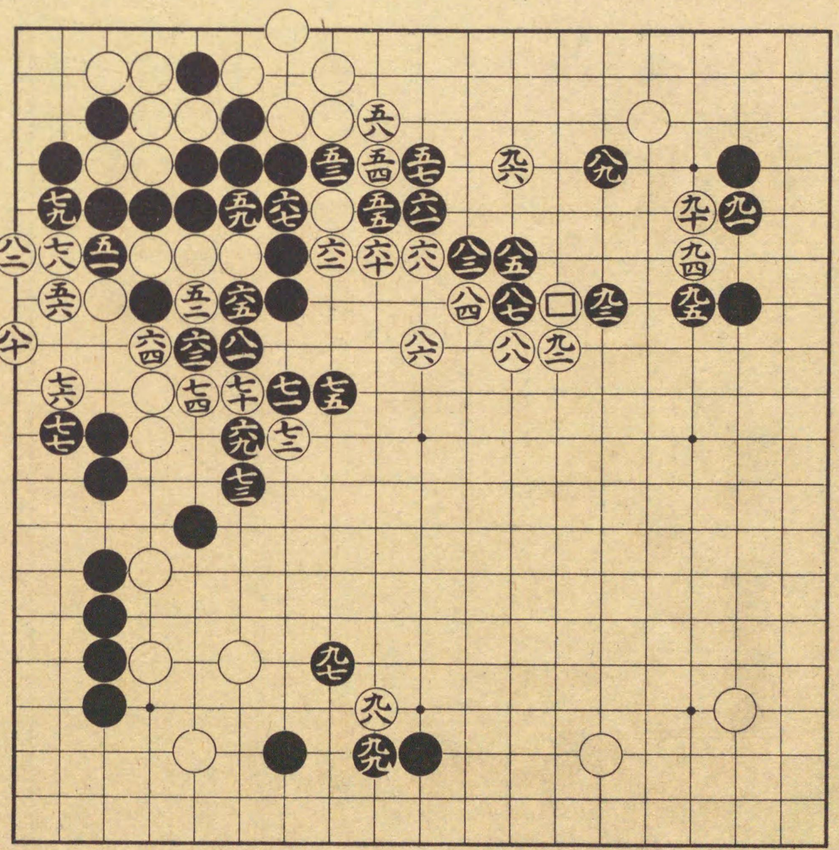

（坐）

名人因碩評曰
勝敗不明是迄の趣向甚面白し

自第百一手
至第百七十手

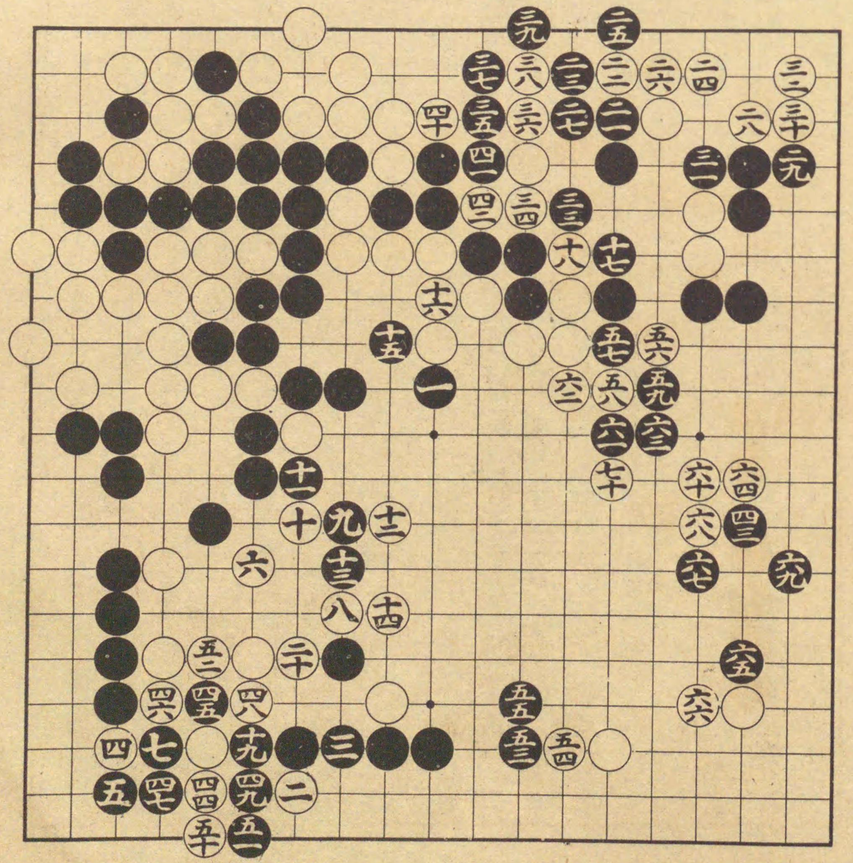

（坐）

林第二世門入

第二世門入（林家は世々門入と號す）碁格六段位？判明せず、曾て中村道碩に先の對局あり、名人因碩之を評して曰く、双方手談面白し、碁立は時々の風なるべし、と載せて碁譜連珠にあり、貞享三丙寅年三月十一日（道策の世）死亡す、法名を仙譽自閑居士と云ふ、快樂院に葬る。

本因坊第三世道悦

道悦本姓丹羽氏、伊勢國松阪（或曰石見國）の人なり、少うして本因坊二世算悦の門に入り、萬治元年二十歳にして師家を嗣ぐ。

寛文六年上手となり、後准名人に進み、次で延寶年間安井算知との争碁に勝ちて名人同格となり、同五年九月十八日退隱す、幕府第四世道策壯年の故を以て特に同年の御城碁より再び出仕を命じ、二十人扶持を賜ふ、後京都に閑居するに及び、之を返上して爾來世外の一閑翁として清風明月を侶とし、九十二歳の長壽を保ち、道知の末年享保十二丁未年二月四日老歿す、法名を日勝と云ふ、其の享保九年甲辰正月三日八十八歳の米賀に詠める歌に曰く、

あふぐぞよ八十八年の春は猶豐なる代の君のめぐみを

此の書今猶道策の生家たる石州の山崎家に藏す。

井上第二世因碩

因碩の名より云へば第一世に相當するも、同家は中村道碩を祖とするを以て此の因碩を第二世とす、世人呼んで古因碩と云ふ、林元美の著はす連珠中に掲げたる、中村道碩と對局せし第一世因碩こそ卽ち此の第二世因碩の事にして、手合七段上手並なり。

此の因碩の傳記に就ては、井上家の書類も、本因坊家の書類も、悉く幾度の火災に烏有に歸せしものか些の見るべきものなく、只僅に坊門の記錄

中因碩は山城の人とあると、碁所第一回詮議の中に其名の見ゆると（史傳參照）第三世本因坊道悦が幕府に對する届願書類の控中に左の一項あるのみ。

延寶元年癸丑正月十四日元祖因碩六十九歳京都に於て死す、此使ひ相遲れ七月一日老中久世大和守宅に道悦不取敢出頭にて申上ぐ。

卽ち延寶元年は中村道碩歿後四十五年に該當す、墓は京都寂光寺に在りて、墓表中玄覺とある夫れなり。

安井第二世算知

算知は山城の人、第一世正哲院門に出藍の譽あり、後ち名人碁所となる。

由來此の安井家と林家とは本因坊、井上兩家と異りて僧籍に非ず譜代の格なれば、血統相續を貴ぶ家柄なり、されば始め正哲院實子を以て家を襲はしめんと欲したりしも、春海（其時十三歳）知哲未だ幼稚なるにより、門下の偉才算知を拔いて相續人と定む、算知部屋住の中より切米二十石六人扶持を受く。

古算哲時代には別に邸宅ありしも、算知は松平肥後守の知遇を受け、其の邸内に長屋を賜ひ、第四世仙角に至る迄之に住せり、勿論知行の如きも公儀よりの外に松平家より助扶持を受けたり、又江戸上野の開基慈元大師（天海）の知を得て爲に一層公儀の信認ありて羽振宜く、凡てに便宜を得たり、後年其の名人碁所を得しも此等庇護に依るもの多きに居れり。

算知相續以來拔群の精技を以て遙に諸家を凌駕し、遂に名人碁所となり、本因坊道悦と爭碁を擲ち、延寶四年家を先代正哲院の季子知哲に讓りて退隱し、世外に逍遙するもの數十年、元祿十六年三月十二日八十七歳を以て京都に歿す、德壽院算知大德と諡し寂光寺に葬る。

算知碁所中琉球の碁士來朝し、算知對局して三段を免したる事は本因坊第二世算悦の代、同國人津波之子なる者來朝して算悦之に三段を免したるの事跡と共に、記錄詳細を缺くを以て知るを得ず。

歌謡集松の葉に掲くる「かづま」は實に算知の作なり、左に錄す。

かづま　　關川檢校調
　　保井算知作

怨は人をも思ひ思はじたゞ身ひとつの、報のつみやかず〳〵の、浮名に立ちしざんげのありさま、岩もる水の思ひとなり、名を仇し野のつゆ涙、つゝめどあまる世のならひ（合）きのふはけふの夢（合）忘れもやらぬ我思ひ（合）せめて暫しは（合）とまれかし、梓の弓のたつ空の、是まで現はれたるぞや、あゝなつかしや今とても、忍び車のわが妻（合）我すがた（合）物に狂ひし有さまを、哀れとも又はかなけれ（合）世の中は廣いようでせばいもの（合）にあいのつま〳〵いと〳〵太鼓の音どん〳〵もよしどん〳〵〳〵（合）どん〳〵〳〵（合）つく〳〵てんつくどんがらが太鼓の音もよしやつとしよ（合）似合のつま〳〵いとゞ太鼓の音どん〳〵もよしどんどんどん（合）どん〳〵〳〵（合）つく〳〵てんつく〳〵どんがらたいこのねもよしやつとしよ物に狂ひしわがすがた

板垣友仙

友仙は讃岐の人、本因坊の高足にして、初め善兵衞、後十左衞門と改む、友仙は其雅號なり。

本因坊道策の少年時代には、坊間出身者にして未だ頭角を顯はしたるものなし、故に道策は常に友仙に稽古を爲せり、又後年道悦、算知と碁所を爭ふに當り、己れの胸襟を開いて機密を協議するものとては、唯道策と一友仙あるのみ、而して友仙は其の長とする所碁に圍碁の上のみに止まらず、文武其の他の諸藝に精通し、殊に公邊の事情に暗からざりしより、斯る場合に最も適當なる參謀にして道悦の爭碁に後顧の憂なく、專心其の名譽を發揚するを得せしめたるなり。

此の時代に算入なる秀才ありて、寛文十二年十二月十歳にして道悦に對せし二子の碁譜今猶殘存せり、當時道悦八段なれば算入四段の碁なるべし、而して此の算入なる者の事蹟は其の前後に參考とすべきもの無し、想ふに或は道策の前名には非ざるなき乎、記してしばらく疑を存す。

井上第三世因碩

第三世因碩、本姓山崎氏、幼名を千松と云ひ、後道砂と改め、退隱後更に休山と號す、本因坊門下にして道策の弟なり。

第二世因碩の歿後、師道悦は道砂を以て其の後式（幕府の書式に生前相續人を定むるものを跡目と云ひ死後に定むるを後式と云へるが如し）となし、延寶元年十二月三日伴うて月番寺社奉行小笠原山城守役宅に就き、後式相續の願書を提出せしに同月十九日聞屆の上左の證書を下附せらる。

覺

碁打　因碩跡

一御切米二十五石

右當年病死に付道砂に被下候間、如前々手形を以て可相渡候、以上。

延寶元丑年十二月十九日

但馬判
大和判
美濃判

小野惣太郎殿

道砂は前因碩の名を襲はんと欲し、同二年春之を出願せしに、三月十五日に至り登城御目見得の時、松平備前守より碁打因碩と名披露せられ、茲に始めて三世因碩とは成れり、爾來此の例に倣ひ世々因碩を名乘ることゝなれり。

井上家は初め五十石十人扶持なりしが、此の時二十五石に減ぜられ、後舊格に復す。

因碩元祿十五年卒す、法諡を日眞と曰ひ、墓標は京都寂光寺に現存せり。

本因坊第四世道策

道策の祖先を松浦但馬守と云ふ、毛利元就の幕下にして一萬石を領し、後浪居して石州大田村の山崎に住す、里人敬して山崎公と稱す、依て山崎を姓とす、後徙て馬路村神の前に住す、二子あり、長を善右衞門と云ふ、配は雲州苅田佐渡守の女也、石見侯大久保家に仕へ、老後致仕して宗休と號す、其子七右衞門藝州渡部氏の女を娶り、三男三女を擧ぐ、長は七右衞門、次は道策、季を第三世井上因碩とす、母曾て細川有齋の乳人たるの緣によりて七右衞門の子五郎太夫は五百石を以て細川家に仕へ、從弟半十郎亦部屋住にて若干の扶持を受けし

が、本因坊第三世道悅京都に退隱するに及び、道策の命により致仕して其の付添人となれり。

道策幼名を三次郎と稱し、穎悟俊邁、年七歲始て碁を學び、稍長じて父に辭して江戶に赴き、技を本因坊第三世道悅に學ぶ、初め道策の志を碁に寄せ其の師を選擇するや、當時安井の門望甚だ盛んにして算知の名大に揚る、故に人多くは其の門に入らんことを勸むるも、道策は本因坊こそ圍碁の長者斯道の司なりとて遂に贄を坊門に執れり、道悅は一見天の作せる碁豪とし力めて指南奬成せしかば、其の業頓に進み、道悅も舌を卷くに至れり、是に於て山崎家に懇請して嗣とす、坊門是より揚る。

道策は出藍の偉材なり、先に道悅、算知爭碁中常に道策は師の碁に品評を加へ、其の足らざるを注意せりとか、後世安井家の所說に「算知の碁所願にして十年早かりしならんには或は十分の結果を得たりしならん」と、蓋し道策の技倆未だ其の域に進まざる時代を指せるなり

延寶三年道悅、算知の爭碁二十番終了し、翌々五年道悅退隱するに及び、同時に道策を本因坊第四世とし、併せて名人碁所に推薦するに當り、碁界亦一人の異議を唱ふる者あるなく直に許可せらる、古今名人碁所を定むるに此の如き無事平穩に其の任命を見しは其の例を見ざる所なり。

道策の性行

孝子の門忠臣を出すと共に又名匠偉人を出すは其の理數か、道策の江戶に在るや常に老母を懷ふの情は今猶山崎家に藏する書信を見るも轉た其の心緖の切なる常人に越ゆるものあるを見る、又老師道悅の京都に侍する能はざるを悲み、半十郎をして代りて孝養の任に當らしめたる如き亦盡せりと云ふべし、而も業務に對しては「碁道の今日あるは全く第一世法印の遺績に因るものなり」とし隱居道悅の起居を問ふを兼て、元祿元年七月公儀の許可を得て小川道的（年十九）井上因碩（桑原道節）等

を伴ひて京都なる寂光寺に赴し、算砂追善の爲め同寺に於て碁會を催せり、此の會に於て因碩と算知の弟石丸三近の對局は三近先二の手合二子番にして因碩の勝となりたるものにして特に名高し。

道策は、子孫をして永く算砂創業の恩を忘却せしめざらんが爲め、坊門の家督たる者は代々必ず寂光寺に參し其の墓を吊ふべきことを遺訓せり。

細川家と本因坊井上兩家

道策と細川家とは主從の關係ありしに、偶々五代將軍常憲院の世、細川越中守（靈雲院）家督の時、過失により、公儀より細川家の重器たる打物及び虎の皮鞍覆を沒收せんとしたることあり、是れ實に細川家存亡の繫る所にして容易ならざる大事なり、依て老臣協議の上長岡帶刀を以て之を道悅、道策に謀りしに、幸ひ兩人は牧野備後守の知遇を受くるを機とし、兩人より備後守に其の瀰縫策を內願し、初めて此に牧野侯も細川家に力を盡すことゝなれり、牧野侯は當時側御用人役たるを以つて、之に依り細川家は幸便宜を得たること勘からず、又道策の從弟吉永升庵なる者伊井掃部頭に仕ふ、故に道策は升庵と謀り、伊井侯にも內願せり、此の間道悅、道策は全力を盡し爲に細川家は無事なることを得たり、而して此の時の費用に付又越中守は親しく道策に面し三千二百兩の用金を依賴せしに、道策は承諾の上謂らく、我本因坊家は既に細川家に盡す所あり、故に今此の功を因碩に立てしめなば復同家の爲めに將來幸福なるべしと、卽ち道悅と共に之を因碩に命ず、因碩は卽ち跡目桑原道節と謀り、本町二丁目の估券三千八百兩の家を二千七百兩の家質とし、他五百兩は京都なる半十郎（後伊勢屋勘兵衛と云ふ）之を調金す、卽ち道策は因碩の名儀を以て之を細川家に差出せり、此時同家より出したる證書の寫し左の如し

預申金子之事

合金三千二百兩　　金小判也

右者細川越中守爲用事慥預申處實正也、然上は當酉正月より十二月限と相定め、利足之儀は一ヶ月百兩に付一兩二分宛の

積りを以て、元金の内二三百兩程相加當十二月中無滯返辨可申候、但利足は八月、十二月兩度相渡可申候、爲後日仍證文如件。

寛永二年正月

井上吉右衞門
的場甚右衞門

井上因碩老
同　因節老
片岡因竹老

（裏書）表書の通無相違可致沙汰候、以上。　三宅藤兵衞

又越中守より本因坊に送りたる書翰の、山崎家に藏せらるゝ者を見るに、

此間は節々御出恐入之段忝存候、爲御禮如斯候、恐惶謙言。
應鐘五日　　綱利書判

とし、封書の表書には細川越中守綱利、宛名を本因坊とせり。

道策の母は元越中守の乳人にして、道策と越中守とは乳兄弟なるを以て、君臣の情濃かなるは無論なるも、猶此の書翰を見るときは寧ろ君臣以上交友間の文信に異ならざるが如し、以て其の親密の間柄なるを知るべし、而して道策は此の功によりて終身五百石を受け、山崎家も五百石を以て召出され、物頭役を勤めたり、又井上因碩には三百石を賜ふ、是れ井上家と細川家との關係を生じたる起因なり、其の後井上家の三百石は細川家借米となりて不渡となりしかば、爲に因碩一代に終らずして子孫に及ぼすことゝなり、後又減ぜられて二百石となり、再び百石に減ぜられんとしたりしが、第五世因碩の時永代百五十石に定められたり。

細川有孝、本因坊、井上兩家の功を思ひ、永世滿足に思ふ所なりとて自書の軸物を記念として本因坊家に與ふ、後年丈策秀和の代に至り御目見を許されたるは是が爲なり。

道策の大成

本邦碁技が祖國たる支那を凌駕するに至りたる原因は、全く彼の黑白二子宛を四隅に布置するの制を變更したるに在りて存する所、而も此の第一變化に由り更に高妙の域に達したる本朝の碁界は、尚之に滿足せざりし者の如く、卽ち本因坊第一世

以來所謂力碁の碁風は、世の太平優游の風と共に進化を促して全然一變するの現象を呈するに至りしは又自然の理勢なるべし、然れども苟も從來の碁勢を變化するは未曾有の大名手に非されば不可能の事、又尋常の企及する所に非ず。

延寶六年本因坊道策名人碁所となるに及んで、其の不世出の才を以て天下を風靡し、幕府の厚き保護奬勵の下に、大に碁界に節制を加へて碁士の品位を高尚ならしめたると同時に、深く心を潛めて碁理を研究し、所謂千變不可測の理を闡明して圍碁の眞諦極所を發見開拓して、己れ先づ之を局上に試むるに至れり、時人遂に之を道策流と稱す、道策既に此の發明を以て悉く子弟に敎授し、門下翕然として風を爲す、其の舊を守る安井算知の打つ所を稱して竟に誤りて算知流と稱するに至りしかども、道策の發見開拓は自然の理勢として忽ち一般に普及したる事、猶彼の水の卑きに就くが如し、而して道策の發明したる者は全く從來の碁勢をして益々汎く變化せしむるが如き風あるも、其の極所々々を究めて石を下すにあるを以て對手の應接如何に依りて變化を逞うする者なれば、從來の碁勢に比して幾多の餘韻を含み、且碁品をして大雅ならしむるの德あり、後人遂に之を以て一般定石と稱するに至りたり、素より後人の推稱に出たりと雖も、之を定石と稱するに至りたるは全く本邦碁技の獨立的玄妙を表示する者と謂つべきなり、道策の才能當時既に碁聖の目あり、後人亦道策と云はずして碁聖と稱呼し其手談につき私見を加ふるを許さず、名人丈和も廣大無邊凡夫の窺ひ知る所にあらずと嘆稱せり、道策以後の碁界は之に依りて益々發達助長したる者なり。

或曰寛文九年正月より延寶八申年に至るまで道策は師道悅と互先皆德番勝となれり、其他名人と稱すべき程のものにして先する時は必勝を期すべきものなり、然れば獨り道策を碁聖とし他諸名人のことを言はざるは何ぞやと、評者答へて曰く、

圍碁に廣狹あり、譬へば一局の盤上に於て優劣なしとするも、今假に四個の盤を合して一面となし以て相對するものとせんか、此の場合には決して一個の盤にて互先打分となりし比例にあらざるなりと、蓋し此の言當を得たるものならん、名人因碩の自評に曰く、師道策は斯道の聖にして前に古人なく後に來者なし、而して予師に定先を以て向はんか、予も亦局上の理は略知了するを以て恐らくは百戰百捷たるべし、然れども常に思ふに、眞の力は予師に及ばざること三目なるべしと、其は此の十九道三百六十一路の局を四面合し、千四百餘目のものを以て勝負を決せんか、師は多々益々辨ずべきに引替へ、予は望洋自失の嘆なき能はざる可し、故に予は自ら三目の位なりと自信す云々と。

算知流

道策流に對し算知流なるものあり、然れども是れ安井算知の始めて打出したるものにあらず、道悦は爭碁の十二番目より道策流を用ゐたるも、算知は從前の風に依りて之に對せり、因て道策流に對し從來の風を稱して算知流とは云ふなり、換言せば算知流は古流と稱する語却て穩當なるべく、只算知の名を借りて之を區別したるのみ。

道策の傑作

天和三年癸亥十一月十九日御城御前に於て安井春知に二目置かせ一目の敗となりたる碁あり、此の碁は道策の最も得意とする所にして、一生中亦ある可らざる傑作となし、自ら評して云ふ「春知は當代の逸物にして、古人に恥ぢず又後來も稀なるべし、而して此の對局に於て春知の手談毎着妙ならざるはなし、予も亦思を極め巧を盡して之に對抗し些の遺憾なく打ち終ふせて、遂に一目の敗にせしは大に自ら誇りとする所にして一生中又得べからざる對局なり」と（後丁打碁參照）、此の碁に付、後世種々の評あり、元美曰く春知の七十着は其の人に似合はずと論ずるものあれども、予思ふに然らず、百二十の手を擲たれては道策も所詮勝つこと能はずと云へり、春知程のもの豫め此の手を含みて斯く擲ちしものなることは勿論なるべしと、又曰く道策古今獨歩の碁聖なりと雖も、後に思考するときは猶且悔なき能はず、然れども此の碁に至りては双方とも一着の見損じなく、實に感に堪へたるものなりと（春知或は後知に作る）。

道策香餌懸魚之圖を作る

道策は「香餌懸魚之圖」なるものを作り以て後進の士を戒めたり、夫れ碁を學ぶもの初歩なるときは獵夫の噞岈を顧みざると同く、何人と雖も一意敵の石を獲得せんことをのみ之れ力め、從つて此の間己を虚うし爲に全局の敗を見ることあり、初心の最も愼むべき點なり、道策茲に見る所ありて其の弊を正さんと欲し、此の圖を作り以て數多の敵石を得るも是れ好餌たるに過ぎずして全勝の期すべからざる所以を戒めたり、名人因碩此の圖を受けて其の發陽論に掲げ、後又林元美之を衆妙に轉載せり、故に後世此の圖を以て名人因碩の作なりと誤認するに至れり。

道策遺言

元祿十五年正月下旬、道策は本所の邸にありて、初は感冒の心地にて打臥せしが、日を追うて病重く、今は自ら起つべからざるを知り、井上因碩（桑原道節）を枕頭に呼んで曰く、予本因坊家を相續せし以來古今稀なる圍碁の隆盛を見る、今死すとも憾なし、然れども唯死後に跡目なきは大に憂慮する所なり、依て今多くの門生中より選拔せんと欲し之を見るに、心に叶ひたる者神谷道知一人あるのみ、道知今年十三歳にして二つの碁なりと雖も彼生得聰明怜悧且溫恭にして世に稀なる奇才なれば、將來心ず蓋世の妙手たらん、故に彼を以て跡目となす、予死せば汝道知の後見となり、輔翼奬勵して名人碁所たらしむべし、又汝今上手の手合なるも自今半石を進めて名人上手間の手合たるべしと、此の時道節因碩は准名人となれり。

道策復因碩に向ひ、吾死後に於て碁所のみは決

寛文九己酉年六月十九日

於　八大坊　打掛

同二十日　打次

同廿一日　徹夜終局

第三世

三目勝先番　**本因坊道悦**

第四世本因坊

道策

自第一手

至第五十手

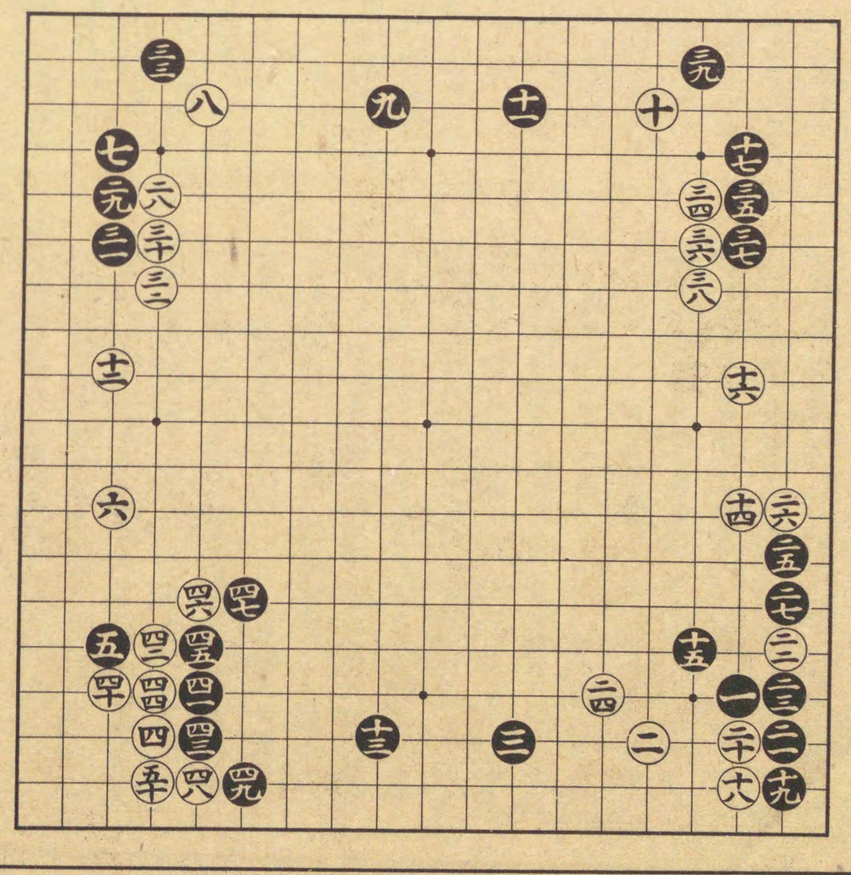

自第五十一手

至第百手

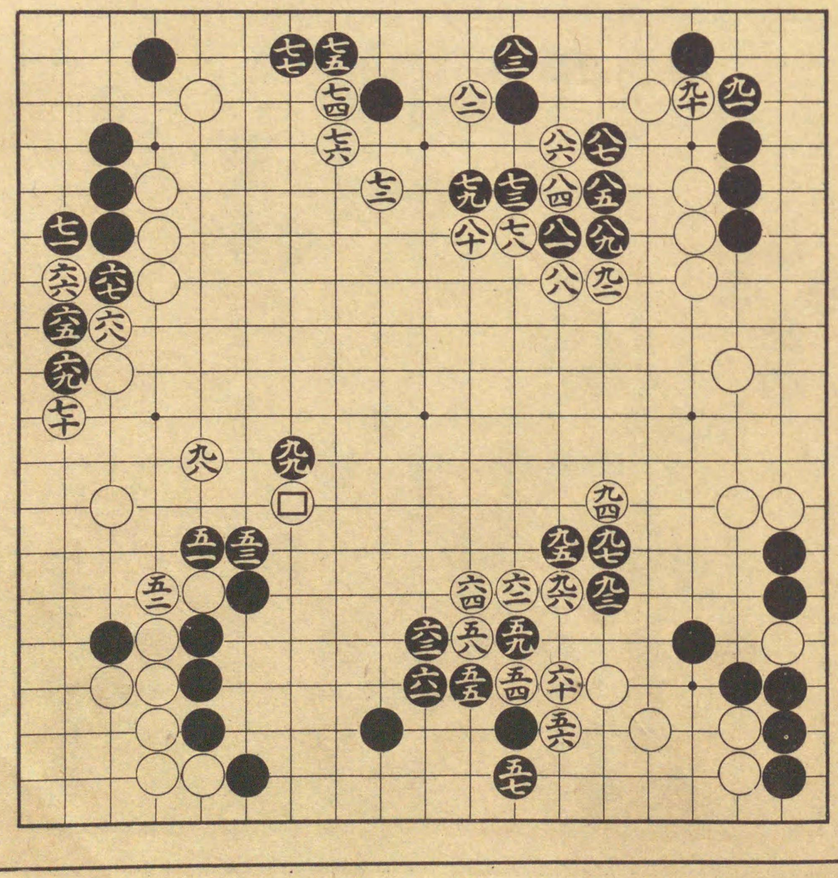

自第一百一手
至第百四十七手

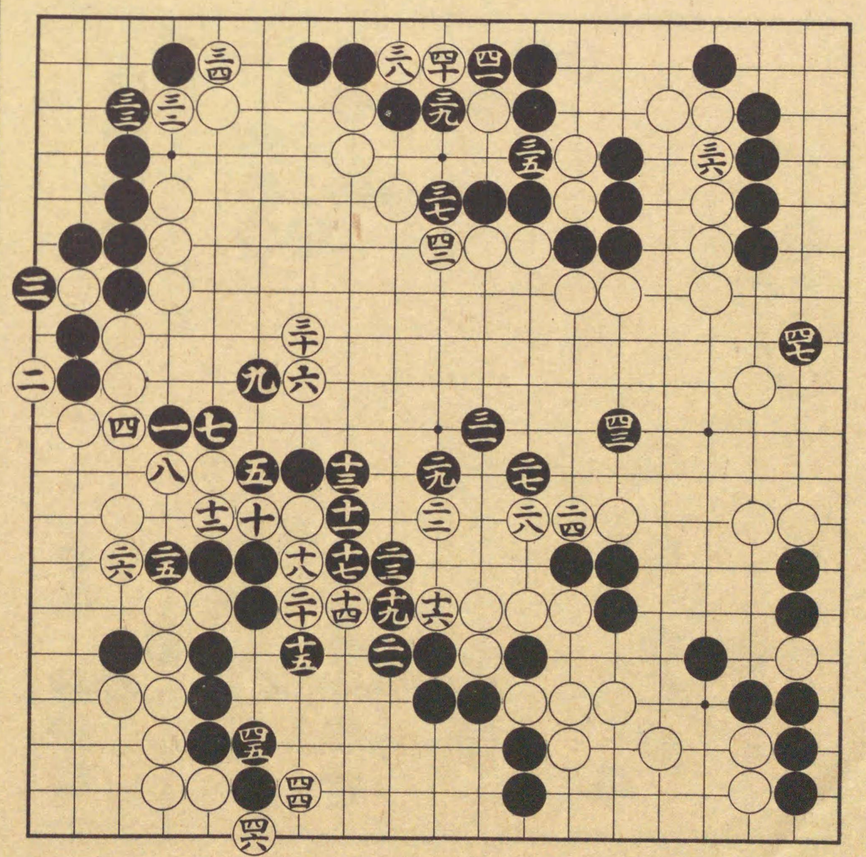

（坐）

して自ら慾望すべからず、必ず道知をして之を相續せしむべし、と遺命したるも猶之を危み百方苦慮し遂に安井、林の二家及び多くの門生竝に將棋方大橋宗桂をも立合はしめ、因碩にして將來碁所の野心無くば誓紙を認むべしと迫りたるに、因碩は目前に於て天神地祇に向ひ誓書を認め之を差出したれば道策は之を得て大に喜び、始めて心を安んじ、直に因碩をして願書を認めさせ、道策重病に付神谷道知を後式とし、因碩後見たるの趣を願出でたり、道策又大勢の門下に向ひて曰く、吾死したる後も生前通り少しも稽古怠りなく勉勵すべしと。

道策遺言其の他死後の處置を終り、後幾許もなく元祿十五壬午年三月二十六日易簀す、享年五十八歳（五十四歳とするは非なり）法名を日忠と云ふ、一門故舊涙と共に靈櫃を丸山本妙寺に葬る。

山崎家

山崎家は道策の生家松浦但馬守の正系なり、當主を山崎竹一郎と云ふ、十世の孫なり、今も猶石見國邇摩郡馬路村に住し素封家を以て推さる。

山崎家の碁に於ける何等か因緣あるもの丶如く、代々其の道に親む者絶えず、就中前には碁聖道策及び第三世因碩を出し、後には第十世因碩を出し、當主竹一郎亦方圓社に籍を掲げて品に入れり、夫れ如此なるを以て碁器にして祖先の遺愛に關るものも鄭重に保存せられて、斯道の由緒ある藏品他に其の比を見ず、其の中細川家に關する書類、道悦、道策、因碩、烈元の書片、碁聖常用の盤石、碁聖の肖像等は世に知られたるものなり。

文化五年十二月同家の菩提寺滿行寺境内に道策の碑成る、處士華谷の選文に係る、銘に曰く、

先生之生　在是海隅　人才之難　茲有斯才　曠世絶技
稟授自天　績顯青雲　名海外傳　百年物換　宗族有實
馬路之岡　招魂之墓　維銘刻石　精爽不孤

（坐）

本因坊跡目道的

道的は伊勢國松阪の人小川草庵の子なり、幼にして頴悟碁を好み、道策の門に入り、其の十三歳の頃既に碁格六段なりと傳へらる、人之を道門の神童と云ふ、貞享元甲子年九月道策道的を以て跡目と爲す、其の願書に曰く、

覺

一私弟子道的儀紀州様御領分勢州松阪にて小川草庵と申者の世忰に御座候、幼少ヨリ碁器用に仕候に付私手前に指置候、當年十六歳に罷成り跡目の弟子に仕度候故、紀州様に御斷申上候處、勝手次第に候様との御事に御座候、右の通に御座候間、私跡目に仕度奉願候、御序を以て何卒御目見之儀奉願候、仰付被下度右奉願候、以上。

九月　本因坊道策

同年十月十五日道的登城白書院に於て舊例の通り扇子獻上、次で松平備中守より本因坊道的と名披露ありて御目見仰付けらる。

同二年十一月晦日初て御城碁を命ぜられ、安井春知の先三目を勝てり、同十二月老中松平日向守より十人扶持下賜の旨達せらる、其の後寺社奉行より道策、道的、道哲、春知の四人を呼出され役人三人立會の席にて、阪本内記より道的所作秀逸を以て手合を進むべき旨申渡さる、道策は此の命を聞き取敢へず道的未だ幼年の旨を以つて一應辭退に及び、再度の命により道的を上手並とせり。

道的は七段上手並なるも其の技倆は已に名人に近き碁なりしが、其の天質の奇才は之を磨くと共に益々光を加へ、其の後は師道策と雖も道的の先番容易に勝つ能はざるに至りしかば、一日道策は試に互先を打ちたるに双方とも黒番一目勝にて打分となれり、以て其の非凡の技を知るに足る。

道的卓絶にして將來道策にも讓らざる名手たるべき技倆なりしが、惜哉多病、元祿三午年五月七日二十一歳にして死す、法諡を日勇と云ふ、道策は恰も掌上の玉を奪はれたるが如き思をなし、其の愁傷譬ふるに物なく、又碁を知る程のものは之を悼惜せざるなし。

寛文十戌年十月十七日
於　御城

第四世
九目勝　本因坊道策

先　安井算哲
（後の澁川春海）

世此の局を稱して天元局といふ。

自第　一　手
至第　五十　手

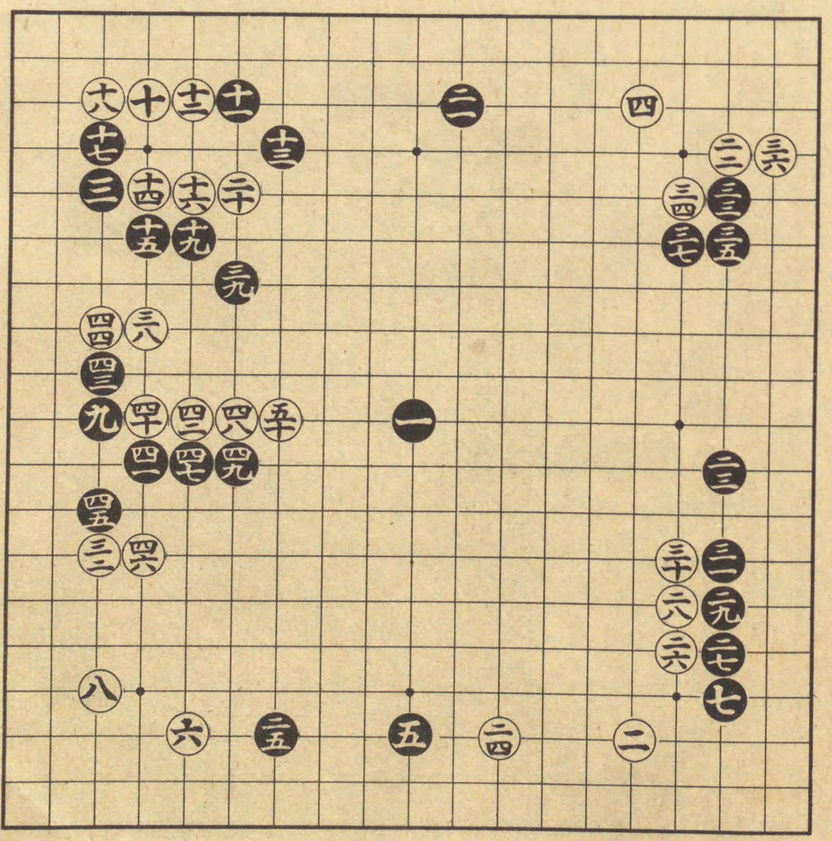

（坐）

自第五十一手
至第　百　手

自第　百　一手
至第百五十手

自第百五十一手
至第二百手

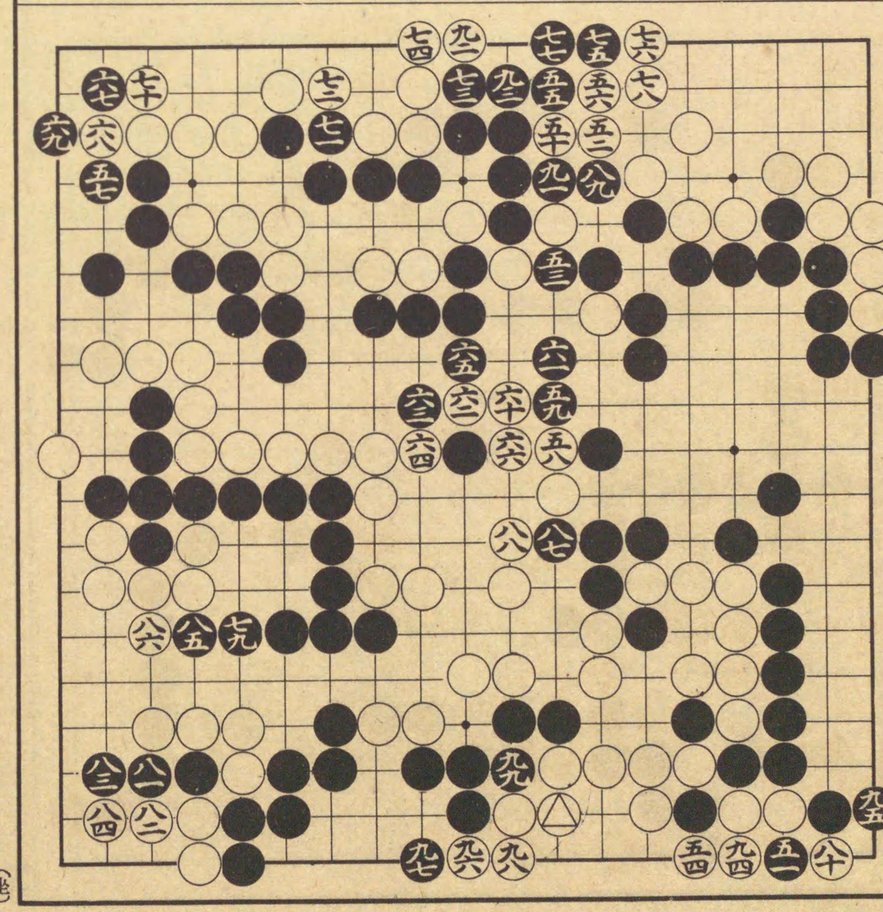

自第二百一手
至第二百四十四手

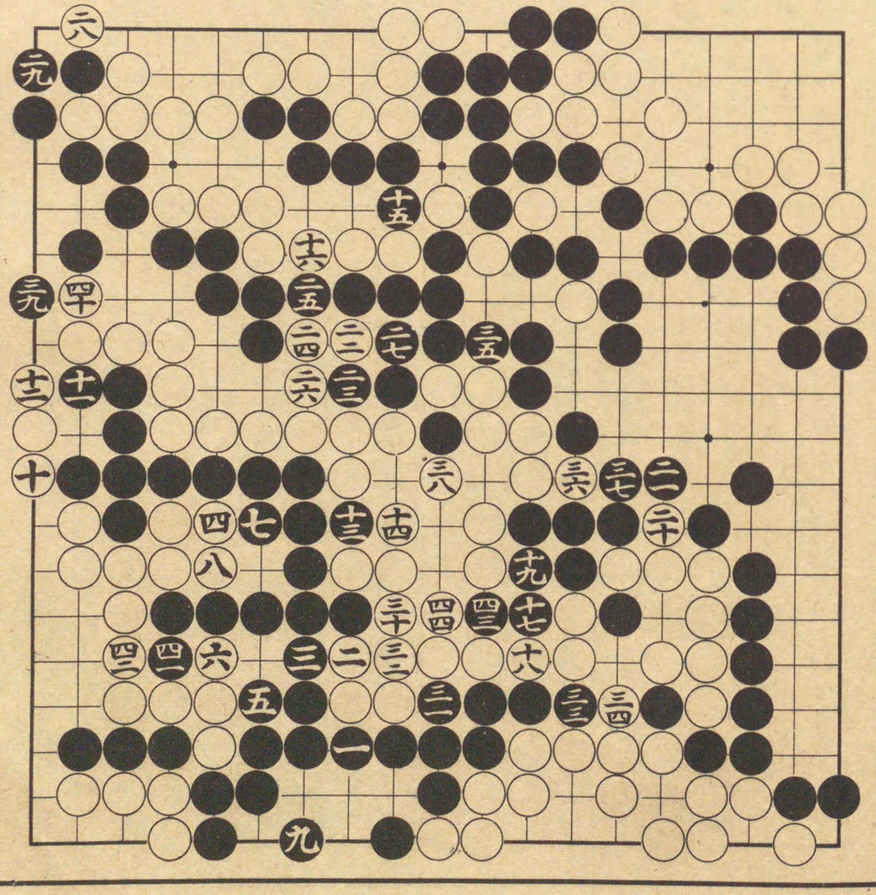

本因坊跡目策元

策元本姓佐山氏、江戸の人道的に次ぐの碁なり。元祿三年法兄道的の死去により同五年十月師家の再跡目に擬せられ、日ならずして戸田能登守より許可の通達に接し、爾來部屋住にて御城碁を勤め扶持を受けしが、同十二年二十五歳にして夭折す、法名を日雲と云ふ、道策は前に道的を失ひ、今復策元の死に遇ひ、失望の極其の門下屈指のもの少からざりしが遂に其の死に瀕するまで又跡目を定めざりき。

星合八碩

八碩年甫て八歳にして碁に志し、道策の門に入り延寶七未年十四歳にして御目見を願ふ、其の文に曰く、

乍恐以書付申立候
一私弟子八碩と申候而勢州津の者にて慥成者に御座候、未だ若年に御座候共圍碁器用に仕候間、何卒可罷成儀に御座候へば御目見仕候様奉願候、以上。
十月九日　本因坊道策
御奉行様

口上之覺
一八碩儀若年に御座候共圍碁器用に仕候間、御目見之儀奉願候、道悅儀隱居被仰付只今御役相勤候者、私方には因碩私兩人計に御座候、算知方は算哲、知哲、門入、春知、數多御座候、古者本因坊家に道碩、算碩、仙重、利賢などゝ申者共御座候共、跡目に圍碁仕候者無御座候故、家退轉仕候、前々より至近來所作器用に仕候者共御訴訟上申被召出候例も御座候、只今此方無人に御座候に付奉願候、以上。

右書面の外又別に、

一八碩儀勢州津の者に御座候、當年十四歳に罷成り幼より圍碁器用に仕候、藤堂和泉守殿より私に御預け置被成候弟子共多御座候中にて、此者は秀候器用に御座候、只今私方無人に御座候間、此者何卒御目見の儀奉願候段、和泉守殿へ申上候處、私心次第に仕候様にと被仰付候に付御訴訟申上候。

と云へる追願書を提出せり、凡て八碩今回の願につき松倉石見守小笠原山城守之を取扱ひ、御目見の運びに至りしかば、藤堂和泉守は兩家に對し使者を以て自分家來御目見仰付けられ難有旨の禮を

述べたり。

八碩十七歳にして始めて御城碁を勤め、二代目林門入に對し先四目を勝てり、此の時亦藤堂侯より役人に禮使を派せられたり、天和三亥年十一月十九日の御城碁手合勝負左の如し。

本因坊道策　―第二世算哲
二子一目勝
安井俊知　先六目勝―第三世因碩

先
第二世門入
三目勝
星合八碩

道策は凡て門生の手合一石位を下げ置くを例とせり、是れ一は奬勵の爲なると一は他と對局するに當り勝負合良きを以てなり、故に八碩は當時六段と雖も右の成績を以てするも無論上手の碁なるべきなり、後和泉守召抱となりしが幾許もなく元祿五年正月二十四歳にして夭折せり、道策之を悼み上手を追贈す。

熊谷本碩

本碩は武州熊谷の產、道策門五人の中なり。本碩手合上手の格にして、坊門將來に於ける有望の碁なりしが、是亦不幸二十三歳にして歿す。

以上四人は桑原道節を合せ坊門の五弟子と稱せられたる異才にして、共に道策の麟角鳳毛として將來優に祖師と頡頏すべかりしに、惜哉夭折す、才子薄命の諺宜なる哉。

牧野備後守成貞

牧野成貞は下總國關宿の城主にして、常憲院未だ館林在邸の時代より御側役を勤め、其の將軍職を襲ふに至り、老中に列せられ、官は侍從となる、性聰慧にして碁を好み、籍を四世道策の門に置きて、常に隱居道悅及び桑原道節等と對局し、元祿中五段に昇級す、當時槐門の巨雄たり。

林元美成貞の碁譜を評して曰く、世の專門の碁

天和二戊年

第四世 本因坊道策

一目勝先

道的

本因坊跡目

自第一手
至第五十手

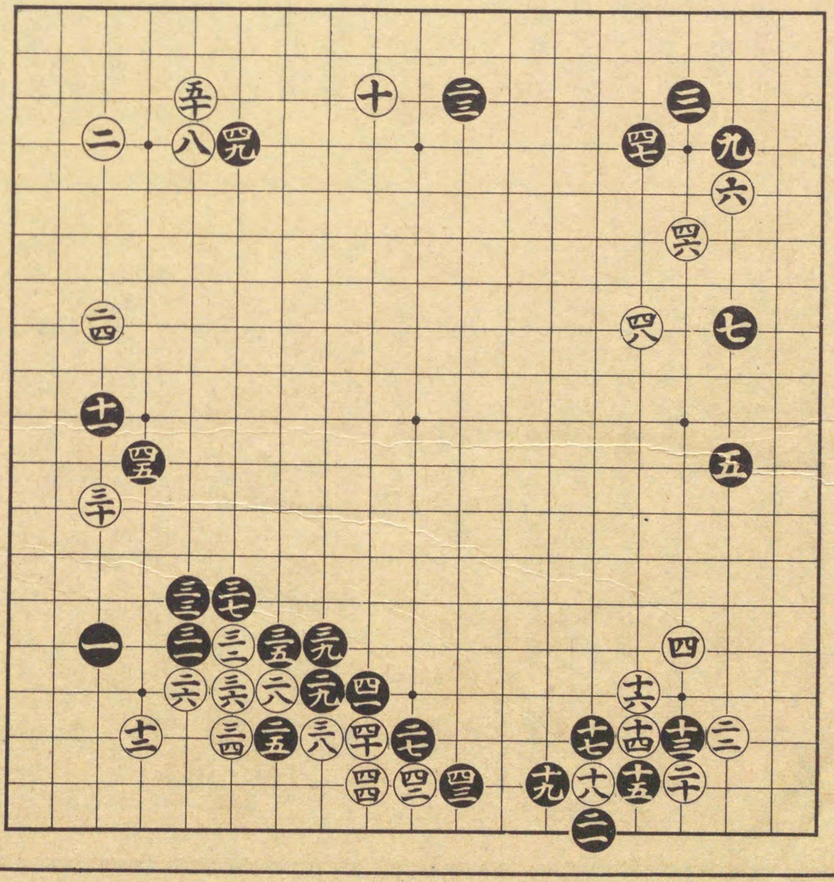

自第五十一手
至第百手

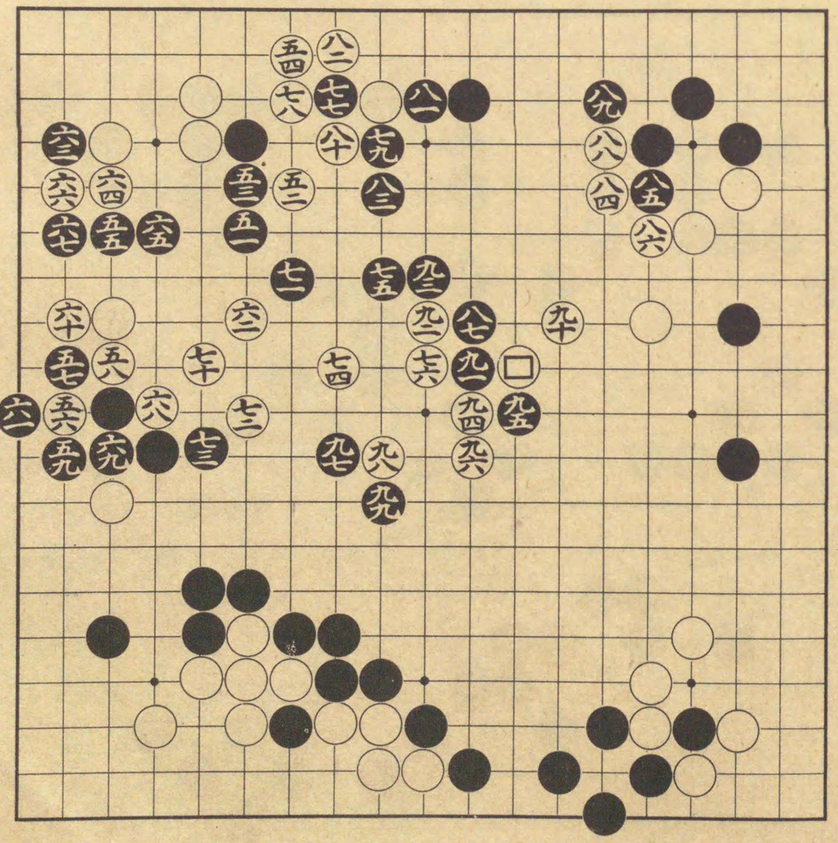

自第百一手
至第百四十二手

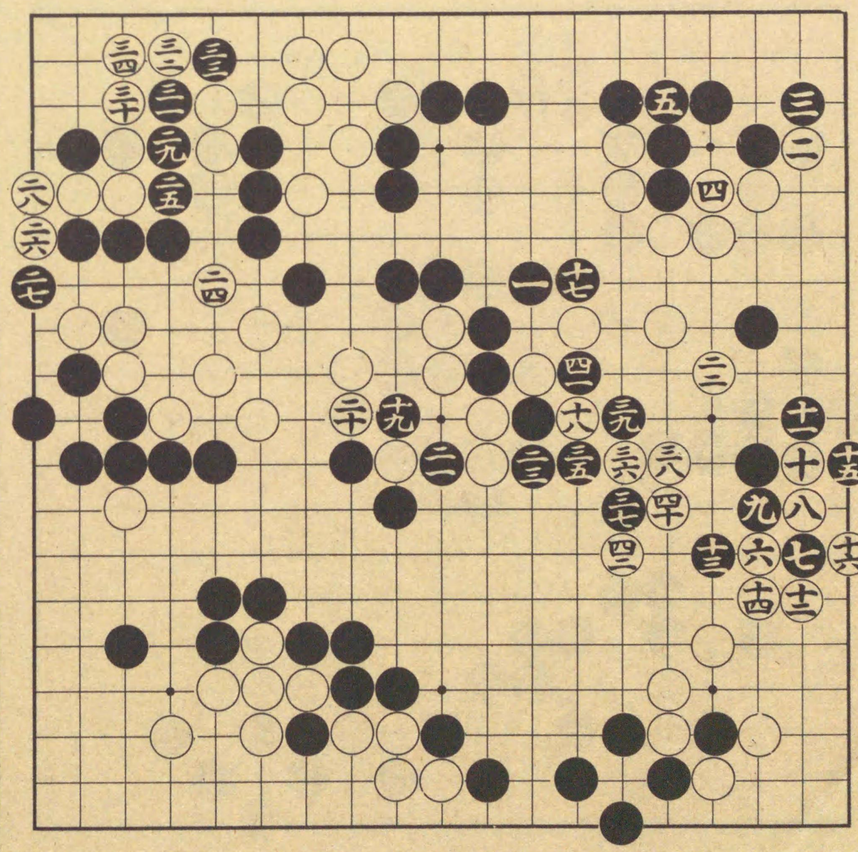

（坐）

士すら高段に達するもの甚だ稀なり、然るを身老中の劇職にありて、心を碁に專にする能はざるも猶且此の地位に至る、若し夫れ專心琢磨の功を積みたるならんには其の進達や實に計る可らざるものありしならむ、是れ誠に天性と言ふべきか可感の至りなりと。

成貞曾て自ら我碁力を疑ひ、本因坊道策は師弟の間柄にして彼貴人を尊ぶの意より特に我心を迎へ、故らに勝を予に譲り、又道節初め其の門下の者も此の意を服膺して我に阿諛斟酌するものにあらざるか、果して然りとせば是れ切磋にもあらず又慰みにもあらずとて、道策に意中を語りたるに道策は成貞の疑を解かん爲め他門の者と試みの手合を勸めけるに、安井算知は當今の名手なればとて、之を呼び二子を置て對局し二目の勝を得たり、然れども猶算知の心測り難しとて是より井上家の門下たる峰山侯、京極家等を招き屢々碁會を催し、互に研鑽する所ありき。

成貞自ら疑ふの一事既に高段の價値あり、況んや胸中他の俗吏の阿諛を喜ぶものと同じからざるに於てをや、今世の紳士紳商たるもの徒らに碁打輩の煽諛に獨り天狗たるもの、少しく成貞に鑒みる所ありて可なり。

澁川春海

春海初の名は保井算哲（又安井に作る）後澁川助左衞門春海と稱す、第一世安井算哲の長子なり。

初め第一世算哲碁院を退くに當り、春海未だ幼なるを以て門下算知を以て養嗣となしたりしが、後春海は碁技を以て部屋住中早く幕府の扶持を受け、萬冶二己亥年に至り一家をなし、剃髪して保井算哲と稱し、安井算知の弟春知等と共に御城碁を勤め、本因坊道策、道的と前後技を競ひ、其の格七段に達せり、而して將棋も亦秀逸にして、碁技と伯仲の間にあり、世之を第二世算哲と稱す。

春海は啻に碁、將棋に秀でたるのみならず、時

（坐）

の鴻儒山崎闇齋（柯右衛門）の高足にして、博く諸子百家の書に通じ、殊に天文學に至りては當時天下に齒するものなし、德川常憲院綱吉之を聞き謁見を許さる、春海卽ち自著新曆書を獻じ大に嘉納せらる、天和三癸亥年、將軍春海を召し托するに改曆の事を以てす、春海喜んで命を奉じ、同年十二月十六日を以て江戸を發し、同二十七日京都に着し、專ら改曆の事務を擔任し、貞享元甲子年十月二十九日改曆成り、朝奏宣下ありて曆名を貞享曆と賜ふ。

抑も曆の事たる、唐は三百年にして八たび改曆し、宋は三百年にして十六たび改曆し、以て誇りとせり、蓋し劉韻積年月の法を考得し、以て曆術の準を爲せしにあり、而して我朝は推古天皇の十年、百濟國の僧觀勒來貢して天文地理曆本遁甲術書を獻ずる在りしも未だ世に行はれず、持統天皇の四年、始て宋の何承天の天嘉曆と儀鳳曆を用ひ、孝謙天皇の朝唐の大衍曆を用ひ、光仁天皇に至り

五紀曆を用ひ、文德天皇の朝五紀曆と大衍曆を兼用ひ、淸和天皇の貞觀元年渤海國の馬孝愼來貢して唐の徐昂の宣明曆を獻じ、同三年之を頒行して以來八百二十四年間效驗漸く差を生ずるに至りたるも、曆博士の能く之を改正するものなく、本邦の最大遺憾に屬したりしもの、一朝渺たる碁生春海により此國家の大事業に屬する改曆の壯擧を完行するに至りては、啻に春海の名譽のみならず、共に國家の大慶事と云ふべきなり、其の明治四十年十二月十五日に至り、聖代の特旨を以て從四位を追贈せられたる亦宜なり。

春海は斯業成り、此の大名譽を擔ひて東歸し、貞享元年十一月二十八日を以て江戸に着す、將軍直ちに召して黑書院に於て謁見褒辭を賜る、此の時春海新法假名曆二卷を獻じたり、同十二月朔日登城御右筆部屋に於て老中列坐の席に召され、碁役を免じ更に天文方を命ぜられ、御切米百俵を賜ふ、同四丁卯年十二月十日五十俵の加增を得たり、

（坐）

是に於て碁家としての算哲家斷ゆ。

春海曾て天文の理を圍碁に應用し、局面第一着の石は盤面中央の一石にありとの斷案を下し、名けて大極又は天元の一目と稱し、以て天下敵なしとせり、然るに後之を以て道策と對局し九目の敗を取れり、是に於て春海は益々碁道の玄妙測る可らざるを嘆じ、再び天元を打たざりしと云ふ。

林元美評して曰く、淸人汪漢年好で一を大極に下す、然れども其の理なし、兼山堂の評にも正當の着にあらずとし又自負に近しと云へり。

天文學に達せし算哲が道策に敗せしを以て知るべし、云云と。

泰策曰く、理に於て天元は四通八達の衝に當るを以て局中要害第一なるべしと雖も、變化無窮にして四隅の如く未だ窮理し居られざるを以て、之を事實的に證明する能はざるも、早晩碁術の發達と算數の理によりて現實にするの秋あるべきを信ずるものなりと。

（天元局私見）澁川春海氏が天元局の基準とせる天文の理とは何ぞ、又之を批評せる諸家の論據果して如何、談叢所記頗る簡素、單に此の片鱗によりて雲間飛龍の全貌を窺窺せん事蓋し至難！

天元局以來（昭和七年迄）星霜玆に二百五十餘其の間碁聖の世に出る敢て尠しとせず、然も斷案の快然として吾人の耳朶を打つ者無きは何ぞや。

畢竟今日迄專門家間に於て（實際的得失問題を目標とせる）盤上の伎術的研究は盡されたらむも理論的科學的研究の缺如こそ千秋の恨事！

澁川氏如何に天文に精通して曆法に貢獻せるも毫も我が碁界の消長と何等相關せず、吾人は氏の如き科學的頭腦の士が、單に一局の勝敗によりて去就を輕々にせず、尙且安井算哲として、大國手道策と世を同うせるを幸とし、飽く迄所信に邁往して終世を其の研究に沒頭せざりしを深く惜む。

但し予は氏と稍見を殊にす、天元（中樞）は虛にして威力ある可く、一子を下して之を充塞せば、其の刹那に中樞としての眞價は滅却するものと信ず、記して他日詳論の左券とす（廣月絕軒）

寶永三丙戌年正月

（十番碁第一局）

第三世

井上因碩（八段）

第五世本因坊

三目勝先

道知（十六歳）

自第一手

至第五十手

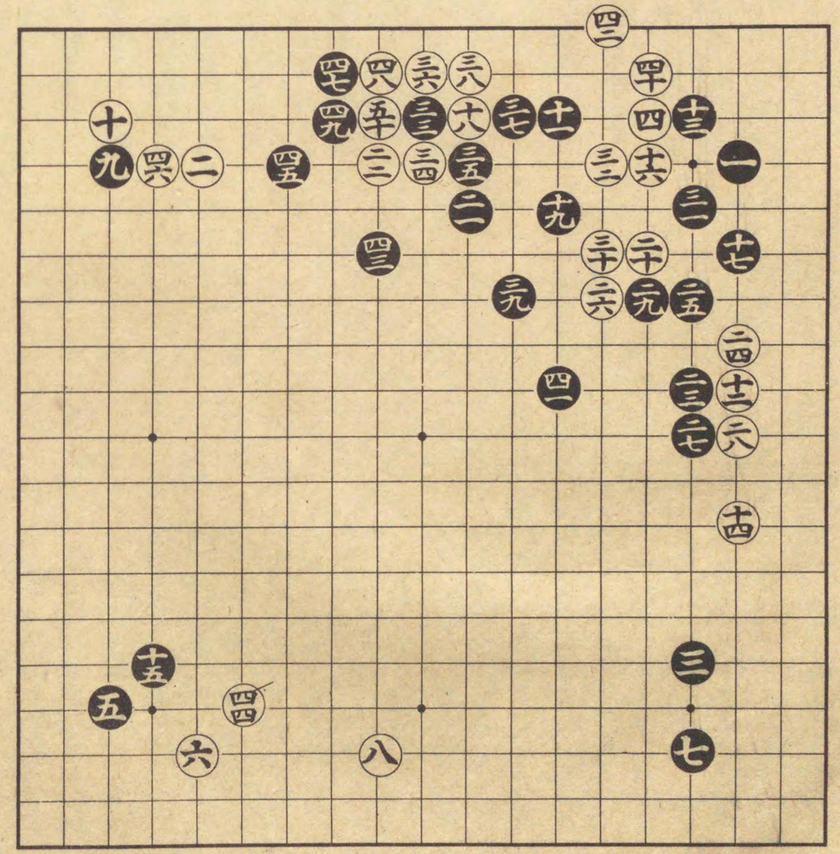

（坐）

自第五十一手

至第百手

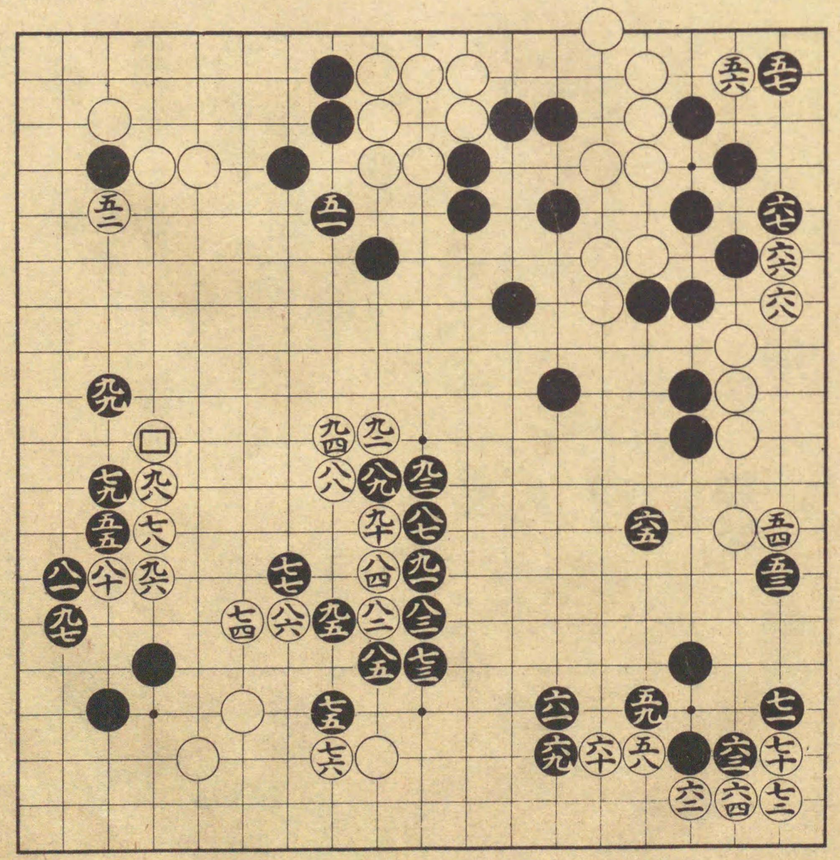

（坐）

自第百一手
至第百五十手

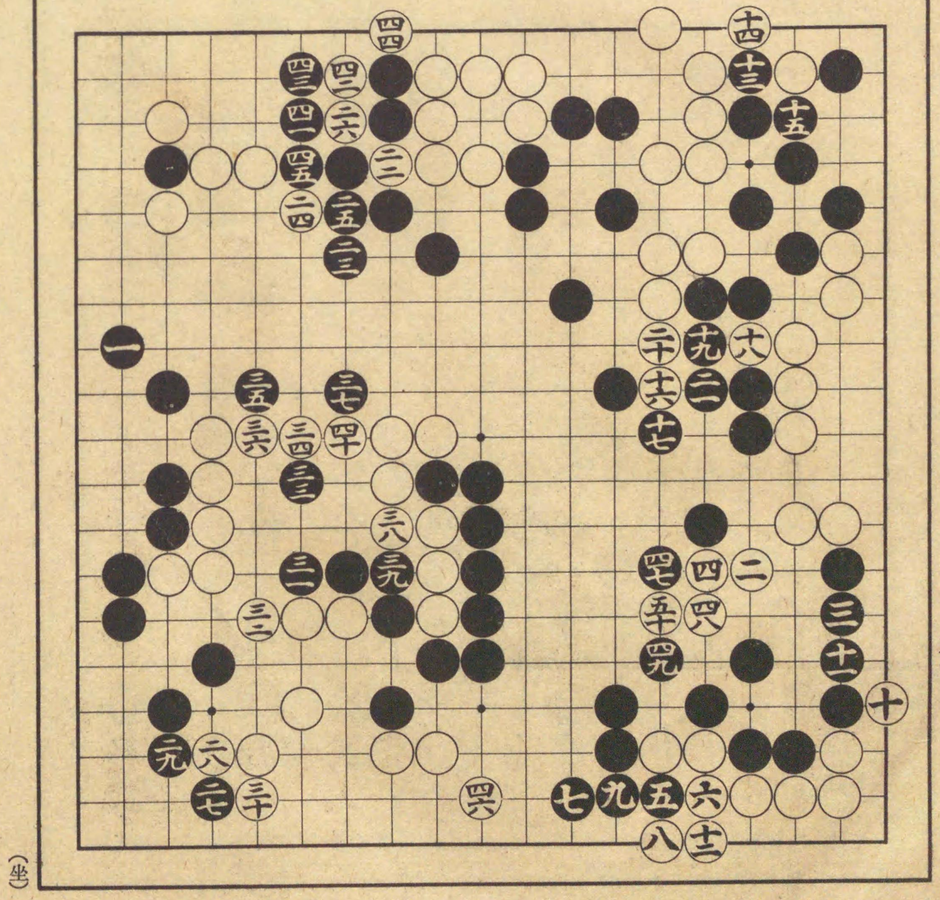

自第百五十一手
至第二百手

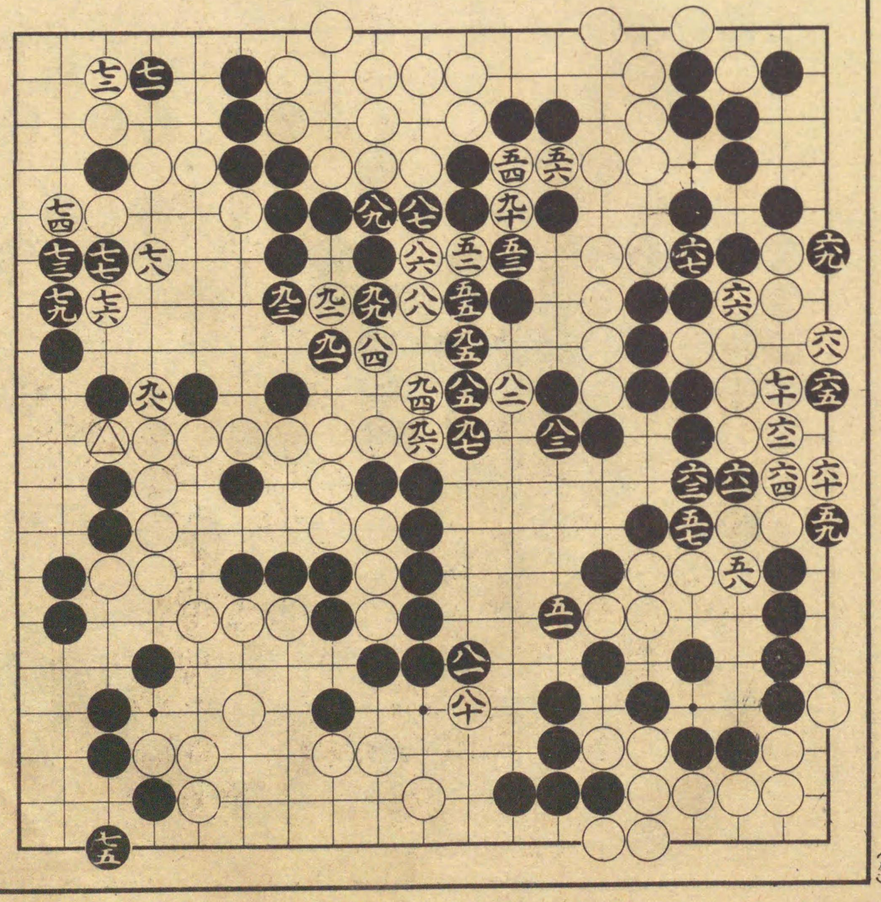

自第二百一手
至第二百五十二手

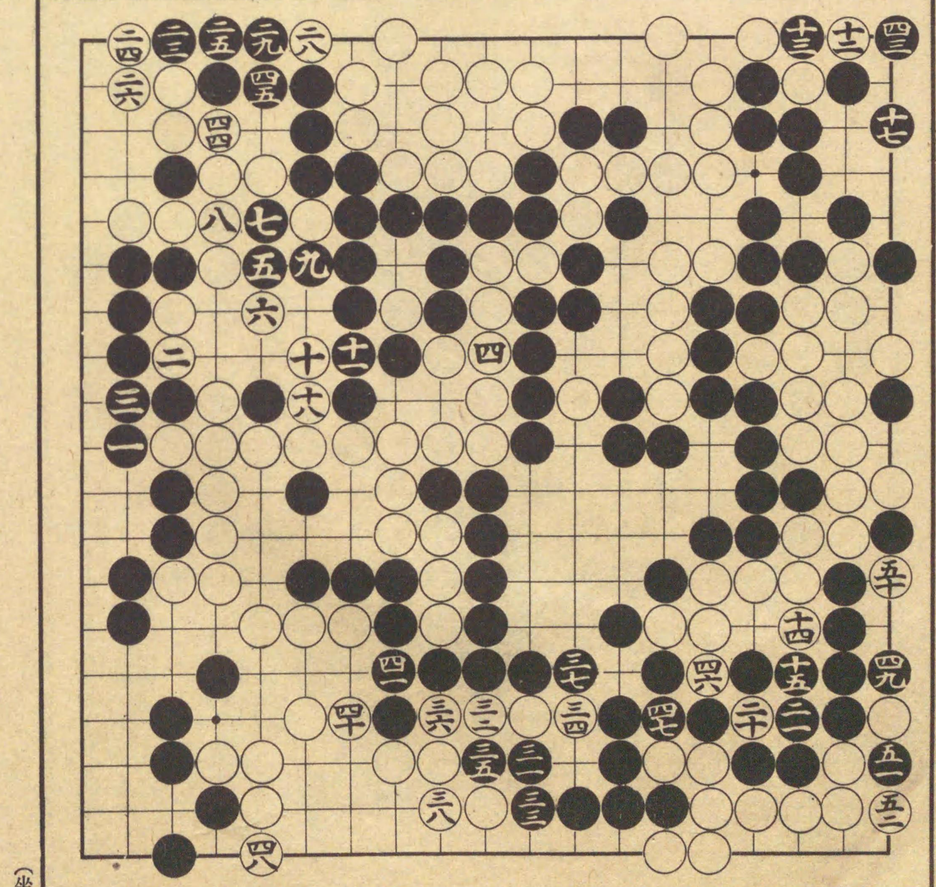

元祿二己巳年十一月二十二日司天臺地を本所に賜ひ、春海之を司り、翌年十二月四日春海名を順正と改め、同五壬申年四月十八日柳澤出羽守より東髮の命を傳へられ、此に再び士籍に入る。

同十丁丑年三月朔日の日食に際し、春海命を奉じ千代田殿中に於て觀測をなし、同十二月十八日百俵の加增を得たり。

同十五壬午年三月三日將軍春海を召し二十一史借覽を許さる、此の二十一史は後澁川第四世右門(敬尹)の世に至り拜領の命を得たり、同年九月十九日春海は保井家の本姓澁川を冒さんことを願ひ、爾來澁川を以て姓とせり、同十六癸未年二月二十九日江戶駿河臺に三百十七坪の地を拜領し、之に司天臺を移せり、是れ本所の邸宅屢々水に浸され爲に書類を損せしことあるを以てなり。

寶永二乙酉年十月十日の夜春海は御前に召され、多年天文上の事に就き功勞勤からざるを賞せられ、縮緬紅白五卷を拜領せり、翌年正月十一日春海年七十の賀に將軍より紅裏の時服一襲を拜領し、同十五日紅裏着用の御禮を申上げ、同五月五日多年出精の廉を以て黃金三枚を拜領せり。

是より前春海天文方となりてより侍讀役を兼ね、將軍の寵遇一方ならず、其の時々の拜領物の如き舊記を見るに實に枚擧に遑あらざるなり。

正德元辛卯年十二月十九日、春海は老年に付退隱を願ひ、家を長子圖書昔尹に讓り、同五乙未年十月六日病死す、年七十七、品川東海寺塔頭玄性院に葬る。

法名を大虛院透雲紹徹と云ふ、春海の自著は頗る多く、其の中重なるものを列記せんに、

日本長曆(二冊)日本書記曆考(一冊)書詩禮曆考(一冊)春秋遊曆(一冊)春秋社選考(一冊)天文瓊統(八冊)貞享曆書(七冊)貞享通書(五冊)天文分野之圖(一軸)天象列次之圖(一軸)天球儀(一基)瓊矛拾遺(三冊)等なり。

澁川家は春海を祖として世々德川氏の天文方となり、明治の代まで連綿たり、現代澁川孫太郎の家是なり、林元美の漫筆に會津士津大明神の社內に土守神社と云へるあり、是れ算哲を崇祈したるものなる由、會津藩堀內仁助氏語らるる云々と安井仙知の談を記せり。

雛屋立甫

立甫或は立圃と書す、本姓野々口氏、初名を親童といひ通稱を宗左衞門と云ふ、丹波保津の人にして弓馬の家に生れしが、韜晦して京都に住し、雛工となれり、因て雛屋市兵衞と云ふ。

立甫才藝に勝れ、和歌を詠み、俳諧を能くし、書法を尊朝親王に學び、畫は狩野探幽を師とし、其の遺墨後代に珍重せらる、自著に嘘草其の他俳書尠からず、立甫逸事多し、或農人が畑に作りし瓜を夜な々々狐に喰はれ種々之が防禦を爲すも遂に止まず、立甫之を聽き、鬼神をも感動せしむる

我言の葉を以てするに妖魅の眷族野狐何程の事かあらん、速に此の害を除き得させんとて、一句卽吟に、

己が宇のつくりを喰ふ狐かな

と紙片に書し、之を竹に挾みて瓜畑に樹て置きたるに、不思議や其の夜より狐の害を免かれたりといふ。

ゆづり葉や次第に家の大かざり

山の鳥も立をよぎせり露の海

其の他名吟尠からず、故に世人は立甫を只博學にして洒落なる俳人として、碁に堪能なりしことを知るものなし。

又玉籌の碁言を詠込みたる俳句の附合は皆人の知る所なるが、後年何人か之を僞作して事實を變更して著名を奪ひたるものあるを見る、寛文九年己酉九月七十有一歳にして逝く、辭世に曰く、

月花の三句目を今しる世かな

吉和道玄

道玄は初め第三世道悅の門に入り、後道策の弟子となれり、道玄の生地は筑後國有馬中務大輔の領地なりしが、後三百石を以て有馬家召抱の碁士となる（道玄の家明治の始頃まで有馬藩士として存在せり）當時手合六段なりしを、主家より本因坊家に對し特別の依賴により上手に進めらる、是れ碁院外の者にして上手となりし嚆矢とす、後長谷川知仙の上手となりしも全く此の例あるによれり。

境道哲

道哲は長門の人、道策門下なり、手合先互先格にして、牧野備中守に召抱へられたり。

齋藤道曆

道曆は薩摩の人、道策門下先互先の碁にして島津家の碁士となる。

西俣因悅

道曆と同郷、同門、五段、共に島津家に仕ふ。

林家第三世玄悅門入

門入幼名長太郎、後隱居して玄悅と云ふ、第二世門入の實子なり。

第二世門入は安井算知の門下にして常に本因坊家と競爭したりしが、其の病蓐に臥すや、平素道策の信に深きを知るを以て、之に托するに長太郎を督して林家を相續せしめんことを以てせり、道策の仁俠なる前に算悅、算知爭碁につき門入は算知の添願人にして坊門とは反目の間柄なるをも意に介せず、之を甘諾して門入歿後長太郎を三代目門入と稱せしめ、其の監督に從事す、時に長太郎甫めて十二歳なり、爾來道策は只管遺托を全うせんと欲し、自家高段の門人をして頻に奬勵せしめたるに、門入生來の怯弱にして十分の效果を奏せず、其の後元祿十五年に至り道策死亡し、名人因碩又道策の遺命により之が教授に力を盡したりしも、門入は到底林家を永續し碁院たるの面目を保つの見込なきを以て、因碩は諸家と協議し門入を隱居せしめ、道策の門人片岡因的を門入の養子となす、因的は卽ち名を因竹と改め跡目の格を以て二三年間御城を勤めたりしが、幾程もなく門入は因碩と謀り名を玄悅と改め家督を因竹に讓る、時に年二十歳なり、玄悅後手合先に進み享保四己亥年十一月十七日遠逝す、法名を幽譽玄悅居士と云ふ、淺草快樂院に葬る。

中村元碩

元碩は信濃國の人なり、道策門下にして手合五段なりしが後六段となり、眞田伊豆守に仕ふ。

林家第四世朴入門入

門入本姓片岡氏、初の名は因的、道策門下なり。

寶永二年十一月十二日第三世林玄悅門入の養子となり、名を因竹と改め、家督して第四世門入となる、此の時上手の手合なりしが、道知の代に至り仙角因碩と共に准名人となり、後隱居して朴入と號す、世之を朴入門入と云ふ、元文五庚申年七月二十九日死亡す、法名を理頓朴入信士と云ふ、快樂院に葬る。

高橋友碩

友碩は美濃國の人、道策門下にして手合五段なりしが、後名人因碩の門に入り半石を進めらる、戸田采女正に仕へ、名を因節を改む、享保五年十一月十八日策雲因碩の養子となり、井上友信と改名し、翌六年より御城碁を勤め手合上手に進めり、友碩未だ家督するに至らず、享保十一年病死す。

木村道全

道全は越前の人、道悅門下なり、後道策の門に入り、手合六段に進む、道全は老後の號にして壯年時代には彌兵衞と稱せり。

小倉道喜

道喜は武州の人、初め道策門下なりしが、後道知の弟子となり手合五段に進む。

道策死後道喜は姓名を秋山正廣と改め、仙朴と號し、泉州堺の津に移住す、後圍碁大全刊行の理由により、道知より破門せらる。

石山惠求

惠求は武州の人、手合五段なり。

以上記す所は内弟子の重なる者のみにして、此の外猶高級者を擧ぐれば、

岡島道可

道可は越前の人なり、八郎右衞門と稱す、松平越後守に仕へ、後浪人して道可と號す、道策門下にして手合五段なり。

其の他菊川友碩(五段)宮川因益(初め道悅門下なり四段)壽德(同上)玄可(同上)松山雲碩あり、猶其の師名不明にして當時碁園を濶歩するものに、正木主計、扇屋庄兵衞(五段)上島久碩(五段)東山朝尋坊(延寶中道策に先の碁なり)久順見(中坊哲齋に先の碁)富永彌太夫、河井長太夫(伊豫國人)青木愚碩(加賀國人)南里與兵衞等あり、南里は寛文の頃杉村三郎右衞門と稱し、道悅に先なり、明曆の間山崎源左衞門と改名し、萬治中山家無三坊と號す、寛文九年道策と互先の碁あり、連珠に註して曰く、南里老人なるを以て道策敬して此の手合をなせり、愚碩等も亦此の類なりと、南里は道悅時代よりの打手なりしと云ふ。

本因坊第五世道知

道知本姓神谷氏、江戸の人なり、父を十郎右衞門と云ひ、母は大野氏、世々本郷元町に住し、御小人目付小頭役を勤む(或曰道知、道策の實子なりと)

道知性溫和にして沈毅、八歲甫めて碁に志し、十歲道策の門に入り、元祿十五年十三歲にして師家の箕裘を襲ひ、第五世本因坊となる。

道知の始めて坊門に入るや、道策一見池中の物に非ざるを知り、深く鍾愛し常に左右を放たず教授せり、是れ道策の意道的、策元夭折し未だ跡目なきにより道知を之に擬し、只管碁品と年齡の進むを待てるなり、然るに人生の測るべからざる浮雲朝露の譬へに漏れず、道策遂に耳順に達せず遽に病み、歿するに臨み道知を以て本因坊第五世と定め、高弟井上因碩(道節)を後見とせり、因碩遺命を奉じ惠心道知の薰育に從ひしに道策の先見違はず、道知の碁品秀拔にして進歩の速き因碩も驚く許りなり。

其の家督の翌年元祿十六年十一月二十日始めて御城碁を勤め、安井仙角(四世)に對し定先(四段格)五目の勝を得、因碩是れを見て一層督勵し、幷年

を出でず碁品亦頗る進みたるを見、今は仙角と互先（六段）となすも遜色なしと信じ、書を仙角に送り、今年の御城碁には道知互先たらんと申込みしに、仙角之に應ぜず爭碁となりて、寶永二年の御城碁より翌年に亘り道知先互先の手合三局を連勝し、遂に仙角より願下を爲して事納まれり。

道知對仙角實際の碁は甚だ稀にして、元祿十六年の御城碁と此の爭碁三局の外寶永元年堀田侯の邸に來客の好み碁を打ち道知先番九目勝（于時十五歳）となりし一局あるのみ、然るに世上其の碁譜の多く散見するは、是れ協議の作り碁なるか、信を置き難し。

道知十七歳の時道策の弟子にして先互先位の手合を定先となし、之を試みるに一局として敗を取りたる事なし、茲に於て多くの門下は益々道策の識見と道知の技倆の超凡とに心服せざるはなし、此の年（寶永三年）道知は後見因碩に定先十番の對局を爲し、正月より三月十五日に至り終局せり、此の勝負因碩六番勝、道知三番勝、一番帋あり、同年道知上手に進む。

本因坊家曾て祝融の災に遇ひ、藏する所の舊記古文書皆烏有に歸す、依て因碩本因坊家の爲に同鄉（美濃）の門人高橋友碩、堀部因入をして之を調査編輯せしめ寶永三年に至り漸く成り、名けて傳信錄といふ、其の冒頭に道知自書して曰く、

此の一冊は當家の記錄なり、前々舊記燒失により、今回高橋友碩、堀部因入に申付類編殘簡尋求之爲一冊傳信錄と名け畢ぬ、公用之沙汰其の外可爲世の證錄事共向後相考候而同門の面々可被記之者也、仍如件。

寶永三丙戌年二月上旬　　本因坊第五世道知書判

此の傳信錄中の記事は、第一世本因坊算砂より第四世道策の半ば頃迄に係る事蹟なり。

道知十八歳の時、因碩は道策の遺弟及び己れの門下を一堂に集め、吾師の遺命により今日迄は道知の後見を爲せしと雖も、今や道知の技倆後見を要せざるに至りしを覺ゆ、故に試に手合を爲し其の上にて後見の要否を決すべしと、卽ち因碩、道

知七局の手合を爲せしが、翌年に至り果然後見を解きて因碩は別居せり、是れ七局の手合にて道知を獨立せしむるに足るを見定めしに由るなるべし、石井恕信の隨筆に曰く、此の七局の碁深く秘して手合勝負知るものなかりしに、偶々道知の門人鈴木知昌、一日道知の室に入りて碁譜を取調中、一枚紙に認めたるものあり、之を見るに名と覺しき所を墨にて塗抹し、其の肩書に四目勝とのみ記されたり、何人の打碁なるやと日に翳して透し見るに四目勝となる傍に薄く深の字あり、又一方には要の字を書せり、是に於てか始て道知、因碩七番碁の一なるを知れりと、乃ち因碩の法名は日要、道知は日深と云ふを以て明かなり、又知昌此の碁を評して曰く、石立なし、無きかと思へば又地に戻り、石立の氣味合双方にあり、凡て力碁にして中々昏愚の推知すべき所にあらずと、而して知昌は石心隨筆の記者にして己れの認めたるものを深く秘して他見を避けたる故に、其の碁譜も何れに傳へられしや知るを得ず。

井上第四世因碩歿後、道知は享保六年六月五日三十二歳を以て碁所となり、未だ幾何ならず、第四世安井仙角は道知との爭碁後、第四世因碩、第四世門入と共に上手の手合となりしが心に幾分二者に勝れるを自信し、其の班列を脫して二者の右に出でんと欲し、道知に己れの所思を語りて且曰く、因碩、門入も又同手合の事なれば定めて同時に半石の昇進を迫るなるべし、唯吾願ふ所は譬へ一月たりとも兩人より前に昇進致したし、是れ偏に周旋を願ふ所なりと、道知聞いて曰く、吾に於て異存なきも從來の例として上手以上の手合を直すに御奉行に屆出でざるべからず、而して奉行は其の屆を再び三家に示し諾否を問ふことゝなり居れば、今潛に君が願を叶へんとするも事暴露して水泡に歸するのみならず、依估の沙汰と看做され由々敷大事に至るべしと、仙角曰く其の時こそは予兩者に對し陳辯謝罪に努め、決して後難を貴下

に遺さゞるべし、唯是れ畢生の願ひ幾重にもと言を盡して依頼するに、道知も亦否み兼て昇級を諾したり、仙角雀躍直ちに奉行所に出頭し准名人昇級の事を屆出せり。

其の後道知は事發覺の曉は宗家の所爲として妥當を缺くの責を免るべからざるを憂ひ、十五日程經て因碩を訪ひ、曩に仙角の屆出を了したる事は言はず、只仙角昇級依賴の事を物語りしに、果して因碩も三人同手合なれば同時に昇級すべし、門人も異議なからんと云ふ、道知歸宅するや匆々仙角を呼びて因碩の意氣を語りしに、仙角は直ちに因碩、門人の門を叩き兩人に對し、予の手合昇級は本因坊已に之を承諾せり、依て之を兩君に謀りて後屆出づべき所自分の早計にて早や屆出を爲したる條幾重にも勘辨ありたし、然れば兩君にも早早昇級されたしと只管陳謝しければ、兩人も承諾し遂に事なく三家袂を連ねて准名人となれり。

享保七壬寅年四月、道知甥井口知伯を以て跡目の願を爲す、其文に曰く、

乍恐奉願候口上之覺（此願書初め縱紙なりしが橫紙に訂正すべきを命ぜられたり）

一私儀當年三十三歲に罷成病身に御座候得共、跡目の弟子無御座候、依之私甥知伯と申者私方に罷在今年十三歲に罷成所作器用に仕候、手合も對上手三つ置て勝越申候、尤後には相應に可仕樣に奉存候、末々家業相續爲仕度跡目の弟子に奉願候、右の趣被屆聞召願之通爲仰付被下候得ば難有奉存候、以上。

享保七壬寅年七月

同十二日、月番牧野因幡守より、知伯の親類書を差出すべき旨注意を受け、直ちに提出して同十八日跡目願聽濟となる。

同十二年二月四日京都より道悅死去の飛報來りしかば、道知より其の旨黑田豐後守に屆出づ。

同六月十日晝八つ時、道知突然急病起り遂に逝く、依つて因碩、朴入、長谷川知仙等協議を遂げ、翌十一日正午知仙は跡目知伯の代理人として、月番寺社奉行小出信濃守役宅に出頭、本因坊道知死亡の屆を差出せり、役人原九郎右衛門知仙を呼びて、本因坊末期の書付遺しあらば入用に付吟味の

上明五つ時迄に差出すべしとのことに、倉皇歸宅し、翌日之を持參す、其の書に曰く、

一私儀昨晩方より食傷にて御座候處氣色以ての外惡しく罷成快氣可仕樣無御座候、萬一快氣不仕候はゞ跡目弟子知伯へ家督無相違被下置候樣奉願候、以上。

六月十一日　本因坊

是と同時に知伯の親類書をも提出せり、乃ち左に示す。

親類書

一祖父御小人目付小頭二十四年前死去　神谷十郎右衛門
一祖母　竹村太郎左衛門娘
一父御小人目付小頭十五年前死去　神谷十郎右衛門
一母東叡山領豐島郡志村百姓　大野武右衛門娘
一伯父　大野民右衛門
一甥多摩郡井原村百姓井口半右衛門悴　井口平藏
一跡目弟子　知伯
右の外忌懸の親類無御座候、以上。

享保十二年六月十一日

卽ち跡目知伯家督を許可せらる、道知享年三十八歲、法諡を日深果位と云、本妙寺に葬る。

道知は碁聖道策の先見に違はず、其の發達の迅速なる其の奧秘に精通せる古來多く比を見ざる所にして、當時苟も道知の敵手たるべきもの三家の外に求むる能はず、而も三家亦道知に定先支ふる能はざりしは明かなる事實なりしなり、然れば古人道知を評して一生中全力を傾注して對局せしものは甚だ稀なるべしと、是れ空言に非ず、寔に亞聖の大國手と云ふべきなり。

曲淵甲斐守の隨筆「耳袋」中に、有德院殿ある日碁所の者へ御尋ね有る樣、凡て碁の力同樣の者なれば先着の者果して勝べき道理なりや、との事に道知御答へ申上候は、上意には候へども人の年齡同樣、各其の日の氣分も同じく、碁の力も同樣に候はゞ、先手の者勝を得可申、と申上げしとなり、流石上手の答へなり、云々。

道知又將棋にも頗る巧みなり、曾て大橋桂宗の上京不在中、其の子宗銀の屢々訪ひ來るより將棋を試むるに、始終平手にて道知の勝となれり、宗銀敗を取りて種々工風を廻らすと雖も駒組より詰際に至るまで何時とはなく差負けとなり、口惜さに堪へざる折柄、父宗桂京都より歸り來り、未だ其の旅裝を解かざるに先ち、之を語るに宗桂其の駒立を調べ見て宗銀の未熟を叱し、敗因たるべき一手を教へぬ、宗銀會得して打喜び、其の後道知を訪ひて盤に對し、局半ばにして宗桂傳受の一手を出せしに、道知考慮すること小時、橫手を打つて突然口を開き、宗銀思はず南無三と

云はんとして左あらぬ體にもてなし、否未だ歸らずと答ふれば、道知北叟笑みて、汝にして此の妙手を知るべき筈なし、是れ正しく宗桂の教ふる所なるべし、最早此上は指すに及ばずとて局を崩しけり、宗銀は道知の其の職に非ずして尚盤上に依りて宗桂の歸を知る實に藝道の至妙恐るべし、とて舌を捲きけるとなん。

又或時道知、因理と將棋の手合を爲す、道知は當時六段、因理は七段なりしを以て香車落の對局慥かに道知の勝に歸して見事に指し終りたり、宗桂傍らにありて大に其の手腕を稱へ、同席安井仙角も又道知に向ひ和尚は是れ盤上の聖乎と賞揚せり、道知亦中將棋を好くして天下に敵なく聖き邊に達せりといふ。

井上第四世因碩

本姓桑原氏、道節と云ふ、美濃國大垣の人にして、後名人碁所となる。

碁聖道策の門俊秀多しと雖も、之が領袖たるものは因碩と小川道的なり、而して師道策は道的を坊門の跡目と爲さんとするに當り、因碩服せず遂に爭碁を主張したる事あり、斯れば道策は因碩の功名心強く爲に將來坊門に破綻の端を啓かんを恐れ、苦慮の結果因碩を第三世井上因碩（休山）の跡目と定めたりしが、後年師の遺命を奉じて本因坊第五世道知の後見を勤めたり。

井上家（當代）は名人因碩の世に至り、諸侯への出入最も多く、爲に公儀竝に細川家よりの知行の外に、越前家より七人扶持、戸田采女正よりの二十石を初め、其の他諸侯より受くる扶持は碁院第一と稱せらる。

因碩は師道策臨終の際八段を許され、寶永七年琉球の屋良里之子に免狀を出すに當り、官より名人碁所を賜ひ、德川八代將軍吉宗の世享保亥四年七十有餘歲にして逝く、門下三崎策雲家門を繼ぎ第五世因碩となる。

名人因碩の經歷中師命に背き死るまで碁所を本因坊家に返さゞりし一事は九仞の功を一簣に缺くの感なき能はず、本因坊家又之を以て累世の憾みとなし、第十一世因碩の代に至るまで尚忘れず、大に酬ひんとせり、然れども眼を轉じて廣く之を見るに、名人碁所なるものは只に本因坊家の獨占

物に非ず、何人と雖も秀拔なる技倆によりて之を獲得し得るものなり、道策の跡目を自由にするや好し、而も因碩に此の碁所を望む可らずと遺言するに至りては因碩の技に對し以上上達す可らずと云ふに同じ、道策碁に聖なりと雖も又一片俗骨を止めて懸念執着、到底算砂の清淨なるに及ばざりしか、況んや道策の死後專心孤托の命に背かざらんを期し道知の教育と坊門の發揚に汲々乎として盡せし因碩の功績は、坊門還た夢寐にだも忘るべからざるの德行にして、此の兩家は實に恩怨相半ばするものと云ふべきなり、又況んや其の碁所一件は國體上已むを得ざるに出でしものにして、只速に職を去らざりし一事多少批難を免れずと雖も、人誰か顯職を欲せざるものぞ、人情恕すべき點なきに非ず、之を因碩一生の汚點なりとして世々相傳へ酬ひんとするに至りては又酷に過ぐるものなるべし。

因碩正德三年八月發陽論を編輯す、發陽論は一名不斷櫻と稱して玄妙なる死活問題二百餘種を輯載し、斯道に於て最も珍とする書なり、然れども惜むらくは井上家深く秘藏して世間其の名を知るも其の書を見たる者稀なる可し、或曰是れ支那人の作にして而も一人の作にはあらざるべく、因碩此の書に考案工風を加へ形を改めたるものならんと、本因坊秀榮亦此の說を取れり、就て見るに唐本坐隱先生（劉玄銑と云ふ、明の萬曆中の人）と大差なし、坐隱先生は其の完本一部宮內省に納め在る由、日下部鳴鶴翁語れり。

井上第五世因碩

因碩は越前の人、初め名を三崎策雲と云ふ、道策門下にして元祿十五年十月朔日第三世名人因碩の養子となり井上因節と改名し、年々の御城碁を勤め、享保四年家督して因碩の名を襲ふ、手合上手に進み後准名人となり、元文二年六十六歲にして退隱せり。

（坐）

安井第三世知哲

知哲は第一世算哲の第二子にして、澁川春海の弟なり、初め第一世算哲碁院を退くに當り、春海未だ幼なるを以て算知を嗣となせり、故に算知は之を德とし春海、知哲に對し報ずる所あらんと期せしに、春海は別に一家を爲すに至りしかば、茲に知哲を以て安井家の跡目となし、明曆三丁酉年十月二十四日新規十人扶持を以て召出さる、爾來本因坊道策等と共に御城碁を勤めしが、算知、道悅爭碁終りたる後、延寶四年安井家を繼ぐ。

知哲、女あり、澁川家第二代圖書昔尹に嫁す、昔尹不幸にして夭折嗣子なし、依て知哲は次子右門をして澁川家の嗣たらしむ、是れ澁川家第三代敬尹なり。

知哲安井家を相續して未だ幾許ならず、元祿十三癸年五月二十日死亡す、寂光寺に葬り、法名を理心院知哲居士と云ふ。

茲に於てか隱居算知は、更に仙角を拔擢し、安井家第四代の主となせり。

安井第四世仙角

仙角は算知、知哲の薰陶を受けたるものなり、世上、後の仙角と混同せざらんが爲め、親仙角或は古仙角と呼ぶ。

仙角は本因坊道知との爭碁に破れたりと雖も、亦藝苑の一巨手たるを失はず、後年八段准名人の地位に進めり、初め安井家は第一世正哲院時代より松平家の恩顧を受くる事尠からざりしが、當代仙角は實に松平家の領地會津の產なれば、其の安井家を相續し碁格昇進するに及びて、優待層一層を加へ、侯が常に座客に誇稱する一人とはなれり、又仙角は公儀の扶持の他に松平家より五十俵の補助を受け、其の屋敷內に邸宅を賜ひて之に住せしが、後上野宮の媒介により、長谷川知仙を養嗣と爲すに至り、松平邸を出でゝ濱町に居を卜し、始

享保十二丁未年十一月十七日
於 御城

第四世
安井仙角（八段）
（世之を古仙角と稱す）

第六世
本因坊知伯（六段）
（年十八歲）

先

自第 一 手
至第 五十 手

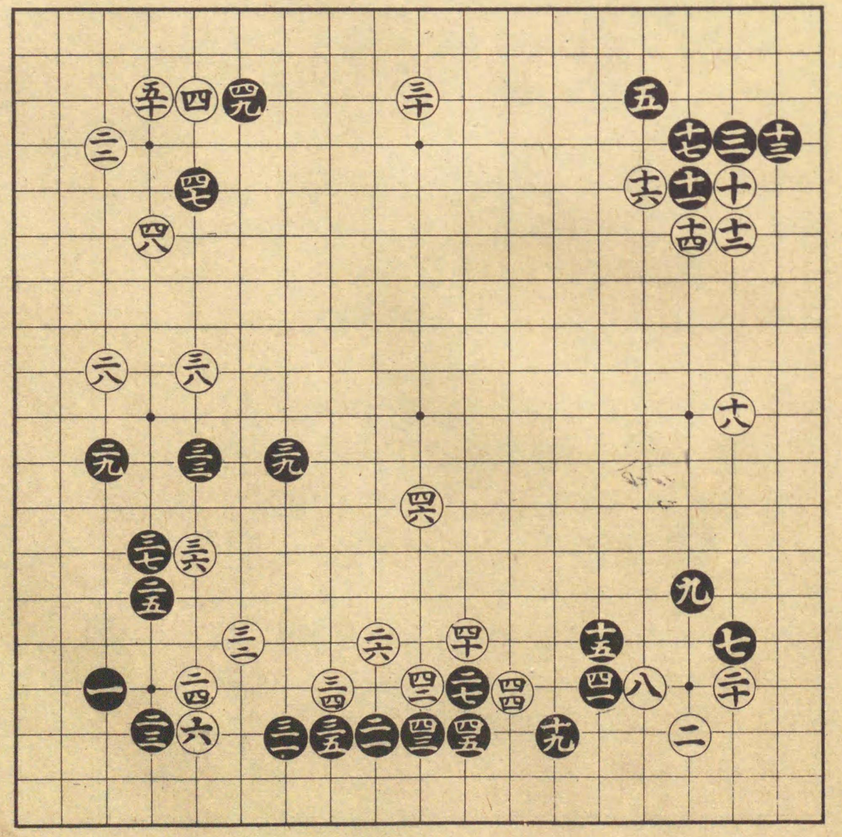

（坐）

自第五十一手
至第　百　手

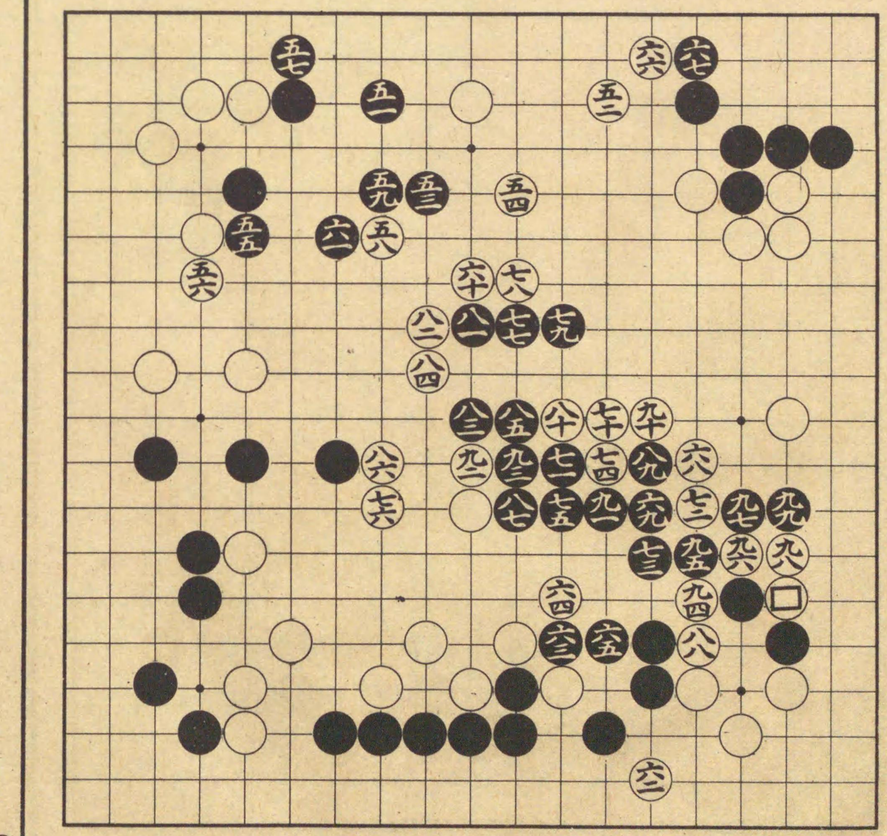

（坐）

自第　百　一手
至第百五十手

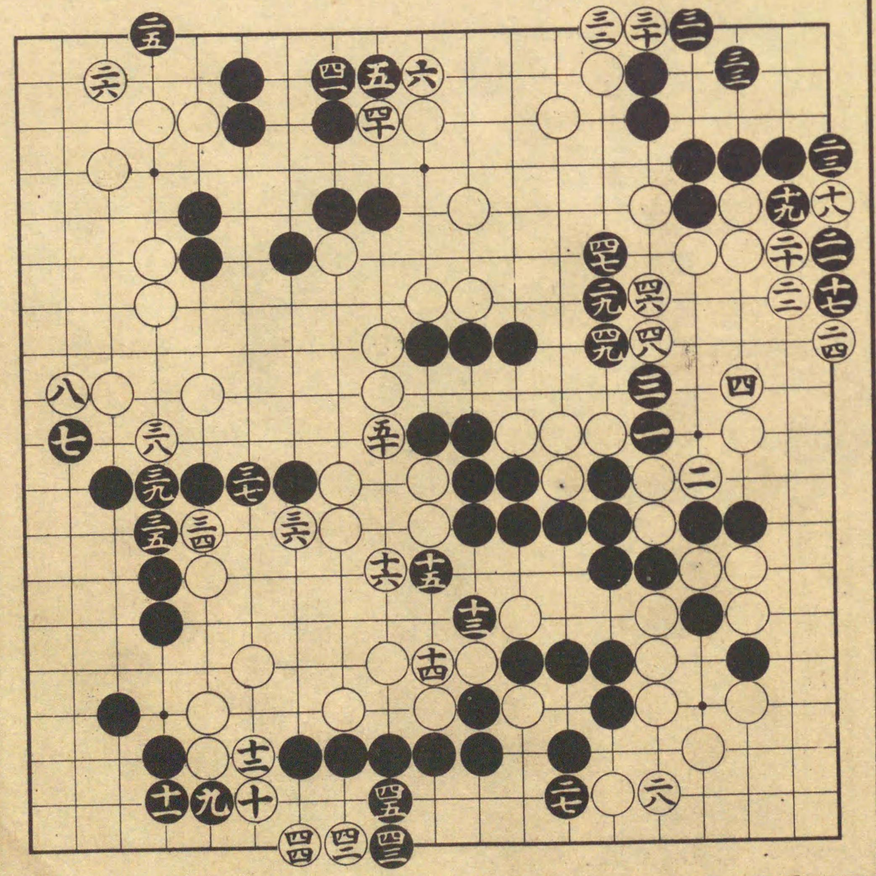

（坐）

自第百五十一手
至第二百三十一手

(△三二)トル
(△三四)劫ツグ終

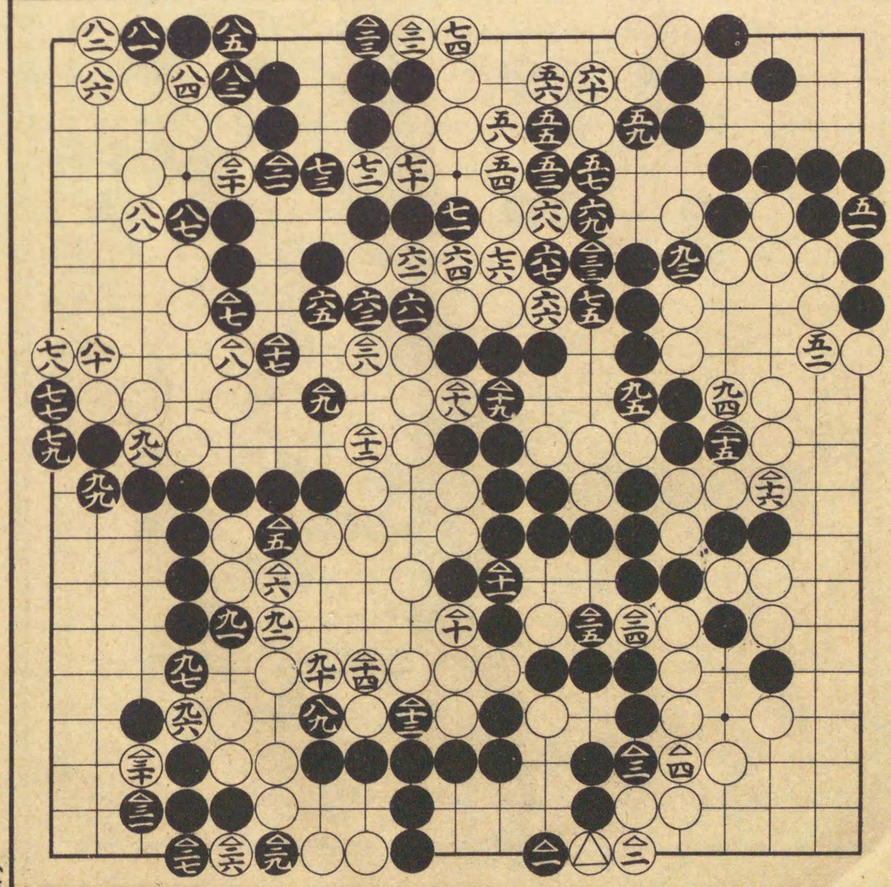

(坐)

て教場を開けり（五十俵の扶持は明治の際迄繼續せり）其の後跡目知仙早世し、再び近江の人田中春哲を以て跡目と定め、本因坊第七世秀伯の代、元文二丁巳年正月四日永眠す。

江戸深川淨心寺に葬り、法名を翫石院仙角日遊信士と云ふ。

（安井家の塋域舊京都寂光寺なりしが此時より淨心寺に改む）

堀部因入

因入は美濃國大垣の人、道策門下にして手合五段なりしが、後名人因碩の門に入り半石を進めらる。松平大膳大夫召抱となり、寶永中上手に進む、因入は高橋友碩と共に、本因坊家の舊記傳信錄を調べて功あり。

堀部因可

美濃の人、因入の養子なり、手合二子格にして、松平長門守に抱へらる。

長谷川知仙

知仙は豐前小倉の人なり、道知門下にして碁級六段を以て領主小笠原右近將監に召抱らる、後上野宮の御相手を勤むるに至り、宮は算砂の雲上に咫尺して授官せし例に倣ひ、知仙を上手にせんと欲し、第五世因碩と門入とを呼び、此の旨を傳へたるに兩人は外家に七段を許さずとて一時拒みたり、其の時宮は有馬中務の家臣吉和道玄は如何との御尋に、因碩は道玄は格別の儀あり候と不圖言ひ出でしに、宮は透さず予の申事は格別には無之やとの御掟に兩人は語塞がりて答ふる能はず遂に七段を許容せり、後安井仙角の養子となり、相續に至らずして歿す。

青木本可

本可は武州の人、道知門下にして手合二つ格なりしが、確定するに至らず夭折す、同門擧つて之

(坐)

を悼めり。

井田知碩

江戸の人、松平主殿頭の家臣なり、道知門下にして五段となり、後名を道祐と改む、林家第八世祐元門人は實に道祐の嫡子なり。

鈴木知昌

知昌は江戸の人、十二歳にして道知の門弟子となり、手合先に進み、後石井恕信と改名す「石心隨筆」の記者なり。

石心隨筆は其記する所は誤なきに非ずと雖も、文運開けず碁史を心に介する者なかりし當時に於て、獨り見聞する所を詳記したるが如き、又其の爲人を知るべきも、只之を秘して世に公にせざりし一事は以て憾みとすべし、後年讃岐の士河村知足、石心隨筆の顰に倣うて記する所ありしも、二十枚前後の小册子にて事實の掲載亦簡に失する憾みあり、然れども本邦の碁史としては唯以上の二書あるのみ。

恕信、隨筆に奥書して曰く、

右二卷に記する所の譯は、我等十二歳の時より道知が側に在而、名人因碩、道知其の外古き者共の事に折々朝暮の物語を聞はさみ、享保元年よりの事は直ちに見聞候事故、爰に記す、此の外記し殘す事少しは有と雖とも障事有之により殘す、此の二卷の譯を知るもの、井田道祐の外になし、我等年六十歳に及べり、此の二卷の譯無益の事と思へども、古き事の廢らんも如何と思ひ記し置くものなり、一見は其の通り書寫事決して許さゞるものなり。

寶暦十二年午五月　本因坊道知弟子鈴木知昌改而
石井如信書判

恕信は長命にして第九世察元の世に至り老死す。

長谷川仙理

仙理は道知門下にして手合先、豐前小倉に生る、和仙の甥なり。

其の他名人因碩の門下なる知名の士を擧ぐれば、左の如し。

相原可碩

道知の弟子と云ふ者あれども、之れ因碩の門下なり。

可碩は伊豫に生れ、幼にして因碩の門に入り、十二歳にして德川六代文照院の代桐の間に召出され、切米百五十俵を下賜せられ、御家人として坪田翫碩と共に芝三田に邸宅を賜ふ、此の時宮本印佐、有浦印理亦十三歳將棋優秀を以て同じく百五十俵を受く、此の事に關し井上家藏書中可碩、翫碩新規被召出候節之舊記書類と題する一括今に保存せらる、翌年琉球人屋良里之子と對局せし事は史傳に在り、手合後上手に進む。

坪田翫碩

可碩と同年にして、又同時に召出され、百五十俵を受く、當年手合三子なりしが後五段に昇進す、越前の人なり。

和田因佐

松平隱岐守の家臣にして、伊豫の人なり、手合六段なり。

永野快山

僧侶にして常に快山坊と稱す、手合六段にして肥後の人なり。

本因坊第六世知伯

享保七年四月知伯十三歳にして、月番の寺社奉行牧野因幡守に跡目願を差出し、同六月大久保佐渡守役宅に於て聞屆の旨言渡さる、此の時差出したる親類書に、

親類書

一父　武州多摩郡井草村今川民部知行所百姓　井口半右衛門
一母　十二年前病死　本因坊道知姉
一兄　父宅に在住　井口半之助
一伯父　今川民部知行百姓　井口半兵衛

元文三戊午年十一月十七日
於 御城

第七世
四目勝 先番 本因坊秀伯（六 段）

第六世 井上
春碩因碩（七 段）

自第 一 手
至第 五十 手

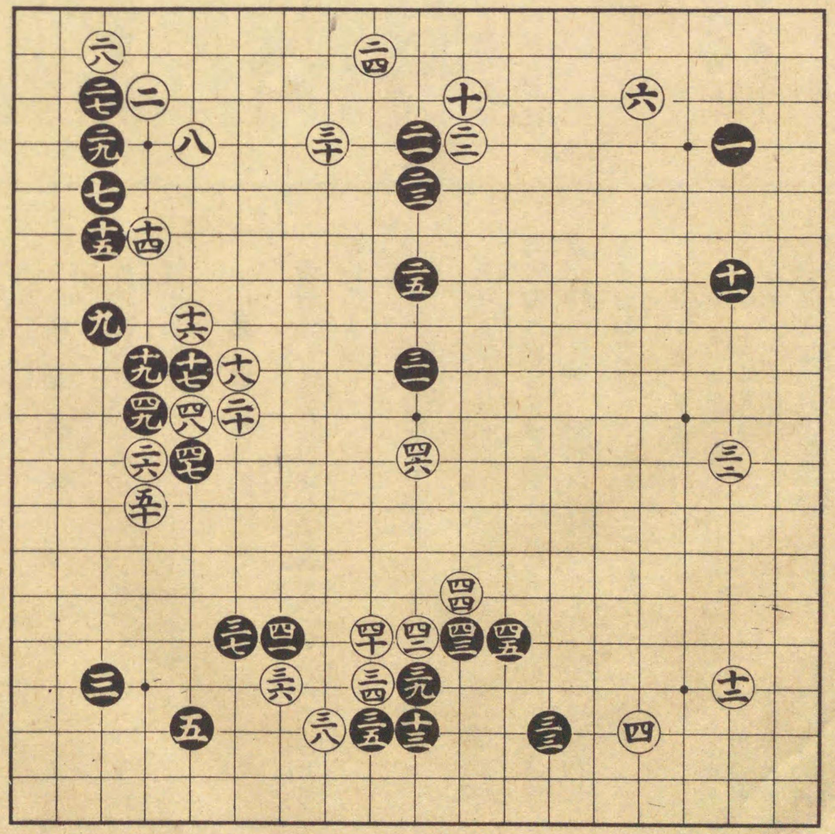

（坐）

自第 五十一 手
至第 百 手

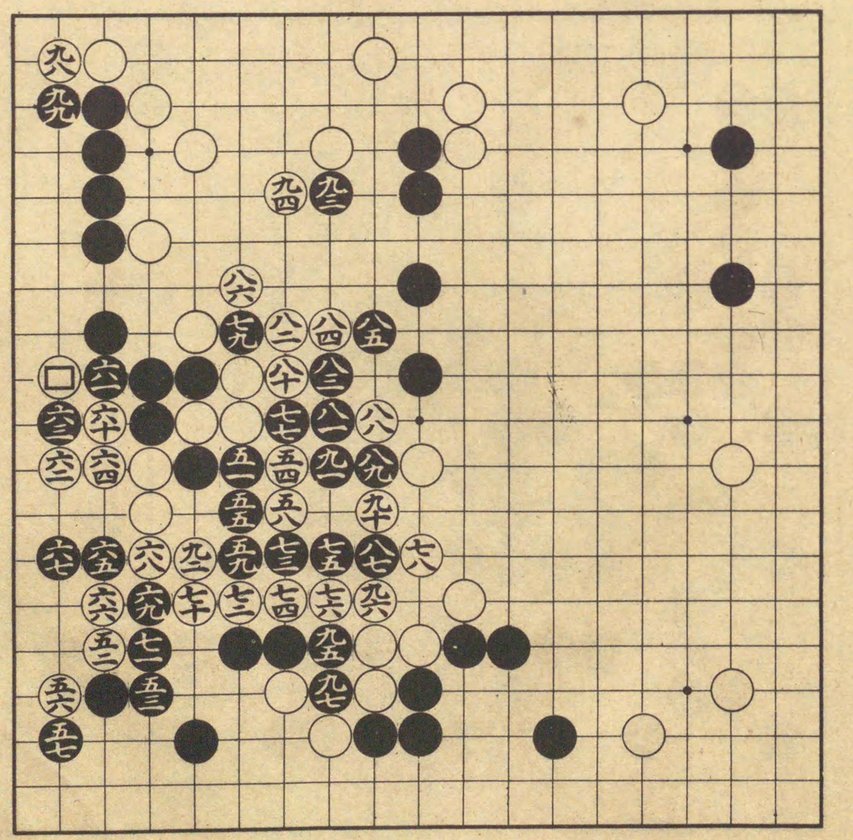

（坐）

自第一百一手
至第一百五十手

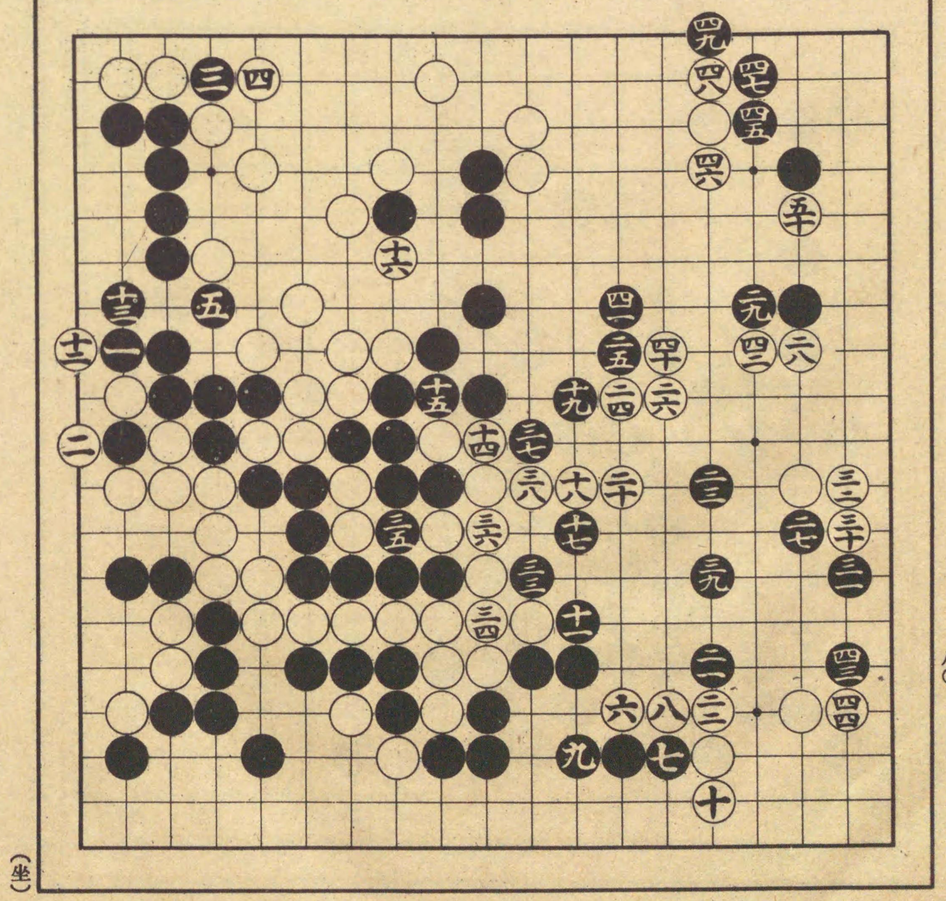

（坐）

自第一百五十一手
至第二百手

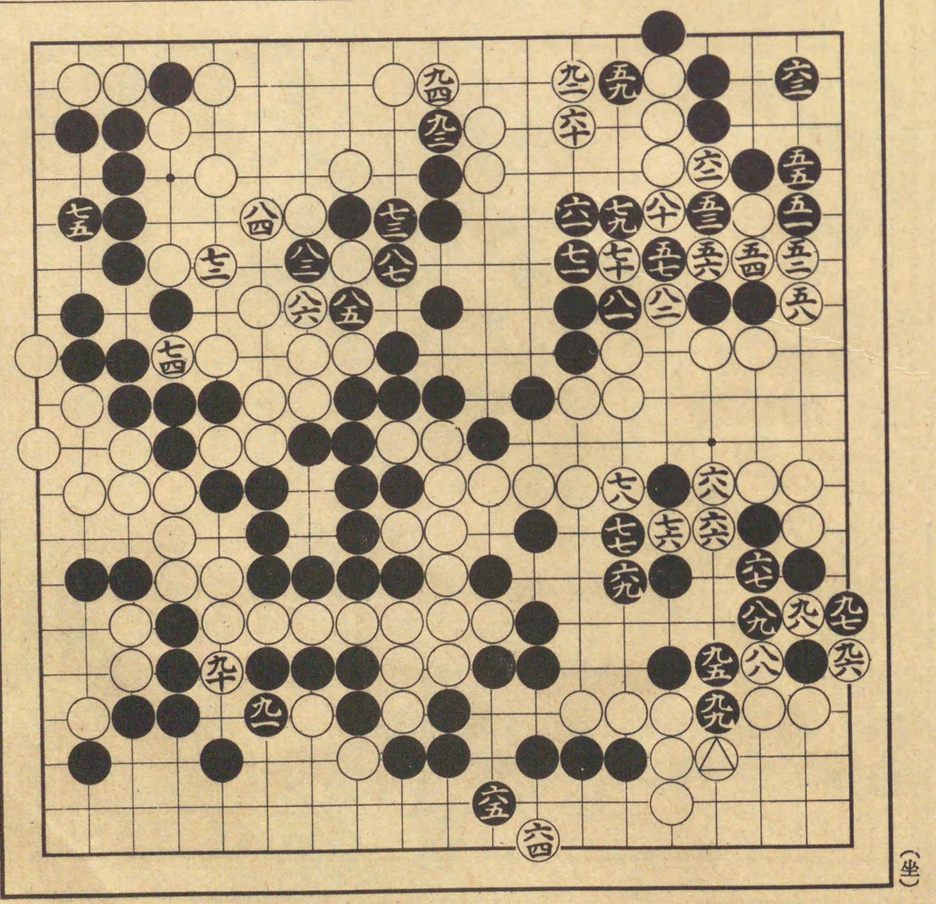

（坐）

自第二百一手
至第二百六十一手

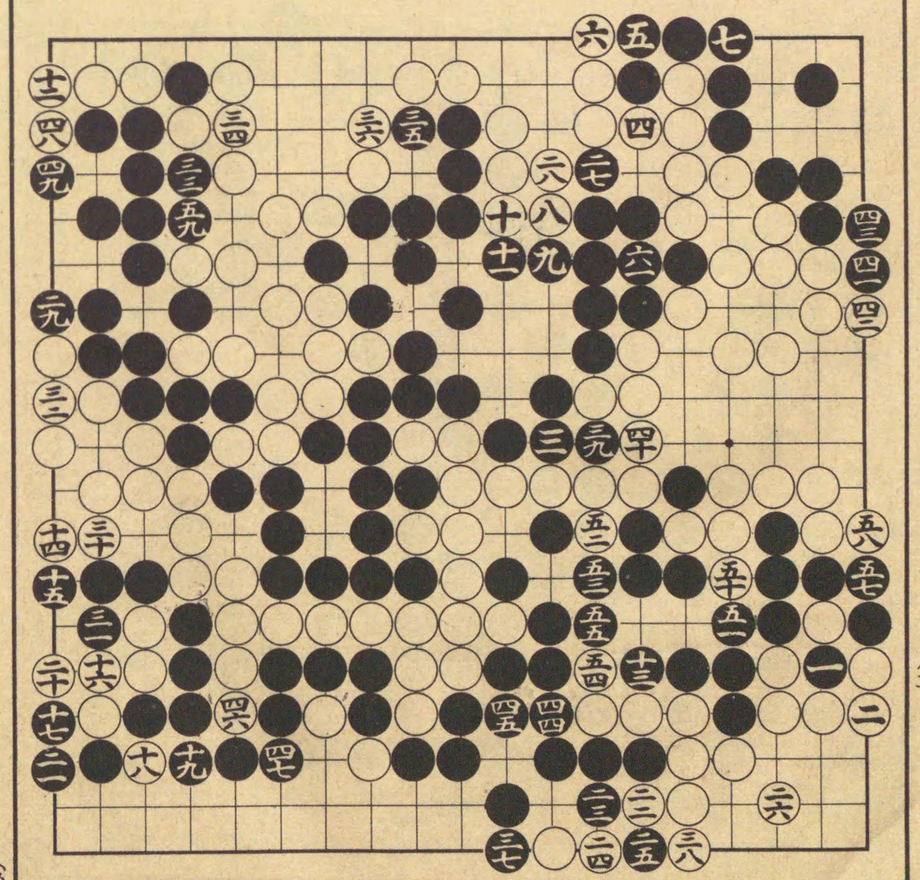

（坐）

本因坊道知
井口孫七

一伯父
一從弟　半兵衛宅に在住
右之外忌掛之親類無御座候、以上。
享保七壬寅年五月

本國
生國　武藏

本因坊弟子知伯

知伯は享保十一年十二月より十人扶持を受け、翌年六月十八歳の時道知の死去に依り同九月四日家督し、第六世を襲ふ、此の年十一月十七日碁級六段を以て御城碁を勤む、當時の碁將棋手合勝負左に錄す。

市　先　本因坊知伯
第四世　安井仙角
第五世　井上因碩
先番三目勝　安井知仙（仙角跡目）
第五世　林　門　入（因長）
先番一目勝　井上春碩（第五世因碩跡目）

宗　桂
飛車落勝　宗　民
控　宗　與
手明　宗　看

右に記する門入の家督、及び春碩の跡目となりしは當年なり。

享保十八癸巳年八月二十日薄暮知伯卒倒す、家族大に驚き直ちに醫師正伯及び各碁院に急報したるも、來集に先ちて遂に逝けり、爰に於て仙角、因碩、門入及び醫師正伯代理丹羽正因協議の上、知伯の門人佐藤秀伯を以て家督と定め、急遽願書を認め、因碩をして月番寺社奉行松平玄蕃頭に差出さしむ、文に曰く、

一私儀病氣及大切難得快氣奉存候間、佐藤秀伯と申候弟子十八歳に罷成候、碁器用に相見申候間、相募申候へば跡目に可奉願と奉存候處、右の仕合に御座候間、彼者跡式被爲仰付被下置候樣に奉願候、右の趣宜敷被仰上被下候、以上。

享保十八年巳八月二十日　本因坊

然るに玄蕃頭は其の病因に疑念を懷きしにや、役人依田清左衞門を本因坊判元見屆として出張せしめ、又醫師正因より知伯の病症書を徵し、事漸く落着せり、知伯享年二十四歳、法名を日了果位と云ふ、本妙寺に葬る。

（坐）

林第五世門入

本姓井家氏、道知門下にして土佐の人なり、初め道藏と稱し、享保五年十一月十八日林家の養子となり、名を因長と改め、翌年高橋友碩と同時に御城碁を勤む、同十二年三十八歳七段にして家督し、後八段准名人となる、此の門入は林家列代中最も名高く、俗に之を上手門入と云ふ、法名清岳淨運信士、亡年詳ならず。

本因坊第七世秀伯

奥州信夫郡大飯田村（飯田三郎左衛門代官所）の百姓佐藤勝右衛門の長子にして、第六世本因坊の門下なり。

享保十八年八月三日、秀伯は江戸を發し、生國奥州に歸省中日ならざるに、碁院連名の書狀にて突然師の訃恩と共に師家相續に就き至急歸府すべしとの再度の急使に接し、大に驚き晝夜兼行して、翌九月八日江戸に着せり、是より前奉行所よりは、跡目秀伯出頭すべき旨督促頻なりしも、未だ本人は着府せず、爲に一門同僚大に家の安危を氣遣ひたりしが、其の年十一月六日老中松平伊豆守より呼出となり、秀伯家督聞屆けの旨達せられしかば、茲に一同は初めて愁眉を開きぬ、秀伯時に年十八歳、碁級五段なり。

同月十七日始めて御城碁を勤む、其の手合勝負左の如し。

二子五目勝 本因坊 ― 先番四目勝 林門人
安井仙角 ― 井上春碩
手明 井上因碩

享保二十年秀伯六段に、相原可碩七段に昇級し、元文二年第五世井上因碩退隱、跡目伊藤春碩第六世因碩となる、又此の年第四世仙角歿す。

元文四年秀伯は因碩との爭碁八局を了へて、俄然吐血し、爾來百方手を盡すも快方に赴かず、爲に其の年の御城碁にも缺席せしが、翌六年酉年二

（坐）

月四日病大に革りしかば、因碩、門入を呼びて協議し、門人伯元を跡目と爲すに決し、卽日願書を山名因幡守に差出せしに、係下役人は山谷氏にして異議なく許可せられぬ、秀伯之を聞き氣弛みしか其の十一日四つ時遂に逝く、于時二十六歳、法名を日宥と云ひ、本妙寺に葬る。

井上第六世因碩

初の名は伊藤春碩、叟延と號す、下總の人なり、父を江澤得庵と云ふ。

因碩は第五世策雲因碩の門下にして、享保十一年跡目高橋友碩の死去により手合六段を以て井上家の再跡目となり、元文二年家督し、第六世因碩となる、手合七段なりしが、其の時差出したる類例書の一節に曰く、

一中村道碩儀、櫨現様に三河以來御出入仕、慶長十七年御切米五十石御扶持方二十人扶持被下置候、元和中道碩碁所に罷在、寛永七年道碩相果、井上因碩へ跡式被仰付、切米二十五石御扶持方五人扶持一倍十人扶持被下罷候、其後祖父因碩時代、正德元年五月本多彈正少弼殿へ右道碩拜領仕候義の通奉願候處（三字不明）同年十二月御足揭現米都合五十石被下置夫より拜領仕候。

右の通りに御座候也。

明和元年察元と同時に准名人に進む。

明和五年火難に遇ひ、什器書類皆灰燼となる、依て此の時因碩は細川家に古來の由緒を陳述して同家より松板一千枚の贈與を受け、又是より毎年大判三枚を受くるの例となれり。

安永元年十二月死亡す、享年六十六歳なり。

本因坊第八世伯元

本姓小崎氏、武州幸手郡天神島村（大久保莊之助領地）百姓元右衛門の子なり、十五歳第七世本因坊秀伯の門に入り、幾許ならず技倆儕輩に挺で、翌寛保元年二月四日師秀伯の危篤に際し、跡目に擇ばれ、次で其の十一日家督願を出す、安井仙角附添たり、同日山名因幡守より許可せらるゝと同時に五十日間の師忌を達せらる。

（坐）

寶暦元辛未年十一月十七日
於 御城

第六世
井上因碩

第八世
三目勝 先 本因坊伯元

自第 一 手
至第 五十 手

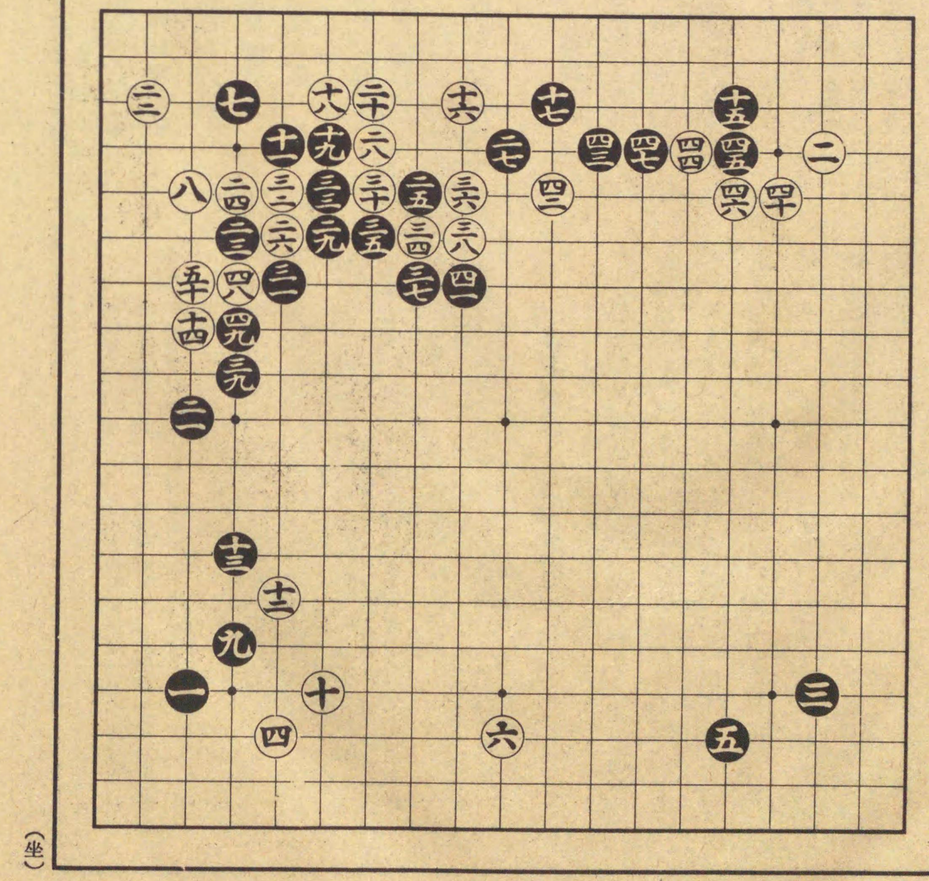

(坐)

自第 五十一 手
至第 百 手

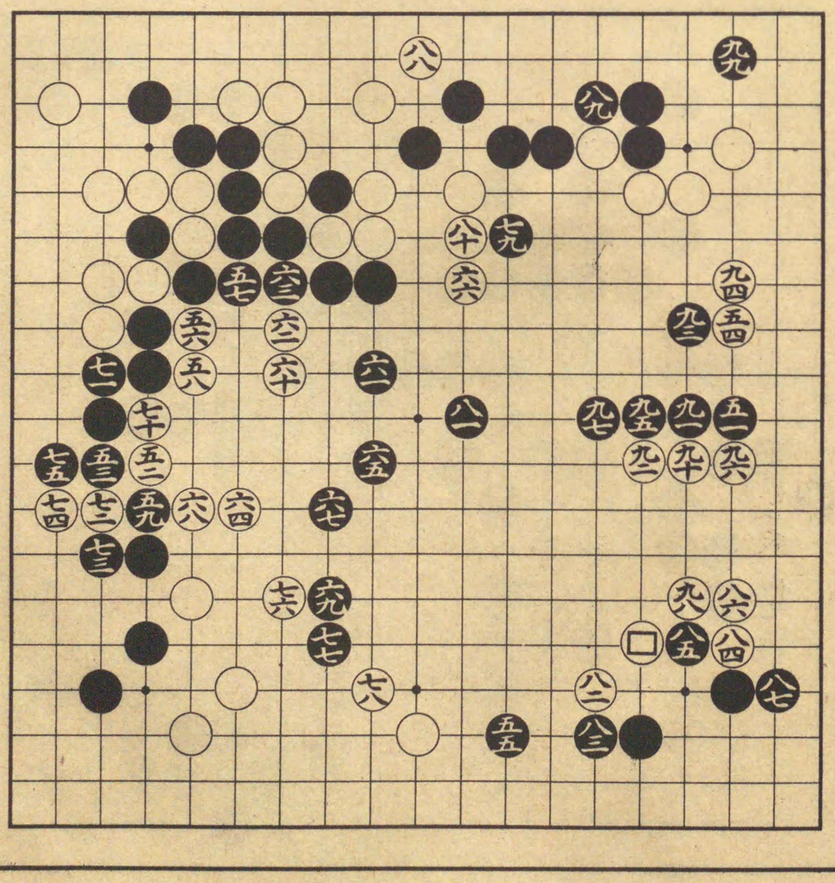

(坐)

(十二)切提

自第百一手
至第百五十手

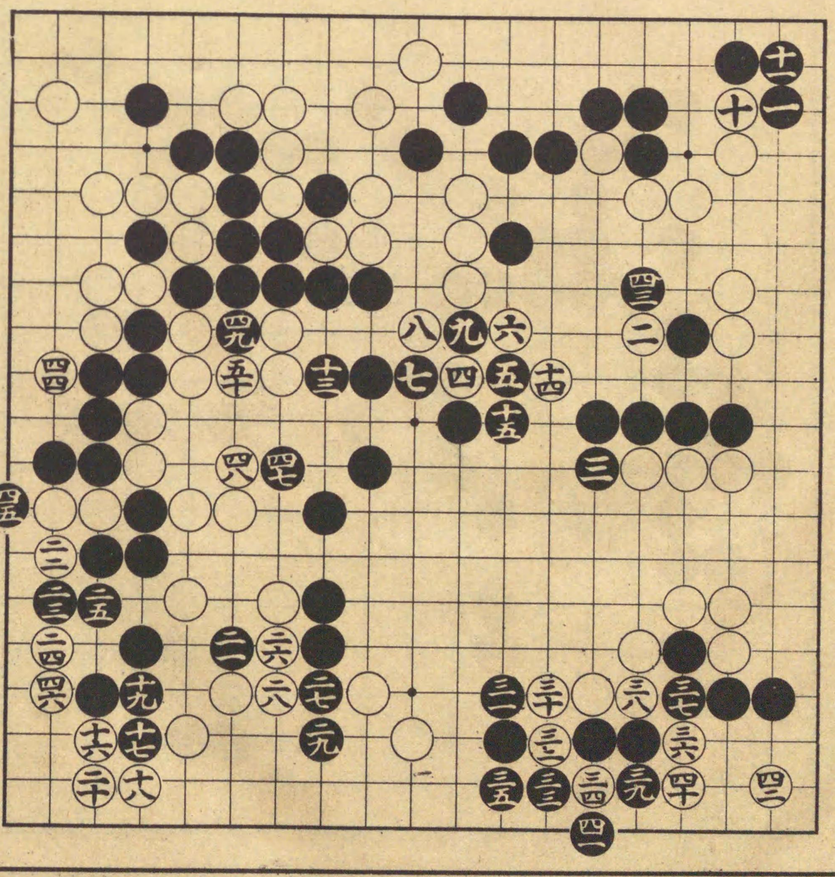

自第百五十一手
至第二百手

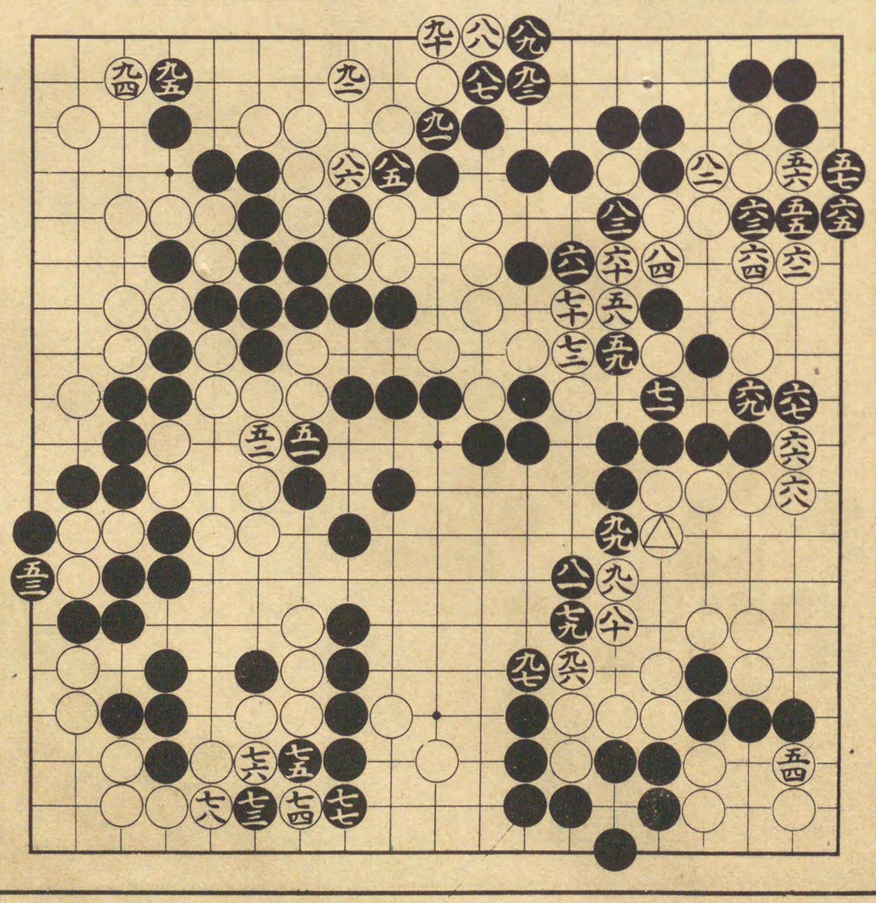

自第二百一手
至第二百八十三手

六 切提 同 四八
九 同 五一 同
二四 同 五四 同
二七 同 五六 四九ノ處ツグ
三十 同 五七 切トル
三三 同 六十 同
三六 同 六三 同
三九 同 六五 四目ツグ
四一 同 六六 切トル
四五 同 六九 同
八三 黒切勝粘

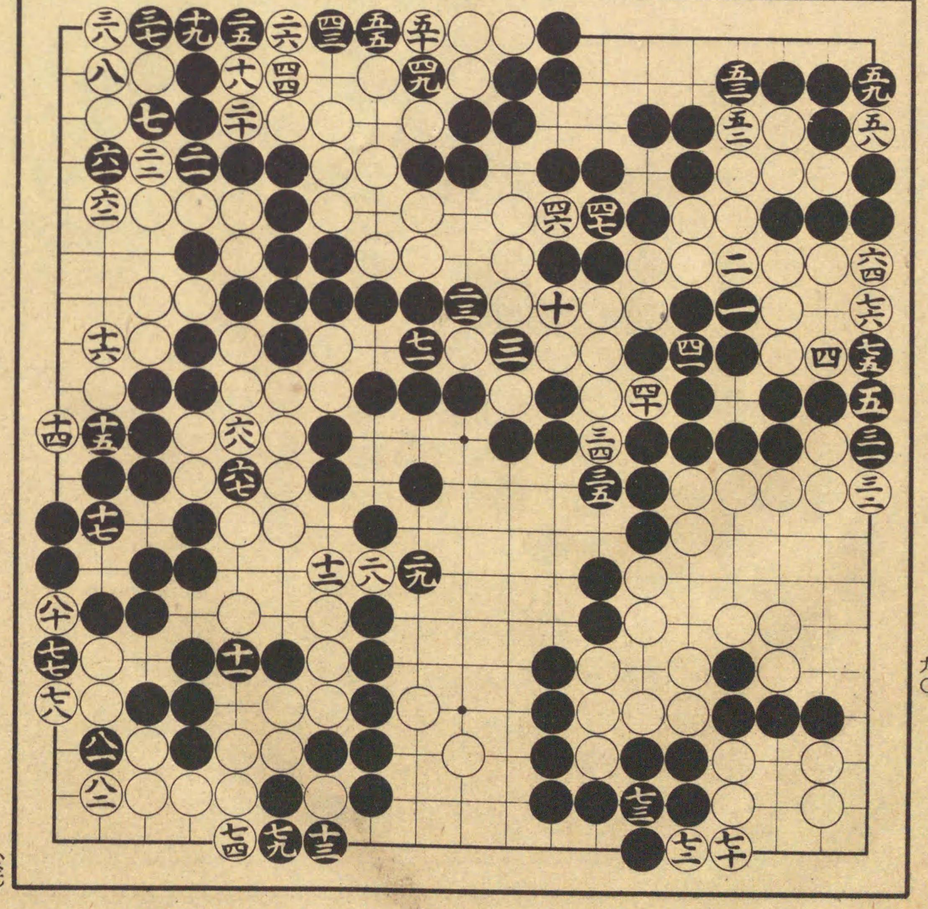

（坐）

同年十一月十七日御城碁を勧む、其の日の手合勝負左の如し。

先 本因坊伯元 第六世 井上因碩
第五世 安井仙角 先一目勝 第六世 林門利

手明、准名人 門入（第五世因長）

寛保三年、第五世門入の名人碁所願に關する紛議落着し、同家は第六世門利の世となる。

寶暦四年四月上旬より伯元病痾に苦しみ、因碩代理となりて跡目の願書を捧ぐ。

私儀當月初旬より病氣罷在候、依之私弟子間宮察元と申者、當戌二十四歳罷成候、幼少より私手前に差置候弟子に御座候、家業相應宜仕候に付、一兩年跡目弟子に可奉願心當に罷在候處、右病氣に付萬一不得快氣候はゞ、察元儀私跡目被仰付被下置候樣奉願候、以上。

寶暦四甲戌年四月　本因坊

然るに月番奉行本多長門守は再び因碩を呼び出し、本因坊の病氣左程重態とも聽及ばず、且壯年の事なり療養怠らずんば快氣近かるべし、依て跡目の儀は追て願ひ出づるも遲かるまじとて願書は一先づ下げ渡されたり、越て八月三日に至り再び願ひ出づるに及び、五日因碩呼出しとなりしも不在に就き、春達出頭命を待ちしに、伯元の病症書差出すべき旨達せらる、直に提出し、十日に至り跡目察元呼出しとなる、當時伯元代理なる仙角も又病氣により、其の相續人仙哲と共に長門守役宅に出頭せしに、既に因碩も出頭し居りて一同打揃ひたれば、長門守より書面を以て察元跡目を許可せられたり。

伯元寶暦四年戊九月二十六日、二十七歳にして病蓐に逝く、法名は日淨、本妙寺に葬る。

斯道の隆盛は一に家元の消長に相伴ふものなり。本因坊家曩に道悦、道策道知の三偉人相繼で出で、其の流行古今に冠絶したりしもの、爾來僅に二十年間に於て知伯、秀伯、伯元の三世を失ひ、斯道の衰退亦既往に見ざる所と稱せらる、而も三伯の碁品都て優秀にして共に壯年にして早く上手の地位に接近し、將來優に祖師の壘を摩するに足るも

（坐）

ののみなりしに、天の壽を假さゝる惜みても尚餘りあり。

安井第五世仙角

仙角は近江の人、父を小路權太夫と云ふ、初め田中春哲と稱し、後仙角と改む、古仙角門下にして手合准名人なり。

仙角は長谷川知仙の歿後、古仙角の再跡目となり、本因坊秀伯の世、家督して安井家第五世となり、明和九辰年十一月十七日の御城碁に於て初て門下より阪口仙德を分家として推薦し、許可を得たり、仙德は碁品六段にして其の御城碁に列するを得たるは、道策時代の八碩の例に依りたるものなりと云ふ、外家の御城碁に列する事は蓋し稀なるを以てなり。

仙角安永四年(烈元時代)家を原仙哲に譲り、元丈の世寛政元酉年十二月十六日老歿す、行年七十九歳、法名を高石院仙角日慰信士と云ふ、江戸深川淨心寺に葬る。

本因坊第九世察元

本姓間宮氏、父を又左衞門と云ふ、武州幸手の人にして、第八世本因坊伯元の門人なり。

察元は寶暦四甲戌年十二月三日、井上因碩に伴はれて初て登城し、蹲蹐の間に於て老中松平左近將監より家督聞届の許を受く、于時二十三歳、碁格六段なり。

察元家督以來坊門の衰頽を嘆き、如何かして興隆の實を擧ぐべきとて、自ら責勵し、身心を斯道に委ねしが、當時家元間に一弊習行はれ、各碁院は自家一門だけの研究を爲して他門との勝負を避くることゝなり居たり、故に察元は是等の偏見を去り、各碁院は時々仲間手合を爲して互に斯道發達に努めん事を誘説したるも、凡て表面的認諾を爲すに止まり、依然として實行するに至らざりき、是れ諸家の意、察元は當時六段なるも、實際の技

倆に至りては優に上手の上にあるを以て、陰に此の鋭鉾を避くるものなれば、察元は到底諸家と平生技を競ふの機なく、從つて他の推薦により昇級せんとするは恰も乳甁を俟つの愚なるに等しきを觀破し、一日安井仙角を訪ひ、七段昇級の事を謀る、仙角元より察元の技倆を信ずる者、潔く之を承諾し、且因碩、門入を説くの至難を語れり。

寶暦六年四月、察元は井上因碩を訪ひ、辭を卑うして曰く、予生來の病軀にして長壽望むべからず、且坊門上手の碁を得ざる玆に三代、三十年の久しきに及べり、吾技亦未だ堂に上らずと雖も、哀れ祖先以來の好誼を以て吾上手の昇級を承諾せられたしと依頼したるに、因碩之を拒むの辭なく、偶同席せし跡目春達及門人作順と共に當時同居中なる林門入の歸宅を待ち、協議の上回答すべしと答ふ、察元は先に門入の姿を認め、其の在宅を知るも、因碩の強て不在なりと稱する儘已を得ず後日を約して一時引取れり、同年九月察元は再び因碩を訪ひ昇級の事を迫りたるに、因碩言を曖昧にして確答せず、且春達、門入も同手合の事なれば定めて其の許昇級の時は同時に之を乞ふに至るべしとて暗に要求を斥けんとせり、於是察元沸然として曰く、門入は今日迄に六局の手合を爲して予五局の勝を收めたり、又春達に至りては何の故にや予との手合を避くるの狀あり、斯の如きの輩と同一視さるゝ事迷惑千萬なり、と稍辭色を勵まして爭ひたれども、此の日又門入不在を理由として要領を得ず、其の後察元は因碩をして遁辭なからしめんと欲し、門入在宅の時を窺ひ井上家を訪問せり、然るに其の日偶々稽古日なりしかば潛に好機を捉へたるを喜び、直ちに門入の室に案内を乞ひしに、應接の者又因碩の內意を承け居りしものか故らに春達の室に案内し、其の席にて因碩、門入、春達に面會せり、此の時談の夫に及ぶや、因碩は察元の未だ春達と對局せしことなきを以て、幸ひ之を試みらるべしと言ひ放ち、門入と共に席

を外したり、座に殘りたる春達徐ろに口を開き、我師因碩も亦准名人を希望するや久し、幸に之を認諾さるゝやと云ふ、蓋し因碩は察元の昇級希望を奇貨として交換的に己れの希望をも達し、飽まで察元の上位に居らんと圖れるなり、察元之を聞くや冷然として却つて反對の答を爲して曰く、因碩子八段を希はゞ望みに應じ何時たりとも手合を致すべしと。

爾來同年十一月に至るまでの間に察元は春達と五局の手合を爲せり（初番春達先番勝、二番目察元先番勝、三番目春達先番察元勝、四番目春達先番察元勝、五番目春達先番勝）夫より後は對局を約するも春達違約して遂に應ぜず。

寶暦七年四月六日、察元は再び安井仙角及び其相續人仙哲に就き、己れの七段昇級に異存なき旨を確め置き、翌七日因碩を訪ひ激論の末強て予の昇級を拒まば已むを得ず爭碁の手續に及ぶべしとて有無の決答を迫りたれば、因碩、門入又拒むに由なく、遂に承諾せり、察元幾辛勞の末玆に始めて本懷を達し喜ぶ事限りなく、歸途直ちに青山因幡守役人大野四郎右衞門に面會を求めしも不在にて逢へず、卽ち同僚の庄太夫に昇級を屆置き、二十九日再び大野を訪ひ披露せり、之れ大野は察元が養に家督の時階級の事に就き配慮したることあるを以て、特に此の際察元が大野に面會を求めたるなり。

明和元年察元は因碩と同時に准名人に進む、此の時も又因碩古顏の故を以て若輩の察元と同時の昇級を遮げしが、技倆の上に於て爭ふべからず、遂に服せり、間一年明和三年五月より察元は再び畢生の目的たる名人碁所の運動に着手し、第六世井上因碩と爭碁を擲ち、六局中一局市を出し他五局は連勝して遂に名人の地歩を占め、次で同七年碁所に任ぜらる、此の年門人山本烈元を跡目と爲さんが爲め、月番の寺社奉行土岐美濃守に書を差出したるに、同閏六月二十七日牧野越中守役宅御

寄合の席に於て、美濃守より願書聞屆の旨を達せられ、翌七月朔日御目見得仰せ付けられたり。

察元一生の望み足りて天明八戊申年正月二十六日往生を遂ぐ、享壽五十六歲、法名を日義果位と云ひ、本妙寺に葬る。

本因坊家世々道策の遺訓を守り、家を襲ふ毎に京都なる寂光寺に第一世算砂の墓參を爲すを例とせるも、凡て斯道研究を兼ねたる旅行にして未だ曾て法印の格式を以て乘輿五十三驛を通過したるものなし、玆に察元は多年の素志を達し、身は皇國碁苑の棟梁として空しく奢侈に流れ驕傲を儆はんの意には非ざるも、亦以て家運の興隆を祝福し、併せて坊門の威風を外に輝かして斯道流行の資に供せん爲め、曾て家康公より祖先に賜りたる長柄の朱傘網代の輿籠に至るまで皆善美を盡し、數多の門人從者を隨へ和國碁苑を開きてより古今例なき驕奢風流を極め、警蹕の聲に沿道の塵を拂はせ、乘輿堂々乎として海道百二十里の長汀曲浦を練り行きし樣、實に人目を驚かせり、而してこの時の費用は實に莫大なる額に上り、爲に多年蓄財の過半を消費せりといふ。

林第六世門入

元門利と稱す、常陸の人なり、第五世因長門入の門下にして井上家とは俗緣あり、寬保の末年林家を相續し七段となり、數年を出でずして延享三丙寅年三月二十九日遽に卒す、法名到岸悟入信士。

林第七世門入

第六世門利門入の實子なり、父門利の死後、家を相續し、第六世井上春碩因碩の家に同居して其の教を受け、手合七段上手となり、天明二年九月二十三日歿す、法名眞覺轉入信士といふ。

井上第七世因碩

本名岡田春達、常陸國筑波郡小野村百姓岡田太郎兵衞の男なり、因碩（春碩）門下にして、寬延三年六月十五歲にして跡目となる。

春達は林家の親戚に當り、卽ち林門利は伯父にして、當門入とは從弟の間柄なり、故に門入も當初井上家に同居したる事あり、寬政四年歿す、享年五十七歲。

安井第六世仙哲

會津の藩士にして、本名名原權平、父を親兵衞と云ふ。

安永四年第五世仙角の退隱により家督し、同九癸子年七月四日逝去す、于時碁格上手なり、法名を慈雲院隆圓日覺信士といふ、於是阪口仙德の子知仙を跡式とす、是れ第七世仙角なり。

山本源吉

明和八辛卯年正月本因坊察元上京の途次、遠州濱松驛を過ぎり、五社の神官森備前の邸に宿る、備前一日九歳の小童にして碁を能くするものを紹介せり、察元卽ち同行の門生にて當年十八歳初段格なる佐藤重次郎をして對局を試ましむるに、小童五子を置て中押の勝を占めたり、察元之を奇として、卽日其の父兄に遇ひ、少年の碁風恰も璧の如し、磨けば連城の價出でんも、然らざれば荊山の瓦礫と一生を共にせんのみ、今にして都門に伴ひ大に琢磨の功を積まば以て國手たるを期すべきなり、と奬勵措かざりしが、父兄は幼年の故を以て固辭す、乃ち後日を約し袂を分ちしが、此の少年こそ後年雷名を轟かしたる山本源吉なり。

察元其の後又書を裁して之を招きしに、十七歳の年父兄の許を得て初めて江戸に出で、刺を坊門に通ず、察元大に喜び、直ちに二段を授く、爾來源吉志を致す彌々深く、遂に五段に昇進し、同門第一の高足を以て目せらるゝに至れり。

源吉後年青木元悅と改名し、更に山本道佐と稱し、故郷濱松に閑居す、當時碁を以て遊歷する者にして道佐を訪はざるはなし、就中享和年間美濃の人にして、世に鬼因徹と稱せられし服部因淑との二十一局の手合は、殊に有名にして、此の對局源吉先互先勝負勝となれり（于時四十七歳）川村知足此の手合を評して曰く、因淑は上手の碁なり、源吉の勝負勝は因淑の出來良しきなり、然れば源

明和五戊子年十一月十七日
於 御城

第九世
本因坊察元（名人）
二子番
二目勝 **井上春達**（六段）
（第六世因碩の跡目）

將軍家御好により當日御前に於て百手打掛、直に寺社奉行役宅に於て打切る、此の碁察元一生中の出來なりと云ふ。

自第 一 手
至第 五十 手

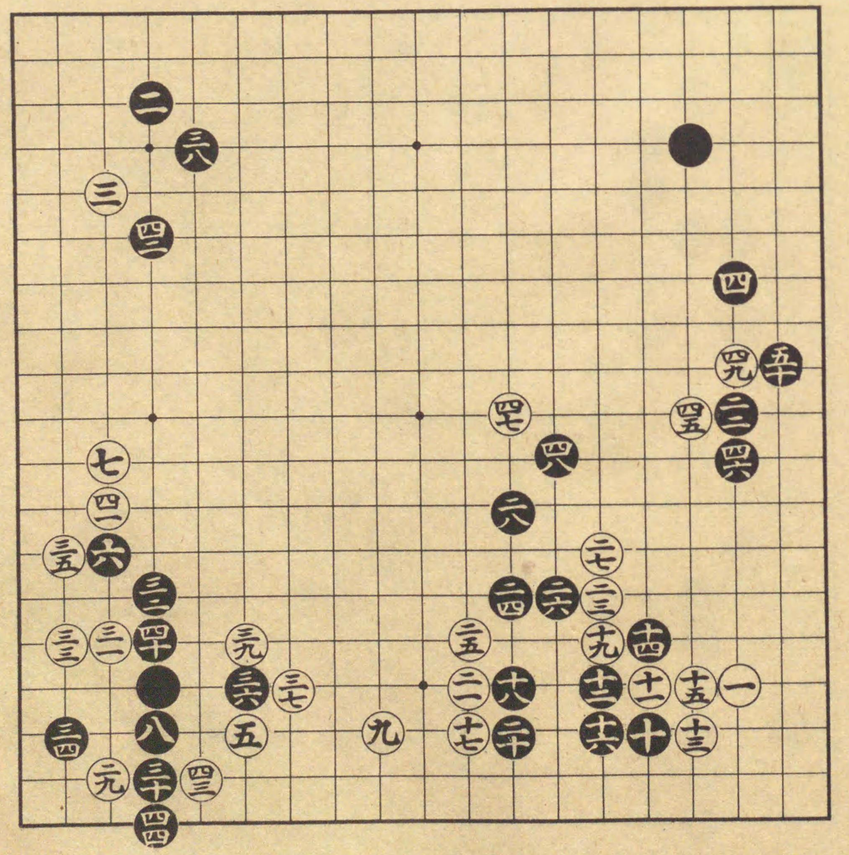

自第五十一手
至第　百　手

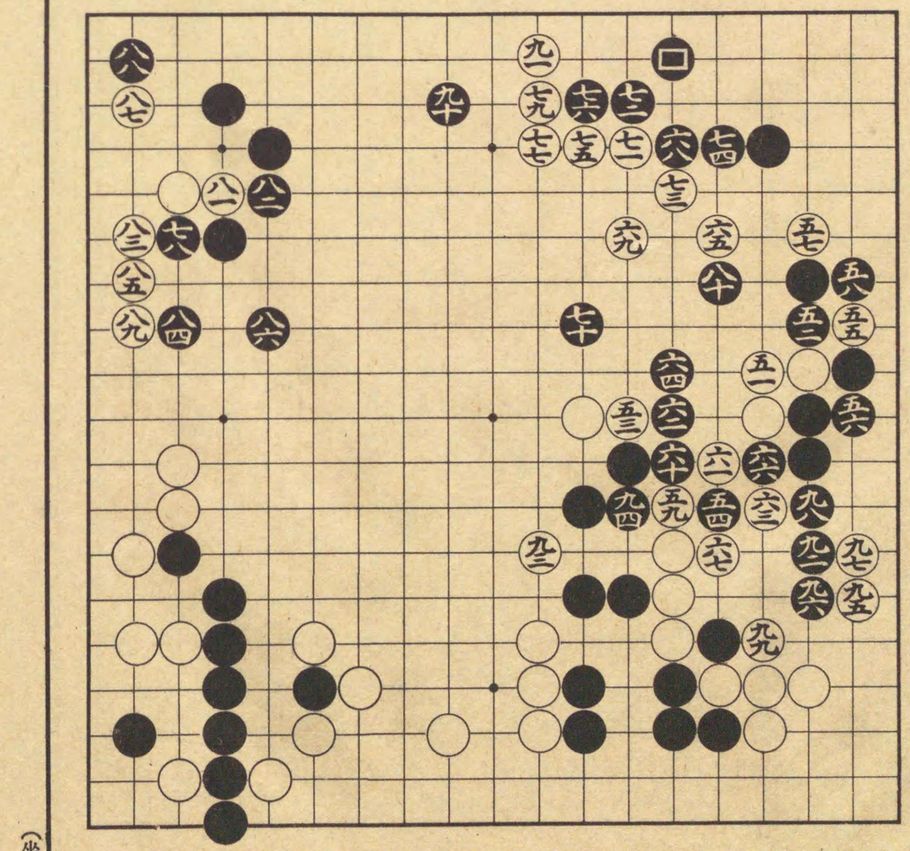

（坐）

自第百一手
至第百五十手

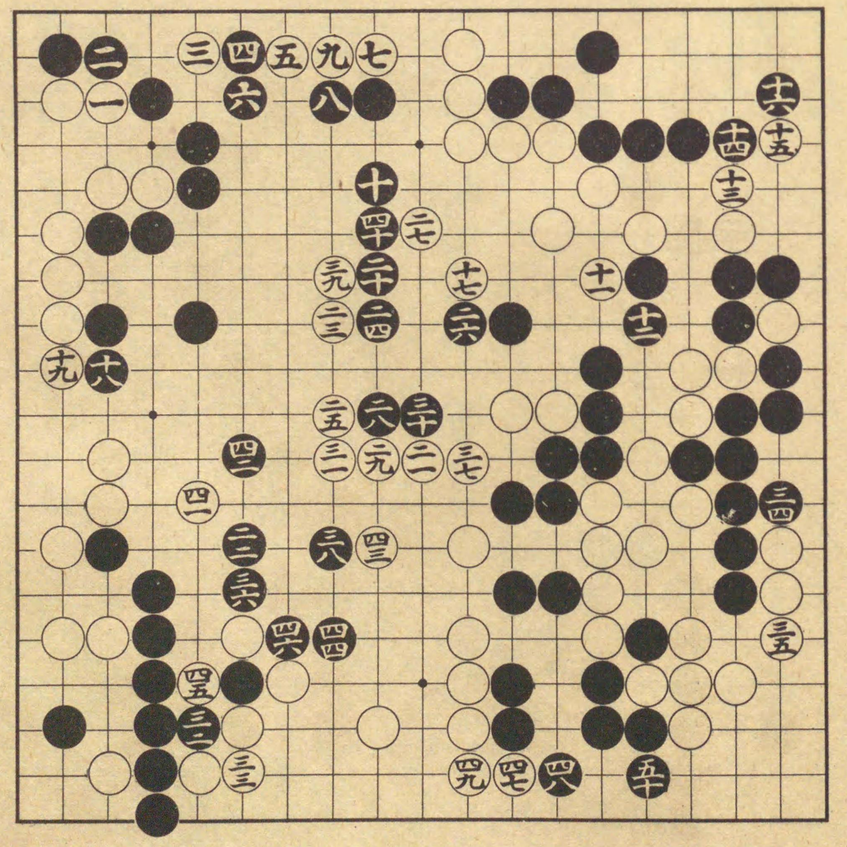

（坐）

自第百五十一手
至第二百手

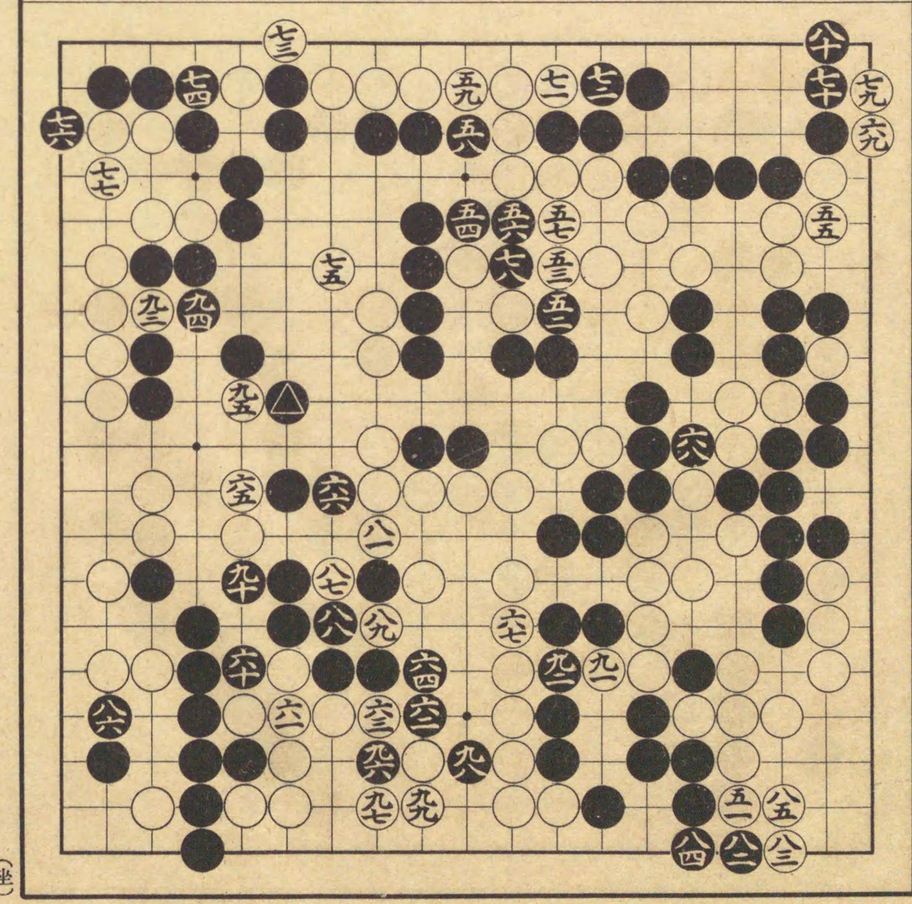

(坐)

自第二百一手
至第二百八十一手

(二五)切提ル　(二六)同　(七九)切提ル　(八十)切粘グ　(八一)同

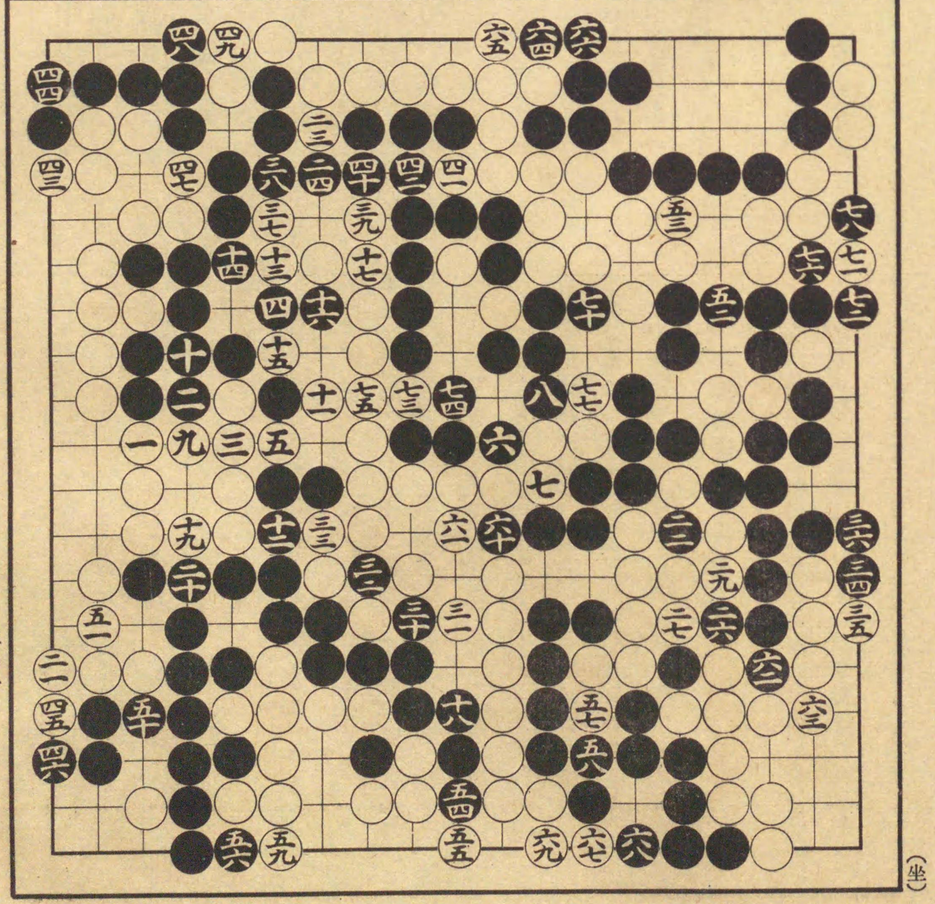

(坐)

吉の碁も既に上手に近きを知る可しと、然れども因淑が上手に進みしは文政二年にして此の時は未だ六段なりき、故に位或は上手ならんも是れ過評の嫌なきに非ず、又享和三年江戸に於て奥貫知策（先互先）を定先に打下げ、後數局を重ねて知策漸く定先三局を勝越せり、當時知策は有望を以て目せらるゝものなるが此の敗局に恥ぢ爾來一層奮勵し文化六年に至り技大に上達したりしかば、今は復讐難きにあらずとて同年三月東都を出奔して濱松に尋行き、互先十一局を打ち中市一局ありて打分となれり、此の他關山仙太夫等知名の士との手合枚擧に遑あらず。

源吉文政八年死亡す、享年六十三歳なり、當時本因坊家は第十一世元丈の代にして、元丈其の計音を聞き大に惜み、文政十丁亥年五月二十六日を以て六段を追贈す、文に曰く、

追贈許詞

道佐居士山本氏生于遠州濱松之邑天稟好圍碁我察元師嘗遊于京都經過濱松初見居士時甫九歳孚談不凡師奇之欲携而東歸父母不聽而止居士十七歳來于東都遊師之門直授以二段之級居士覃恩彌深致志益堅遂累級於五段密機精算曰就月將老不衰矣惜哉居士以文政八年忽損舍予深痛之今玆與同隙議擬追贈六段令對上手爲先々先之位褒靈魂其永叙之

文政十年丁亥五月二十六日　　本因坊元丈

源吉の碁風は元來家元に於て稽古したるものにあらずして、天才に任せ勝負によりて鍛ひ上げたるものなれば、形に於ては多少の非難あるも、其の力倆は當時皆人の畏敬せし所なりと云ふ。

源吉の子源右衛門濱松肴町に住し、嘉永五年閏二月加藤隆和、伊藤德兵衛、野間桂山等と相謀り、源吉の追善會を兼ね、追贈六段の披露會を催し、十六日より二十日に亘る長筵を張れり、時人其の盛會を稱揚せり。

本因坊第十世烈元

烈元は幕府御數寄屋方組頭山本氏の男なり、幼より察元の薫陶を受け、二十一歳の時碁品秀逸を

以て跡目に拔擢され、次で天明八年一月二十三日師察元死去により、翌二十四日土井大炊守より家督聞屆の旨達せらる。

寛政元酉年第八世門入（祐元）退隱、實子門悦家督す、同六年春策、井上因碩の跡目となり、同十戊午年五月より御扶持を受く。

同年七月二十日、烈元又宮重樂山を以て跡目とせんと欲し、月番の奉行松平右京亮に願出づ。

乍恐奉願口上覺

私儀當年四十九歳に罷成候處親類の內碁仕候者無之外相應の弟子無御座候然處大御番小笠原近江守組與頭宮重作十郎弟宮重樂山と申者幼年より碁執心にて私弟子に相成修行仕候間漸々手合相進當時對上手先の手合に罷成候此者後々相募可申樣奉存候間私跡目弟子被仰付被下置候樣奉願候以上

寛政十午年七月　　本因坊

右の跡目願は八月二十七日聞屆の旨松平周防守より達せられ、翌九月朔日、樂山初めて登城、白書院に於て扇子獻上、名披露の式と共に御目見得仰付けられ、同年十月許可を得て元丈と改名す。

享和元年酉十一月元丈六段となり（當時春策は

定先なり）翌二戌年正月二十六日登城焚火の間に若年寄列座にて京極備中守より御扶持米下賜の旨達せらる、時に元丈二十六歳なり、是より前春策井上因碩の養子となり、後五年五ケ月を經て初めて御扶持米を受けたり、是れ古例に徴して最も早く受領したるものなるも、元丈は猶幾分の早きを覺ゆ、故に同僚間に是非の議論ありしが、烈元は初め之を願ふに當り、諸家跡目中元丈は最上級なること、及び宗家の例として道的就祿當時の事を擧げて願ひたれば斯くは異議なく許可せられしものにて、又當時御碁手合書上げ等に就き跡目の名は就役の順に認めし故に、元丈、春策の下位にありしか、烈元之を非とし、宗家の故を以て元丈を跡目頭として筆頭に掲ぐる事となせり、此の年二月烈元、仙角（七世）共に八段准名人に進み、同時に因碩も上手に昇さる。

文化元年元丈、安井知得と同時に上手に進む、其の時松平右京亮に出したる屆左の如し。

上手　本因坊元丈
安井　知得

右兩人共只今迄對上手先々の手合に御座候處、此度牢石宛相進め上手の手合に相成申候、此段御屆申上候

文化元子年五月十二日　本因坊

同五辰年十月二十七日、烈元病氣により隱居せんと欲し、元丈家督の願書を作り、元丈及び林門悅をして松平右京亮に差出さしむ、時の取扱人は山岡官太にして、其の文に曰く

私儀明和七寅年閏六月二十日先本因坊願の通り弟子被仰付同年七月朔日初の御目見被仰付同年所作被仰付天明八申年四月八日跡式被仰付右寅年より當辰年迄三十九年相勤冥加至極難有仕合奉存候然る處私儀近年多病に相成其上去々年より久々疳症相患種々養生仕候得共全快不仕近頃別而逆上仕眩暈强難儀仕候に就當時本庄式部少輔醫師横山元貞藥服用仕候得共全快可仕體無御座家業難勤奉存候依之私儀隱居被仰付跡目元丈へ跡式被仰付被下置候樣奉願候以上

右隱居願の許可未だ至らざるに、同年十二月三日病革りて俄に歿す、享年五十九歲、法名を日實果位、本妙寺に葬る。

右により井上、安井、林の三家は協議の上、烈元の死を深く秘して發せず、翌年御目見前三月二十九日に至り、初めて因碩自ら松平右京亮役宅に到り、烈元死去の屆を爲せり。

井上第八世因碩

本姓吉益氏、初の名は因達、安藝國佐伯郡已斐村の百姓八木武助の男なり、安永二巳年二十七歲にして跡目となり、文化二年八月十六日歿す、享壽四十二歲、法謚を寶臺院と云ひ、手合上手なり

安井第七世仙角

武藏の人阪口仙德の實子なり、初の名は仙知、安井第六世仙哲の養子となり、後家督して仙角と云ふ、享和元年准名人となり、嶄然として儕輩を抽き、妙技を揮つて後進誘掖に努めしかば、安井家の名聲大に揚れり、元文十一戊年正月家を跡目中野知得に讓り、實家に退隱し、專ら相續人阪口仙得の監督を爲せしが、遂に天保八丁酉年十月遠逝す、紫石院仙角日翫信士と謚し、淨心寺に葬る。

（坐）

後年本因坊秀和、仙角の碁を評して曰く、當代華やかなる碁を推さんには第七世仙角の右に出づる者なかるべしと。

服部因淑

因淑初の名は因徹、美濃國江崎村の百姓多助の子なり。

幼時檀地立江寺に通學中、寺僧に少しく碁を解する者ありて、一日因淑に敎ふ、之れ彼が斯道に入りし第一步にして、天稟の才か一局は一局より著しく進步の跡を示し、數局を累ぬるに及び寺僧も一籌を輸するに至れり、後寺僧の友同國芝原北村の豪商、渡邊氏の同情を得、遂に其の勸めに依り江戶遊學の途に上るを得たり、正に是れ乳虎深山に入るの慨ありといふべき乎。

因淑江戶に出で、第六世井上因碩（春達）の門に入り、夙夜苦學の功を積み、寬政八年三十五歲にして六段に昇級し、第八世因碩（因達）の推薦により、御城碁に列せらる、其の時の願書左の如し。

乍恐奉願口上之覺

私弟子服部因淑と申者圍碁幼年より器用に付年來私宅に差置當辰三十五歲相成候近年別而出精仕所作相嘉當時對上手先々々手合に御座候何卒御憐愍を以て圍碁役之者共同樣御城碁相勤候樣仰付被下置候樣奉願候右者恐入候得共先例も御座候間奉願候以上

寬政八辰年四月

右願書に先例として引證せしものを見るに、阪口仙德と河野元虎なり、仙德は明和九辰年十一月十七日に、元虎は天明三卯年十一月に所作仰付けられたる旨を記せり。

文政二卯年三月十九日井上因碩（十世因砂）の宅に於て、本因坊元丈、安井知得等會合し因淑を七段に推擧し、左の如き免狀を贈る。

吾子事我先人積功年尙矣故手談密也足以上手雖然自非其家則難任今玆因故三緣山大僧正典海敎譽上人遺命四家胥議以任上手欽成上人之遺敎宜服膺後證如件

文政二巳年三月十九日　因碩

是れ三緣山增上寺の方丈敎譽上人、及び京極周防守が因淑と懇親の間柄なるにより、其の昇級を斡旋せしものにして、各碁院は高家の申込なると

（坐）

一は因淑の碁品優等にして、而も曩には嗣子立徹を井上家の養子となしたる等、大に斯道に盡力せし所あるを以て異議なく承諾したるものなり、古來外家にして七段の碁品は久しく見ざる所、因淑于時五十九歳なり、因淑の未だ因徹と稱せし頃、世人之を鬼因徹と稱し、其の名碁圍に轟けり、乃ち其の技鬼神の如く、強勢當るべからざるを賞賛せし辭にして、實に文政天保年間の名物男なり、又享保、寶暦の間將棋に伊藤宗看なるものあり、其の技神に入るを以て人之を鬼宗看と云へり、蓋し碁、將棋の道に於ける此の兩人は一對の鬼將軍と謂つべきなり。

因淑自著に舒して曰く、奕は繹なり、絡繹として或は形を以て、或は勢を以て、連ね、正々堂々として唯先を是れ努め、以て間斷なきを言ふなり、而して此を學ぶの難きは舊譜を講じ、定勢を習ひ、左右に之を布くの難きに非ず、又一夕に百局を覆して之を誤らざるの難きにも非ず、唯其の法に達して之を變ずるにあり、法は表なり、變は裏なり此の法變の二字服膺怠るべからずと、當時要諦を得たる說と稱せらる。

後年因淑は井上家の監督を爲し、專ら同門の後進を養成せり、乃ち幻庵、雄節、正徹等は皆其の門下より出でたるものにして、古來如此多くの名士を一門より出すは稀有とする所なり。

因淑長命にして天保年中八十餘歳にして歿す、是より前橋本立徹（後幻庵）を養うて子となし、出藍の譽ありしが、師家の懇望により井上家の相續人となす、故に立徹井上家相續當時の親類書を見るに、因淑の實子となせり。其の後因淑は雄節を以て再跡目と定めしが、雄節又上手の域に進み御城碁を勤めたり、因淑に「溫故知新碁錄、奕範」の著あり、又文政七年「置碁自在」の出版ありて大に世に用ゐらる。

伊藤子元

天明七丁未年五月十一日
於　酒井大學頭邸

第十世　本因坊烈元（八段）

第七世　先十三目勝　安井仙知（八段）

自第一手
至第五十手

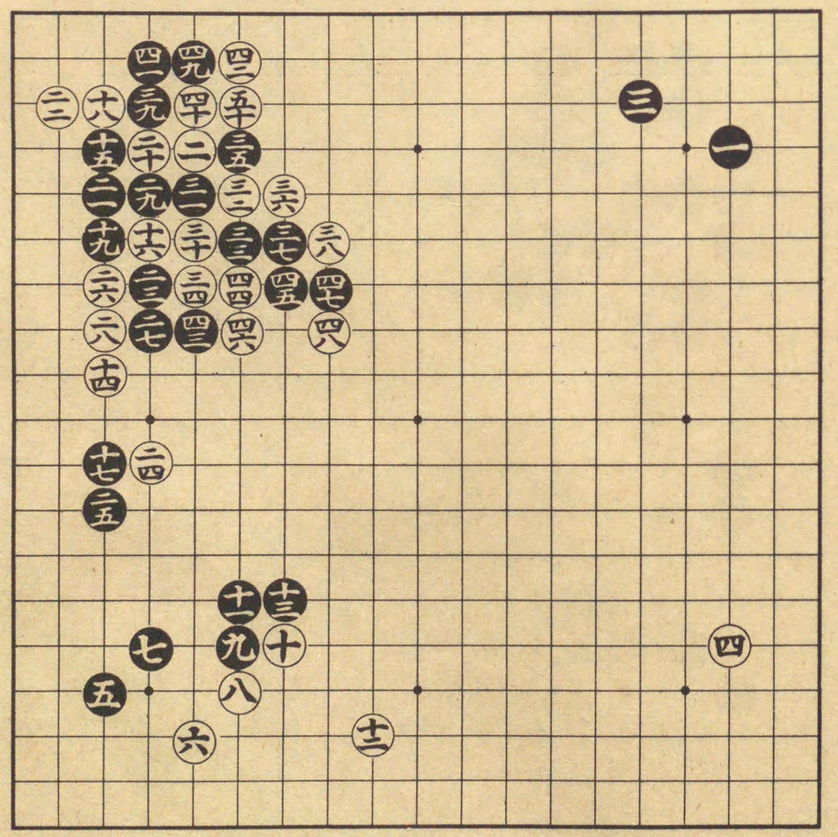

（坐）

元美曰　白五十四の手誤也（⑭印）に打たば兩征を解き白勝也、但黒三十五の手にて三十七の所よし

幻庵曰　如此にては白中押勝なり、然るに双方五十四の手を⑭印に打つを心附かずして本圖の如く四目提、黒亦五目提て、十三目勝てり、側に立長（五段）ありて此手順を見出し、兩人大に赤面せり、溯つて黒十九重くして良しからず、外を打て十五の一目を捨る方よし。

自第五十一手
至第百手

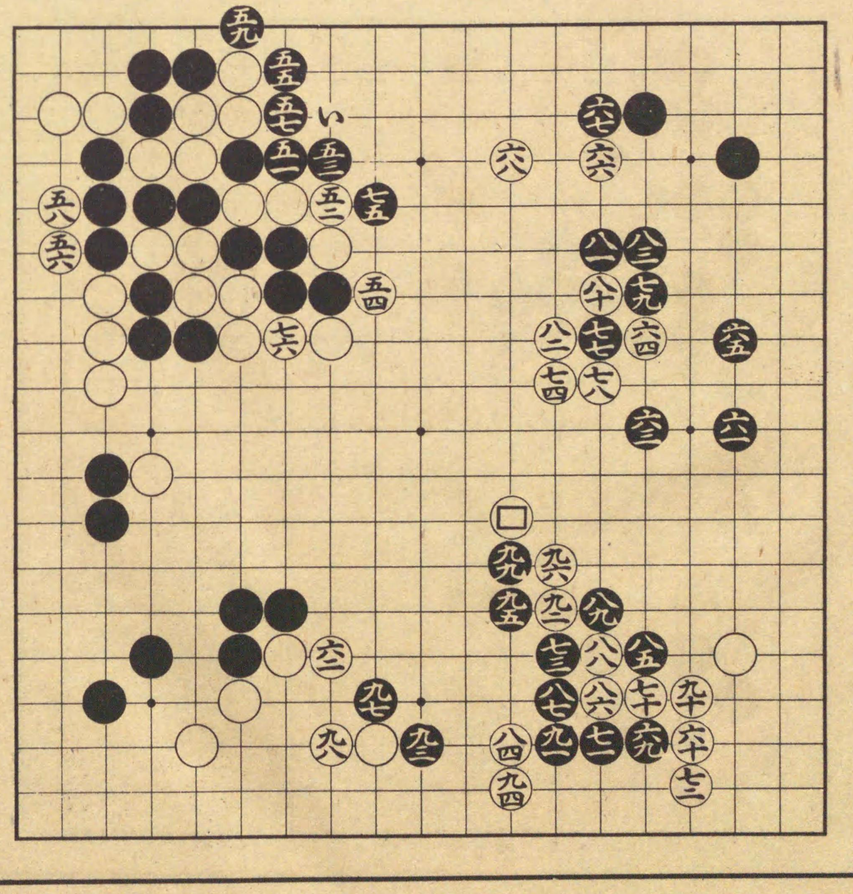

自第百一手
至第百五十手

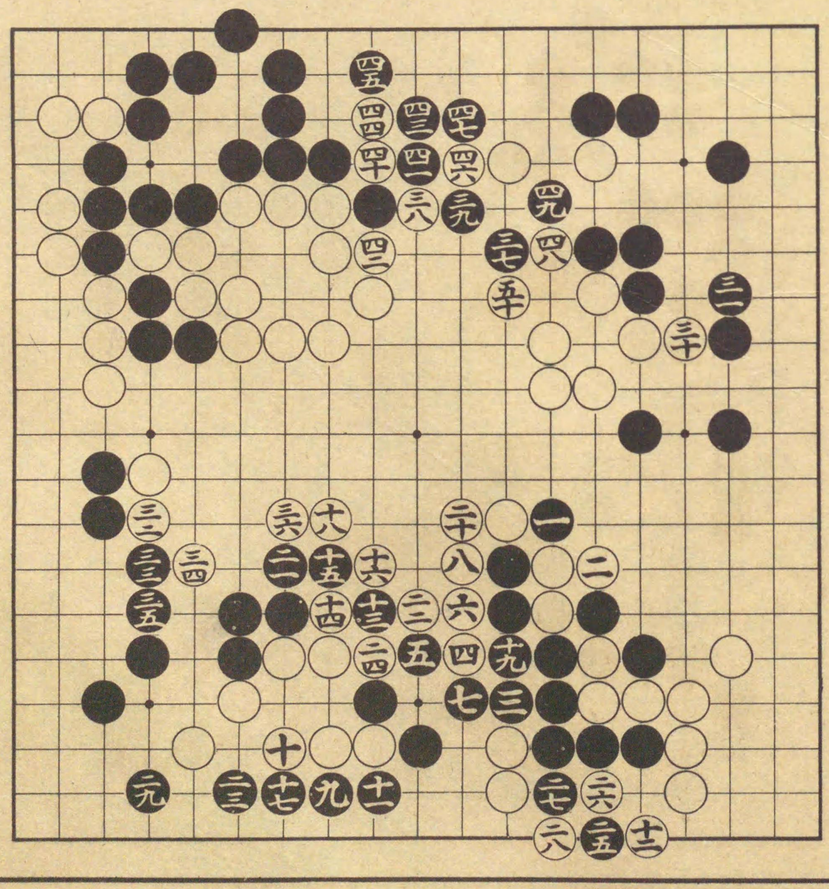

自第百五十一手
至第二百手

五八 切提
五九 同
六一 同

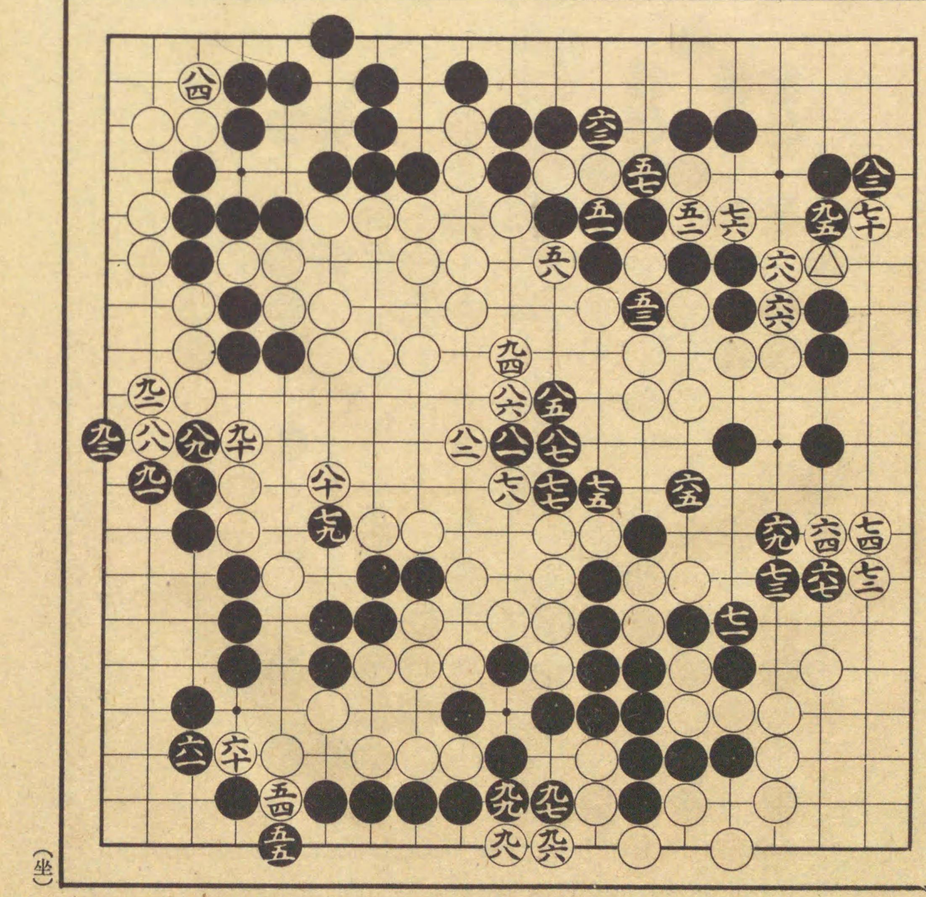

自第二百一手
至第二百六十八手

元 切提
三二 切提
三五 同
三八 同
四一 同
四三 三目粘
四四 切提
四七 同
五平 同
五三 同
五六 同
五九 同
六二 同
六五 同
六七 三目ツグ

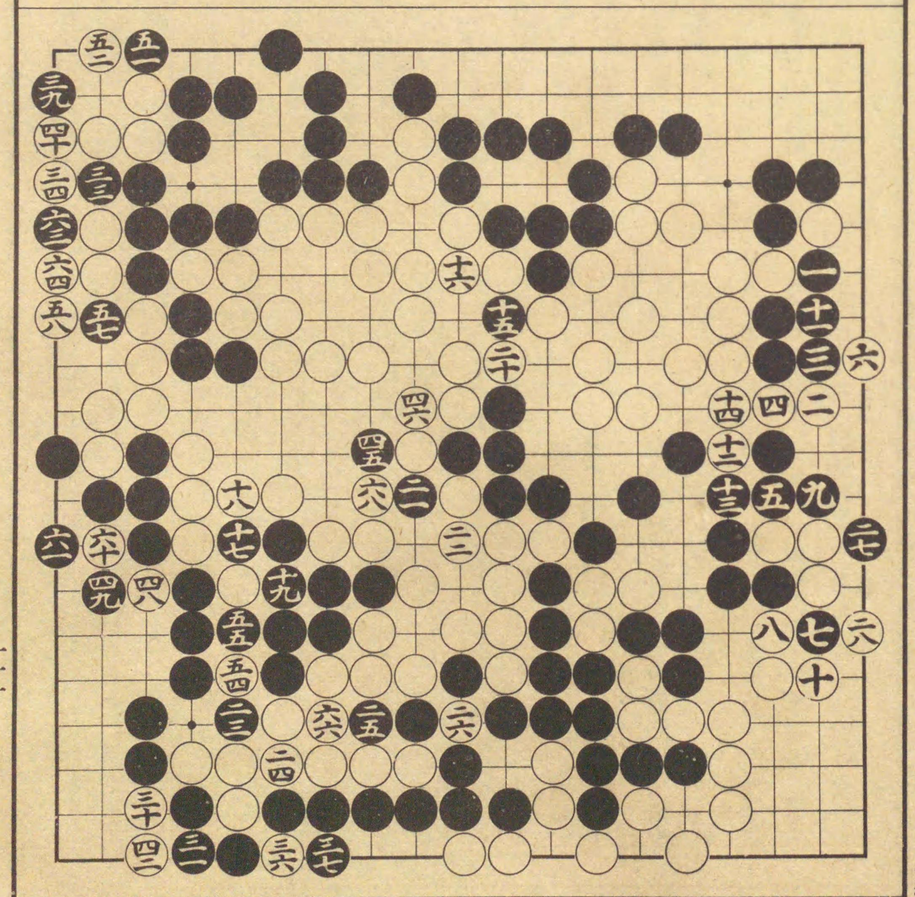

初名蜂三郎諱は茂辰、白翁と號す、美濃國可兒郡兼山の出にして、幼より頴悟碁奕を好み、江戸に出でゝ本因坊烈元の門に入る、文政中三段となり後五段に進む、曾て畿内より九州を遍歴し薩摩に在るの日、琉球の碁士上江州なるものと對局し勝を得て名聲大に揚る。

「國技觀光」に掲ぐる所の名人丈和に二子を置き一目の勝となりし碁は、子元未だ蜂三郎と稱せし時代のものにして、文政五午年二月二十一日名古屋に於て三席を重ねて終局したるもの、結局芾なりしが、後に丈和此の碁を直し子元一目勝つべかりしを手落にて芾に終りたりとの説明を爲すに至り、丈和に乞うて此の碁を一目勝となせり。

享和年間、子元名古屋に居を卜す、當時此の地は斯道に於ける不毛の地なりしが、努力開拓の結果は一門に伊藤、加藤の兩和を出し、後又兩和の門に杉山千和（六段）川瀬鷹之助（美濃人五段）山崎外三郎（六段）を得、弘化、安政の間に至りては國内の士庶にして級に昇るもの三十有餘名の多きに達し、江府に亞ぐの勢を爲せり、子元の功亦偉大なりといふべし。

子元晩年三昧道に入り、常に卓州禪師に參禪す白翁の號は禪師の命ずる所なり、弘化四年六月二十三日名古屋の自邸に寂す、時に七十五歳、法名を白翁自敬居士と云ひ同地桑名町大林寺に葬る。

嘉永元年門人松和、隆和等謀りて碑を建つ、澤田眉山銘して曰く

於乎白翁　知白守黑　局上對陣　神機不測　既耽坐隱　又受逃禪　奕品五級　桑名千年

井上第九世因碩

本姓佐藤、備後國深津郡市村の百姓佐藤武兵衞の男なり、初め春策と稱す、寛政六年八月廿二歳にして跡目となり、文化二丑年閏八月十七日第八世因達因碩死去に依り相續願を水野出羽守に差出し、十一月三日戸田采女正より跡式仰付けられ、

文化七午年八月八日病歿す。

小松快禪

加賀國能美郡小松に生る、手合五段にして、後東都に出で、芝三緣山增上寺の所化となる、彼の馬場文耕が寶曆七年に著はしたる「當世武野俗談」中に

江戸に常住して圍碁の名人と云へば、增上寺塔中所化快全（若僧なり）是今の世の碁に妙を得たる人なり、今年若なれば此上後年は日本にて此僧の上を越す碁は有るべからずと云、不思議の上手出來るものぞかし。

と記錄せしは卽ち快禪の事にして、又同時代に左の如き者ある事をも記せり、乃ち原文の儘錄載す。

當時圍碁の名人は遠國波濤を越て爰に遊行する內に備中の國より源五郎と云ふ者來る、此男は五十年以來の名人なり、年毎に江府へ出で能人の知る所なり、彼源五郎が息男なりとて前髮立の三松といふ小伜を一兩年以前より連來る、是又碁打の生來ともいふべし、器用不思議の上手なり。

勿論文耕が名人と書し上手と記せるも碁院より許せる段級の事を指すには非ず、只普通俗間に用ゐらるゝ通俗語たることは明かなり、而して此の源五郎なる者の經歷を質すに、寶曆、明和間に於ける賭碁を業とせし者にて凡そ三千兩程の金を得て是にて田地を買ひ家を興せし者なりとか、林元美其隨筆に書して曰く「賭碁にて家を興せし者は唯源五郎一人なり、其の後尾張の德助阿波の米藏等も三千兩許り勝たりと雖も皆酒食遊女博奕等に遣ひ果して終りを善くする者を不聞、圓次、政五郎周平、三之助等明和、安永の頃各賭碁を以て業とせし者にて二三段位の碁打共なり、京都村田多膳宅にて玉山と云ふ者と源五郎との碁譜二局を見るに、源五郎先にて玉山二局共に勝つ、碁の打樣優暢にして餘裕あり、源五郎定先にても難及思はる然れども此の玉山の名の世間に聞えざるは不審なり、兎に角快禪に亞ぐべき碁品なり、服部因淑は老人の事故玉山の事を問ひしに、其の人あり然れども遊行せざる故知る人少なし、國所を聞きしも忘れたり」とあり、是を以て見るに源五郎の碁は三四段の器と思はる。

林第八世門入

初の名は祐元、本因坊第五世道知の門下にして彼の有名なる井田道祐の長子なり、寶暦七丑年跡目となり、天明二年相續し、第八世門入となる、手合上手にして、寛政元酉年退隱し、同十年三月二十三日死去す、法名門榮玄入居士。

林第九世門入

前名門悅、又聞悅と云ひ、第五世因長門入の子なり（或曰第八世門入の實子）當時林家大に振はず、門下嗣とすべきもの無きにより、入りて第九世を繼ぎ、手合上手なりと雖も力量伴はずとの評あり、文化十三酉年閏十一月十四日歿し、聞譽門悅居士と謚す。

小島道芝

道芝初の名は大六、後登曾進と改む、京都に住す、手合五段にして明和前後の人なり。

河野元虎

翁草に云へり「明和中大坂に虎之助と云へる八歳の小兒あり、幼年にして碁を打つ、當地（京都）下立賣烏丸西に入る町に所緣の者ありて、來て逗留す、予（翁草著者）が知人彼を伴ひ來り予に勝負を勸む、四つ置かせて互角なり、小島道芝に語り彼より江都の家元に下す（虎之助兄弟多くあり親は荒商賣也）幾年ならずして五段となり、元虎と稱す、寛政二年頃凡三十幾歳とか」と。

天明三卯十一月碁級六段を以て御城碁に列し、文化年間歿す。

元虎曾て碁則變なる大著述を了り、自序、跋文皆整ひ版下亦成りて方に公にせんと欲するに際して歿し、此の書遂に世に出でず、惜むべし、今其原稿を見るに禮、樂、射、御、書、數、不、老長、生の十卷に分類し、有ゆる變化を示せり、是

碁則變なる名の起りし所以なり、其の自序は圍碁の元始より說き起して沿革の要概を示せり、其の內に碁勢を論じたる一節あり

四代目道策古今獨歩人也實可稱碁聖此時也三家（安井、林、井上）之碁師及遊其門者各競其工拙碁術預調策師沒道知、知伯、秀伯、伯元、察元位雖有高低各務其職當本因坊烈元到古今定石善惡盡精選損益理大備（安井仙知最昔碁指南師時代）位名人不委定石譯質而已力剛也故摸樣不調定石不委只性儘也中興後碁（指知師以後）好文專一摸樣故力弱流文

と、此の他碁者の服膺すべき有益なる凡例を多く掲げたり。

神澤貞幹

古來圍碁の事に關し諸書に散見するもの尠しとせざるも、其の十の九は皆杜撰誤謬のみにして空しく後人の疑を招くのみ、是れ畢竟門外漢の筆になるを以てなり、此中獨り神澤貞幹の翁草は比較的正鵠を得たるもの乎、貞幹は杜口、可々齋、靜坐、其蝸庵の號あり、本姓入江氏、十一歳京都町奉行與力神澤彌十郎貞宜の養子となり、其の女と

婚す、相續後幾許もなく「くちなはの顧りもせぬ袴哉」の一句を咏んで職を辭し、專ら著述に從ふ兼て諸藝に通じ、俳諧と圍碁は其好む所なり、同著翁草に散見するもの二三を摘記せんに

享保年間に京都に木村道仙なるものあり、時の國手に先々なり、同時に浪華に專龍と稱する碁打あり、道仙は是と對局中所用ありと稱して打掛とせり、專龍門人に謂て曰く道仙敗局なるが故に此の如しと、道仙の門人之を聞き道仙に告ぐ、道仙曰く彼の碁は予の勝なり去るを故らに中止せしは彼の面目を保たしめんが爲なり、然るに彼未だ之を悟らず、彼の技知るべきのみと（道仙は恐らく道悅門下木村道全の事ならん）

世の放言にロクシキ知らぬと云ふ事あり、ロクシキとは六識にて耳、目、口、鼻、身、意のことなり、此六識を具へたるものこそ上手なれ。

林家に下手門入と云へるあり、名人に先せば敗し二子なれば勝つ、故に此名あり、去れども下手とは既に其道を辨まへたる後のことなり。

道策は碁聖なり、道悅其の門人を訓ゆる言辭に道策は天質にして道策にして初めて其の手談あるなり、門人の之を學ばんとするは是れ邪路に入るものなり。

同書中仙角を仙甫と認め、道策と算知の爭碁と書する等は誤りなり。

本因坊第十一世元丈

清水家物頭役宮重八郎左衞門の次男にして江戸に生れ、初め樂山と稱す、早く父に別れ兄弟姉妹六人の內長兄作十郎は大御番小笠原近江守組與頭を勤む、元丈二十一歲にして烈元の跡目となり、二十六歲部屋住にて十人扶持を受け、文化六己年三月二十七日碁格七段にして、牧野備前守の係りにて躑躅の間に於て家督聞屆けらる、時に三十二歲也、此の時師父烈元も共に呼出されしが、其の實既に去年死亡し居れば表面病氣と稱して林門入代理を勤めぬ。

是より前元丈と時を同うして、而も二年の年少者なる中野知得と云ふ者あり、豆州三島の人中野彌七の男にして、幼より江戶に出で、安井家の門に入りしが、此の兩人の所作共に秀絕にして、其の十二三歲頃より兩々相對して豹虎孰れの勝れるかを判ずべからず、世人以て當代の双璧となす、

長ずるに及び元丈は坊門の跡目となり、知得は安井仙角の相續人となりてよりも、伎倆猶伯仲の間にありて、同時に八段准名人となれり。

元丈性溫寬篤裕、知得亦恭謙豐讓にして共に凡界を超越せり、如是性行の相酷似せる兩人は、幼時より交り厚く、共に八段に進みてよりも肝膽相照して、苟も單獨の處置を執る等の事なく、彼の名人碁所の如きも互に謂へらく、是れ斯道の最長者が其の威望と古今に絕したる神技を以てするに非ざれば到底得る能はざる地位なりと、然れば其の昇格に方りて他より爭碁の生ずる如きは未だ其の德の備はらざる證據にして、强て之を覬覦せんとするは潛越至極の沙汰と言ふべく、聽ては名人の聖位を汚す虞ありと爲せり、其の抱持する所高尙斯の如く、斯道に盡す忠實斯の如くにしてこそ窒に君子の爭ひ橘中の淸戲と云ふべきなり、然るに兩人の碁技の微妙なる一髮の間隙あることなく、譬へば當年甲越の兩雄に於けるが如く、命を

終るまで戰うて其の目的を達する事能はざりき、後人之を惜みて曰く、是れ共に名人の技倆あり故に互に超越する事能はざりしも若し時を異にしたらんには無論碁所たるを失はざりしならんと、後世又た秀和、幻庵と併せて四哲と贊稱せしも宜なる哉。

元丈、知得に五十番碁あり、其の中三十番は名人丈和之を調べ「楸坪」に揭げ、且評すらく双方一の不可なる手なく、全く名人の所作と謂ふ可きもの、十七局に及ぶと、而して此の餘の二十番は人多く知るものなかりしが、後年秀策之を得て批評を加へ本因坊家に贈りし事あり。

元丈門下に奧貫知策なるものあり、武州幸手の產にして、幼より坊門に入り頗る敏捷の少年なりしかば、元丈大に望を囑し跡目とせしに、文化九年九月廿七日廿七歲五段にして逝けり（秀得院知策信士と謚し丸山本妙寺に葬る）依て再び文政二卯年五月二十三日戶谷丈和を以て跡目に願ひ、松平右近將監の係にて許可せられ、同七月名披露と共に御目見仰付らる、此の時元丈は空色無地の帷子黑紗の法衣を着用し、丈和は大小を帶びて登城せり、右近將監丈和の大小を見て奇異の思をなし之を尋ぬるに、是れ古例に依ると元丈より答へたり、當時屆書に元丈四十三歲丈和二十五歲とあり然るに實際は元丈四十五歲、丈和は三十三歲にて如何なる理由に依り此くせしや知るに由なしと雖も、後年丈和、因碩と名人を爭ふに當り、此の甚しき年齡の相違ありし爲め不都合を感じたる事尠なからざりしとか。

元丈餘暇に乘じ古來自家に藏する所の古碁譜を涉獵し、一世算砂を始め先哲古名人の打碁一百番を選萃し編して「古碁樞機」と題し、文政辛巳の秋九月之を公にす、序文は蠻溪の物する所なり。

本因坊家は世々碁院の主座に在りて、富豪の名高かりしが、察元、烈元二代打續く豪奢に貯ふる所の過半を失ひたれば、其の後を承けたる元丈は

文化三丙寅年十一月十七日
於 御城

第十一世
本因坊元丈（八段）
先
中野知得（八段）
（後第八世安井仙知）

此の時双方已に名人の伎あり、白打方特に精妙。

自第 一 手
至第 五十 手

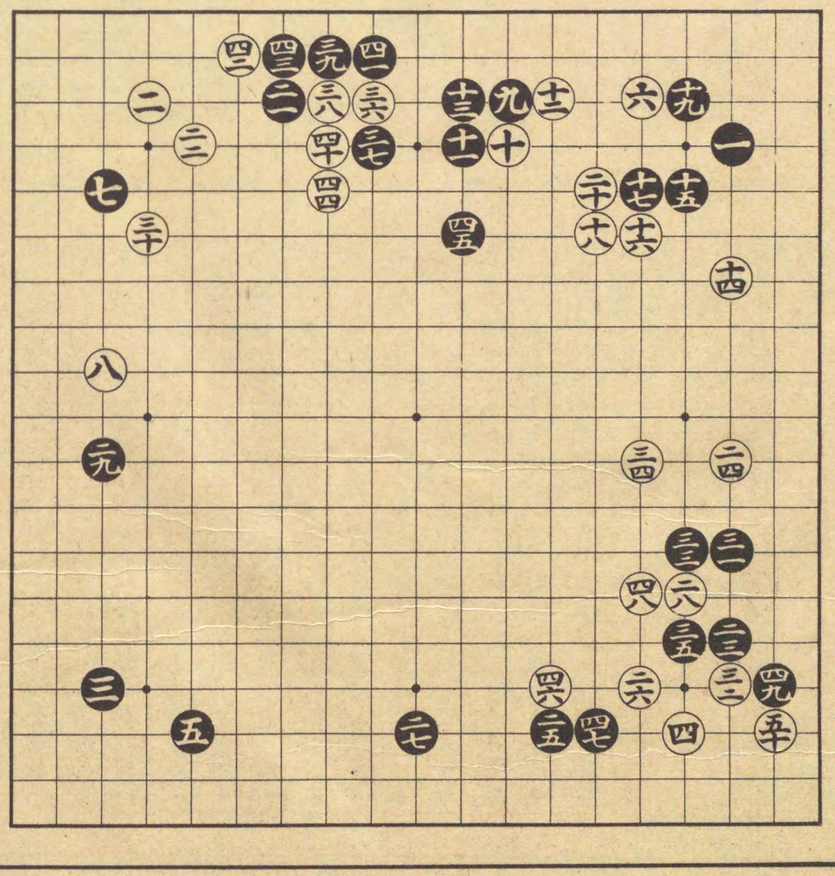

自第五十一手
至第 百 手

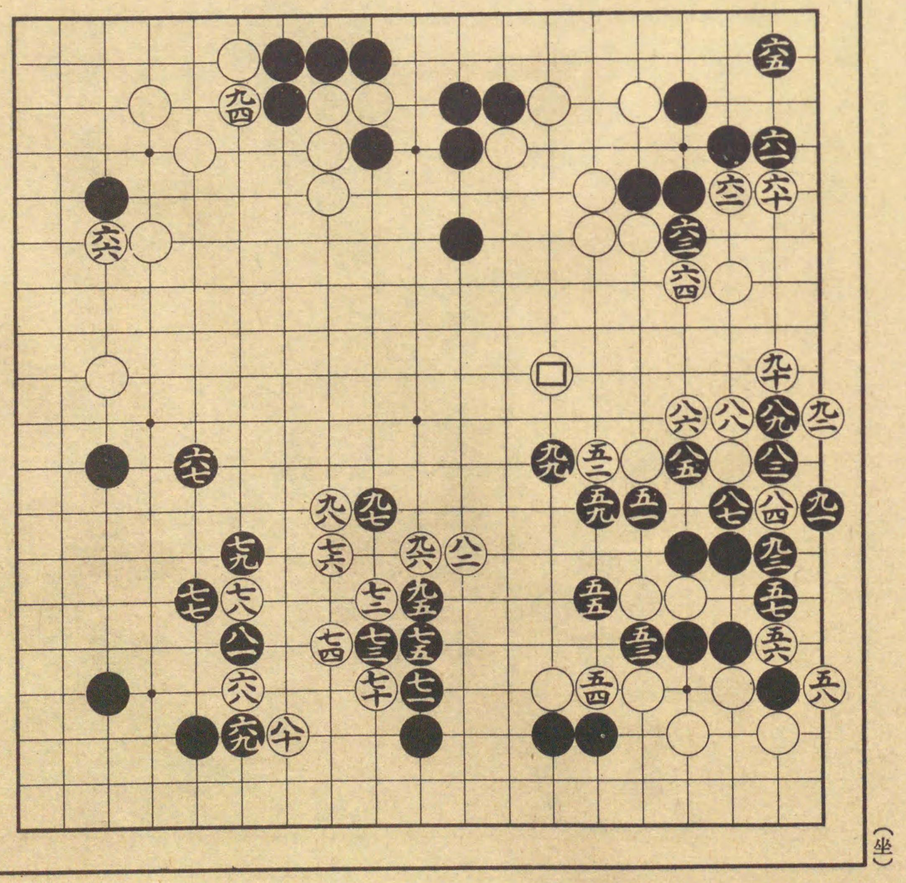

自第百一手
至第百五十手

十一 五ヲ切トル
十五 五ヘ切トル
十七 十三ヲ切トル

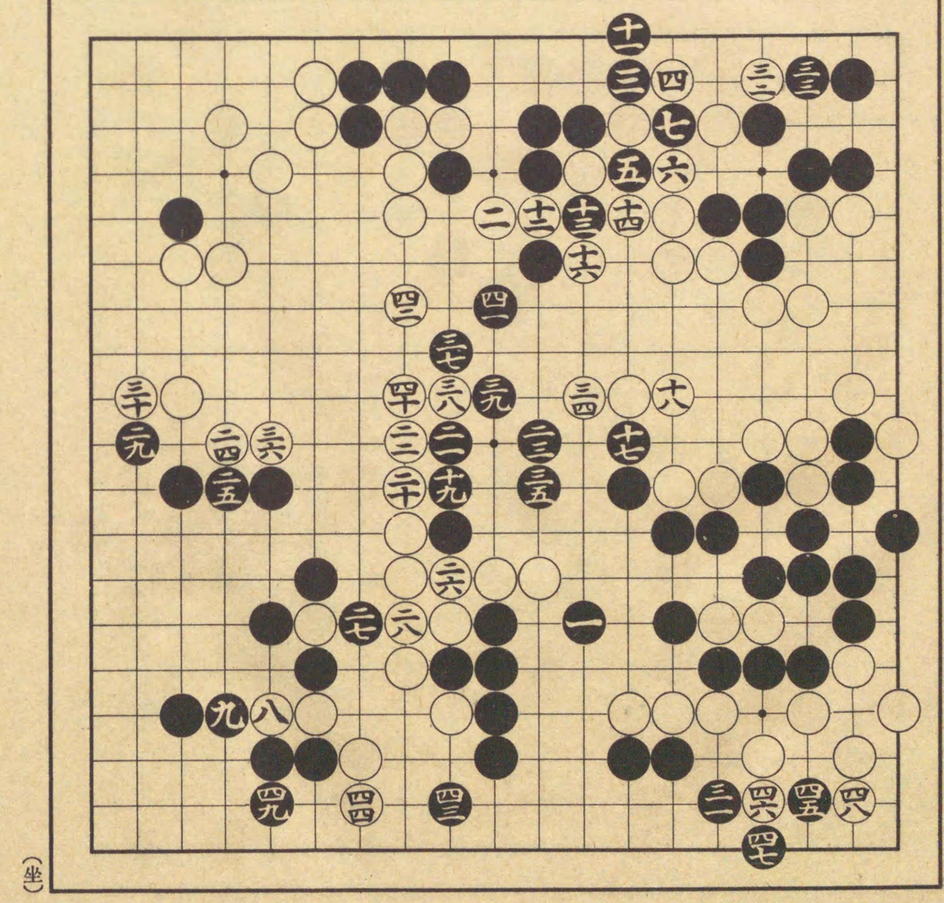

自第百五十一手
至第二百手

八六 切八十二ヘ
八九 切八十三ヘ
九六 切八十二ヘ

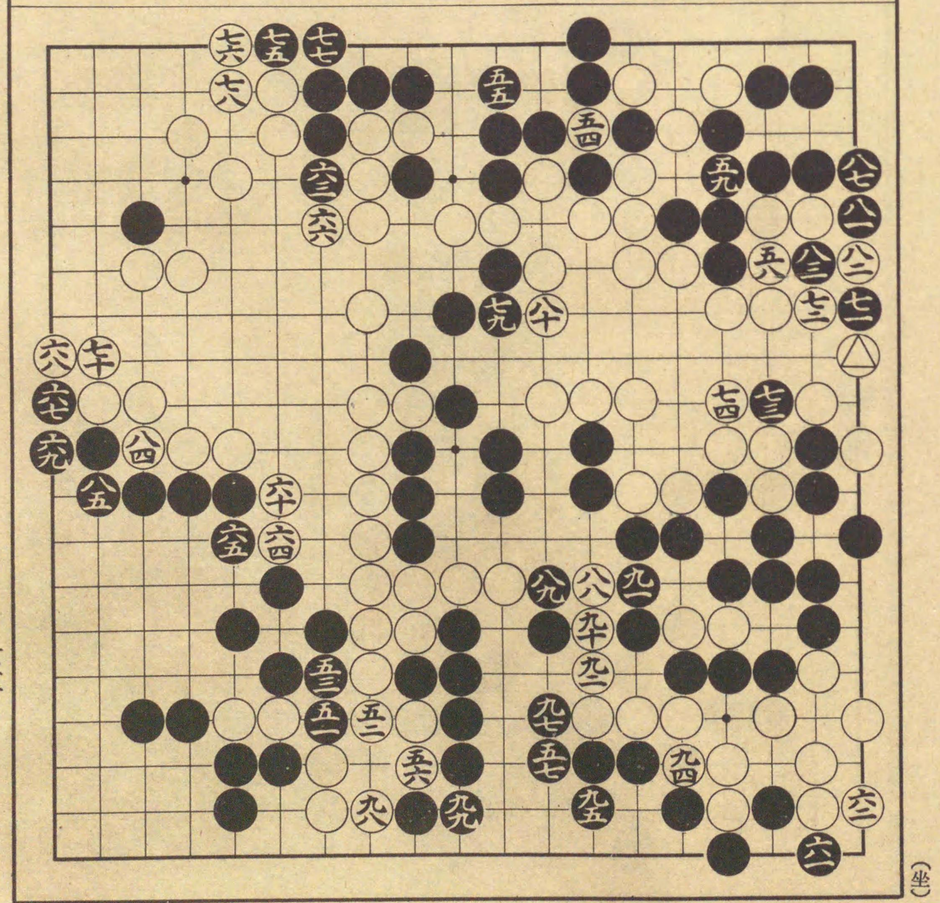

自第二百一手
至第二百四十手

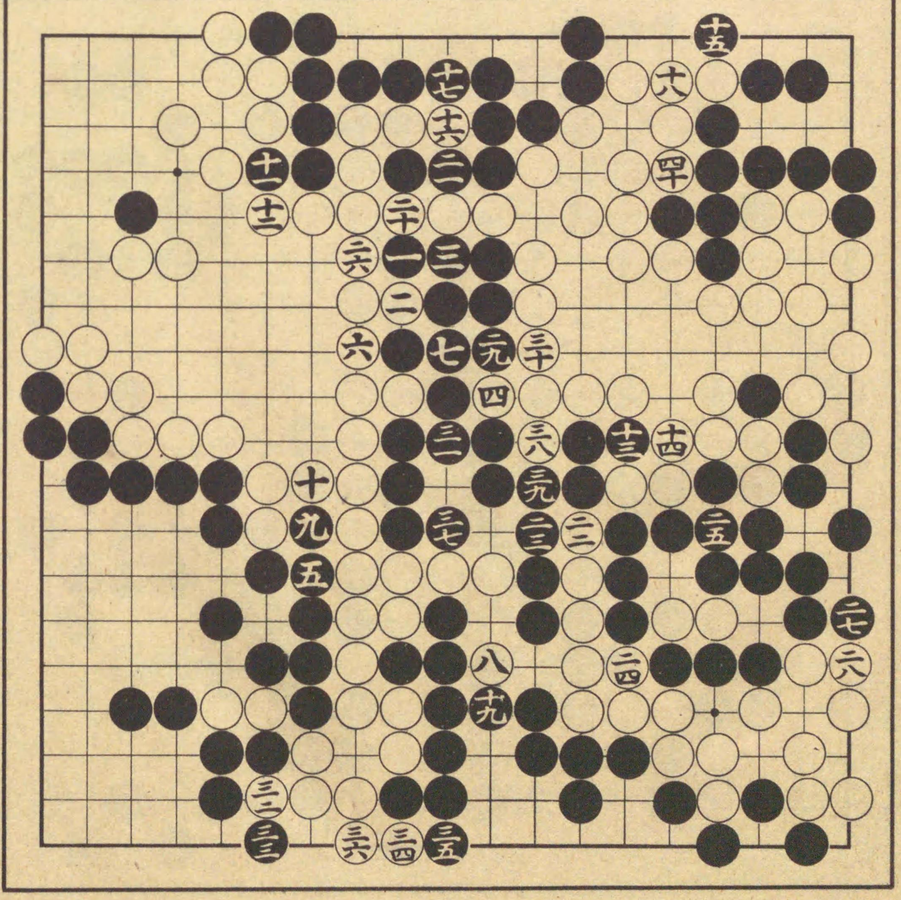

（坐）

常に節儉を旨とし冗費を省き、只管後輩の薫陶に勉めたり、然れども又大人にも一僻の譬の如く、性來嗜む所の酒は朝夕飽くことなく、假令一壺に百金を費すも敢て意とせず以て萬斛の愁を拂ふと爲し、酒池に遊ぶを無上の快樂となせり、曾て伊藤松和が未だ松次郎と稱し幼年にして他家に寄食し窮乏甚しかりし時、元丈に心ばかりの謝儀を爲せしに、元丈家人に語りて曰く、松次郎の厚意彼の窮乏の裡に在りて尙之を爲す、其の誠意實に掬すべきなり、嗚呼されど其の受くる所劒菱一樽に價せずと、以て其の嗜好の度を知るべし。

文政十年閏六月家を跡目丈和に譲り、爾來悠遊自適塵外に逍遙し、復俗事を顧みず、天保三壬辰年十月二十八日自宅に於て歿す、享年五十八歲、日眞と謚して本妙寺に葬る。

本因坊歷代凡て皆斯道の司として各遜色なしと雖も、今其の技藝を外にして人物の如何を評すれば或は上下甲乙なき能はざるなり、而して宏懷雅量にして言行優秀なるものは夫れ元丈を以て最となすべき乎、元丈の碁圍に於ける恰も一鶴鷄群に交れるの觀ありて、後人の碁圍を評する者一に標的を元丈に採る、事偶然に非ざるなり。

安井第八世仙知

初め中野知得と云ふ、文化十一戌年正月家督と同時に改名し「河洛餘數」の著あり、天保九年（丈和時代）閏四月二十七日死歿す、法名慰石院仙知日輝信士、行年六十三歲、實子俊哲を以て第九世とす、算知是なり。

井上第十世因碩

父を山崎外記と云ひ、石見の人、卽ち本因坊第四世道策の生家なり。

因碩は第八世因碩（因達）の門下にして、始め因濟と稱し、因隨と改め、後因砂と改む、水野和泉守に仕へて唐津に在りしが、第九世因碩未だ跡目

（坐）

を定むるに至らず、急病に臥せしと聞き、主君の許を得て江戸に到れば已に遠逝の後なり、茲に於て他三家は遺言に依り因砂を第十世となす、因砂因碩文政十二巳年十月二日病を得て逝く、跡目安節立つ、有名なる幻庵因碩是なり。

林第十世門入

初の名は鐵元、第九世門悦門入の實子なり、手合六段にて文政元寅年卒す、法名轉譽眞入居士。

門入一男一女皆早世し、家門亦振はざる事久しければ、隱居第九世門悦門入之を憂ひ、本因坊元丈に請うて其の門下舟橋元美を得第十一世となす、時に文政元寅年、元美三十八歳なり。

中野道甫

服部因徹の高弟にして淡路の人、技最も俊秀、丁年に達せずして五段に近き碁品ありしが、中途夭折す惜むべし。

若山立寛

三河國吉田の人、初め立長と號す、齢七旬に垂んとして文政七申年冬鎌倉に歿す、井上家門下にして手合五段なり。

水谷琢順

琢順は江戸の人、琢元（六段）の子にして琢廉（五段）の父なり、元丈に學びて碁格六段。

世上碁を以て職とするもの枚擧に遑あらずと雖も、皆是れ其の人一代に止まれり、然るに水谷家は累世の碁家にして始終本因坊家と運命を共にし、明治の世に至るも尚連綿たり、卽ち水谷四谷（五段）の家是にして、他の之に比すべきものは、安井家に鈴木氏あり、井上家に服部氏あり、共に師家の股肱となりて樞機に參せり。

琢順の養子琢廉碁品大に進みければ、今は家を譲りて隱遁せんと欲する矢先、琢廉俄に歿するに

遇ひ悲哀措かず、丈和の子道和を養うて子となせしが、幾許もなく事故ありて離籍せり、爾來琢順孤獨となり怏々樂しからざる世を碁局の上に送り、天保年間老死せり。

片山知的

知的は出雲の人、江戸濱町に住す、安井仙知の門人にして文化十三年秋四段に進み、後六段となる（或曰知的は本姓鈴木氏にして、秋元家の士なりと）

鈴木知淸

知淸は尾州德川家の士順淸（五段）の子なり、幼より安井家の門に入り、知的等と共に仙角、仙知の教を受け、晩年手合六段に昇進せり、其の妻艷子亦碁を好み、其の格初段なり。

知淸初め尾州侯の坊主役を勤め定府なりしが、主公其の碁を能くするを以て、改めて其の父と同じく碁士となす。

文政末年の皇國碁家人名錄中、安井門の筆頭に知淸の名見ゆれども、其の後天保十一年の分には其の名なく却つて本因坊門下五段の部に鈴木丈淸尾州の人と掲げあり、依て按ずるに是れ或は同一人に非ざるなき乎。

服部大藏

大藏後權右衞門と改む、尾州名古屋の賈人にして、家號を和泉屋と稱し、富豪の名高し。

大藏は鈴木順淸、山本源吉、伊藤子元等と同輩にして、曾て名人察元上京の途次其の旅宿に相見、大藏の碁を以て直ちに三段を許さんとの内意を泄したるに、大藏は鈴木順淸出府前互先の對局を爲して未だ半歳ならざるに旣に順淸五段となれり、五段は高段にして由緒あるものなれば順淸と同級は願はざるもせめては四段を許容されたし、三段にては寧ろ辭すべしとて遂に一生涯無級にて押し

通せり、又一見識と云ふべし。

大藏時代には御城碁の譜を得る事容易ならず、各知人等の緣故によりて謄寫を得、内々國元に送附したるものにして、大藏も常に順清等の周旋を煩はしたり、或時本因坊烈元と河野元虎の苻碁を見、白一目の勝なりと評せり、其の他多くの碁品を評判せるを見るに着々實地の論にして皆根底あり、又石立は烈元を學ぶべしと言へり、林元美之を聞きて曰く、江戸には家元を初め高段の良手多きに却つて遠方より此適評を聞く誠に是れ天水の姜維の如き者か、其の奇才卓見畏るべしと。

大藏又自ら任ずるに寛文の知哲を以てせり、爛柯堂曰く、大藏の自ら知哲に比するは過當なり、彼碁經拔萃選評等を見て知哲の碁品を窺思するならんも斯は違へる所あり、彼知哲は道策を始め其の外五弟子に對し、皆負碁のみにして勝碁甚だ少なきが故に世上多くは勝負を知つて碁品を見ずと雖も、知哲は當代の逸物にして手厚き藝なり、道策は古今の聖、五弟子亦各亞聖とも云ふべき技あればこそ敗を取りたれ、若し知哲にして時を異にして世に出でなば稀世の上品一世の達者なる事論なく、大藏自ら是に比するは過當なり、然りと雖も大藏又一具眼者たるを失はず、曾て烈元、大藏の碁を見て、師なくして此の技を備ふるは感ずべし、とて其の聰慧を褒められし事有りしと。

大藏は此の他諸藝に通じ、殊に點茶は自ら許して聖所に至れりと爲す、又算術に精しく、其の多くの番頭手代等が加算する傍らにて暗算を爲すに一位も誤らざりしといふ、後年圍碁の家業に妨げあるを以て遂に之を廢せり。

四宮米藏

淡路の人、其の國に在るの日、孤島の僻地師と仰ぐべき者なく、全くの獨習にて、其の力凡そ四五段なるべしとの噂は江戸にも聞えたり、文政三年十一月五十一歲、藩主の供に加へられ始めて江戸に出で、同二十八日本因坊家を訪ひ、試みの手合を求めて元丈の跡目丈和との對局を請せらる、此の時丈和は打盛りにて其の技八段、米藏にとりては晴の勝負なれば死力を出して鬪ふと雖も、丈和は流石に丈和なり、遂に米藏九目の敗となりしが、此の碁米藏二子を置けるなり。

後米藏の藩主阿波守は、使者を本因坊家に送りて米藏の三段昇格を求めけるに、元丈は門下他生等が異議を唱ふる故を以て許容出來ずと回答に及べり、然るに米藏は之を不服として尙三段を乞うて止まず、元丈乃ち丈和と對局して勝たば之を許さんとの提議を出す、爾來三年間米藏對丈和の碁十一局あり、中に苻一局ありて米藏四分、丈和六分の勝負となる、苻は卽ち其の七局目なり、後年米藏人に語つて曰く、丈和は實に名人の器乎、予曾て二子を置く時は天下に敵なしと信ぜしに、其の七番目の碁百十の手に二十一石を打抜き已に勝を占めたりと思ひきや、丈和が百二十五手を下すに及びて主客忽ち轉倒し遂に苻に歸せりと、丈和又人に謂つて曰く吾一生中文政の間米藏と對局せし時代は全くの打盛りにして其の勝つべきは云はずもあれ克ち難き碁にも往々勝を得たる事ありしと、此の語暗に米藏との苻を自白したるものにして、米藏も亦相當の打ち手たるを失はず。

抑も元丈以降の碁苑は再興時代にして名士の輩出せし事、道策時代に讓らず、然るに米藏の碁を見るに獨修にて奇は奇なりと雖も未だ格は高段に達せずして、甚だ珍とするに足らざるにも拘はらず、名聲嘖々相傳へられて今日に及べるは是れ全く川村知足の「見聞誌」あるに依るものか、米藏は元來賭碁擲にして尾張の德藏と共に田舍廻りの大關株と稱され、贏ち得たる金は實に當時の金にて三千兩以上に及べるが、都て惡錢身に付かずの譬へ通り浪費し盡して、彼の備中の源五郎の家を興せしには比すべくも非ず、林元美の日記に米藏に關する珍談あり、左に錄せん

阿波に米藏となん云へる碁士あり、享和文政の頃諸國を遊歴し賭碁を渡世とし、下手共を驚かしけり、後江戸に出で本因坊門下となりしが、如何に思ひけん仙知と吾等の事を毎度惡しざまに云けるを、仙知打腹立ちて吾等に語りければ、吾は『何事に依らず其の地位に至らざれば知れぬものにて彼が譏るは彼が眼力の及ばざるを自ら吹聽するものなれば左のみ心に掛くるに及ばず』と宥め置きしが、其の後上野眞如院にて米藏に出會ひける時、米藏は玉田鋤と云へる碁經の近著に就き評しけるを聞くに、玉田鋤の中に無名氏の擲碁殊に勝れて覺ゆ、又僧の快禪が碁程面白きはなし、凡て玉田鋤中に四子五子の碁は下手を打つの後學になるものなりと、抑も此玉田鋤なる碁經は多く予の手奕を載せたるものにして、曾て一書肆の玉田鋤を編するに當り、予の手奕を乞ひければ、吾思ふ所ありて擲碁のみを與へたるも吾名を掲ぐることを禁じ、替ふるに五六段の者の名を書肆の思ふまに〳〵僞り載することを許しければ、書肆は卽ち吾碁に道哲、快禪等の名を付して出だしぬ、卽今米藏の賞揚する快禪の碁といふは吾五段の時の碁なるなり、又伊藤秀助も曾て右の無名氏の碁を見て蓋し道知先生の碁なるべしと評しき、凡て見識なくして先達の評論は憚るべきことなり云々

以て其の性行の一端を知るに足るべし。

米藏、丈和と對局後直ちに三段の免狀を受け、文政七年六月四段に進み、同二十日柳橋河內樓(半次郎)に於て披露會を催す、後年無案と號して浪華に卜居せり、「征西手談」に載せある太田雄藏との對局は天保五年六十六歳の打碁なり。

外山算節

京都の人、元丈門下の高足にして、手合先々々なり、文政五年算節京都にありて元丈の跡目丈和の來るに遇ひ、三月五日洛東寂光寺に於て、算砂法印二百回忌追善法會の席上に對局す、當時丈和は元丈門下出藍の秀才にて、後來名人の望みを囑され居るもの、故に算節は此の對局を以て浮沈に關するものとなし、愼重の態度を以て快腕を揮ひ打掛け四日に亘り、百十九手を下すに當り遽かに眩暈卒倒して人事不省となれり、傍らに在りし服部因淑、蹶起算節を扶け起し、耳に口して此の碁算節の摸樣大に良しと叫ぶや、算節聲に應じて忽ち意氣を恢復し、再び局に對せしも、氣騰り手戰きて又平日の如くなる能はず、是に於てか因淑を顧み、予此の碁を終局まで繼續せんには決して死を免れざる可し願くは打掛に止めんと欲す、然れ

ども今や此の局面にして予の摸樣惡しゝとせんか、世人或は算節敗を恐れて逃げしと云はん、故に予は現勢予に敗兆ありとせば斷然死を決して打繼ぐべし君の見る所果して如何と、因淑曰く今局面を仔細に吟味するに勝敗未だ何れとも判じ難し宜しく打掛に止むべしと、之を丈和に謀るに、丈和亦異議なく承諾せり、是れ此の碁の打次ぎなき所以にして、算節の履歷中殊に有名なるものなり、丈和も常に之を誇稱せしが後年或人の問に應へて算節は三目勝なりと稱し、丈和は一目勝なりと答へたり、而して江都に於ける各碁客の評定には若し仙知ならんには黑白何れを持つも勝を得べしと、丈和又算節を評して曰く、源吉、因砂、元美、算節等の技は伯仲の間にあるも氣味合に至りては算節を長とすべしと、算節後年名を正阿彌と改め「置碁必勝」の著あり。

元丈時代に斯道に達したるものは以上記せる外、伊藤周助(上總の人元丈門にして五段)石原是山(通稱八十八安井家門下四段)等あるも、傳記其の詳細を知らざるを以て之を略す。

本因坊第十二世丈和

丈和本姓戸谷氏、幼名を松之助と云ふ。

幼にして碁才あり、第十一世元丈の門に入り、十六歳初段となり、漸く鋒鋩を顯すに及び事情止み難きことありて中止し、後幾許もなく坊門に復歸して孜々怠らず、技倆大に進みたりしも、丈和の年齡斯道に於て亦既に晩學老生の傾ありと評されしが、圖らざりき後年名人の域に到達して、碁聖道策に亞ぐの大國手たらんとは。

丈和文政二卯年五月二十三日三十三歳にして跡目願を出し、同七月六日松平右近將監係にて聞屆けらる、其の時差出したる親類書を見るに

親類書

一父　吉川粂左衞門御代官所　戸谷平藏

一母　武州兒玉郡本庄宿年寄　同　平兵衞娘

一叔父　同所年寄　　同　平兵衛
一叔父　同所百姓　　黒田孫兵衛
文政二卯年五月　本國　武蔵　戸谷丈和
生國

此の書面に依るときは、丈和は江戸本庄の生れなるが如きも、當時戸籍を作るは容易の事にして、果して眞正のものか、之を（初代）中川龜三郎（丈和の子）に質せしに、龜三郎曰く亡父の生國は不明なり、然れとも其の幼時武州熊谷邊にて生長せし事は事實なるが如しと、本因坊秀榮曰く丈和は信州水沼郡の人なり、父は商人にして常に江戸に往來し、本庄にて鹽物類の仕入を爲すを例とせり、丈和幼にして碁を好み一年父に從ひ江戸に出でて其の仕入先なる本庄の富豪江原勘六方に客寓し、其の周旋を得て坊門に來れり、而して此の勘六にも子あり、秀和の門人なりしが、或日此の事を語れりと。

丈和は七段を以て本因坊家の跡目と定められ、同卯年十一月始めて御城碁を勤む、爾來毎年缺くる事なく、部屋住にして十人扶持を賜ひ、文政十一年六月家督して第十二世となる、翌十一子年正月准名人に累進し、幾許もなく名人碁所を願ひ、萬障を排して素望を遂げ、天保二年六月十六日閣老水野出羽守、大久保加賀守を初め、老中列座の席に於て連名を以て名人碁所の證書を下附せられたり。

丈和短軀肥大、眉太く頰豐かにして從容迫らざれとも、爛々たる眼光は犯すべからざる風あり、其の本懷を達するや、一門一家歡ぶ事限りなく、其の勢ひ旭の昇る如く、新に上野東叡山の麓なる車阪下に道場を設け、會日を毎月四日、十日、十六日、二十日、二十六日の五日と定め、當日は正午來賓及び會員に膳部を饗し、年少子弟をして席上を斡旋せしむ、其の盛んなること古來未だ有らざる所なり。

丈和は德川十一代將軍文恭院家慶に奉仕せしが、此の時代は打續く太平に馴れて、弓箭は袋に、

太刀は黄金を飾りて、大江戸の巷は上下貴賤を問はず春花秋月に醉ひ、永日長夜を短しとなし、我も人も皆寛濶伊達を競うに至りし趨勢は、益々碁運を隆盛ならしめたり、當時高段の士には本因坊丈和、丈策、秀和を初めとして、安井家に仙知、算知あり、林家に元美、柏榮あり、井上家に因碩あり、其の他服部因淑、雄節、正徹、阪口仙得、伊藤松和、水谷琢順、戸谷道和、太田雄藏、片山知的等皆是れ當時の大家にして、宛然貞享、元祿の全盛を目前に睹るが如き觀ありたり。

丈和に「國技觀光」「収坪精思」等の著あり、又曾て門下後進の爲め訓戒一條を認めたり。

乃ち左の如し。

夫れ奕碁に三法あり石立、分れ、堅めあり此の三つ宜き時は其の業大功なり、三つの内一を得ば凡ならず、凡そ三十手或は五十手百手にして勝負を知るを修業の第一とす、修業に正邪二つあり、正道に志せば上達し、邪道に志せば下達す、邪道とは慾心强きを云ふ、慾心は見えぬ手を見出さんとして調子長く成つて起きる手筋を云ふ、知らざれば考へても中々見えぬものなり、故に打つ程に下達す、正道は慾心深からざるを云ふ、其の術早打にして手筋を心掛くるにあり、早きときは慾心出る隙なし、慾心出でざれば手筋好く、次第に上達す、是初心第一の心意なり、又地取、石取、敵地へ深入し石を逃ぐる皆惡し、夫れ地取は隙なり、石取は無理なり、深入は慾心なり、石を逃ぐるは臆病なり、故に地と石とを取らず深入せば石を捨て、打つべし、地を取らざるは堅固、石を取らざるは素直、深入せざるは無慾なり、石を捨つるは尖きなり、兎角我石を備へ堅むるを第一とし、次に敵の透間を打つべし、是の如くするときは手筋素直にして上達速かなり、初心の業正道に入り易く、上達し易からんことを示すのみ。

天保九年丈和碁所を退かんとするに當り、大に苦慮する所は井上因碩なり、今にして彼因碩に碁所を譲るは行掛り上忍びざる所なるを以て、豫め門生土屋秀和（時に二十一歳）の碁品凡ならざるに着眼し、我志を襲はしむる者は正に彼の外なしとなし、教授最も努めたる効ありて、今は丈和と雖も彼の先を打つこと能はざるまでに上達せしかば、大に心を安んじ我隱居するも秀和をして因碩に先を以て對局せしむれば其の願を拒むに足るべく、又公邊の事に至りては宮重丈策元より才學碁院第一流の人物なれば、是又差支ふる事なし、今此二

文化十一甲戌年九月十一日打掛
翌正月八日打次

第十二世
十一目勝 本因坊丈和
先番 井上立徹
（後の第十一世幻庵因碩）

自第一手
至第五十手

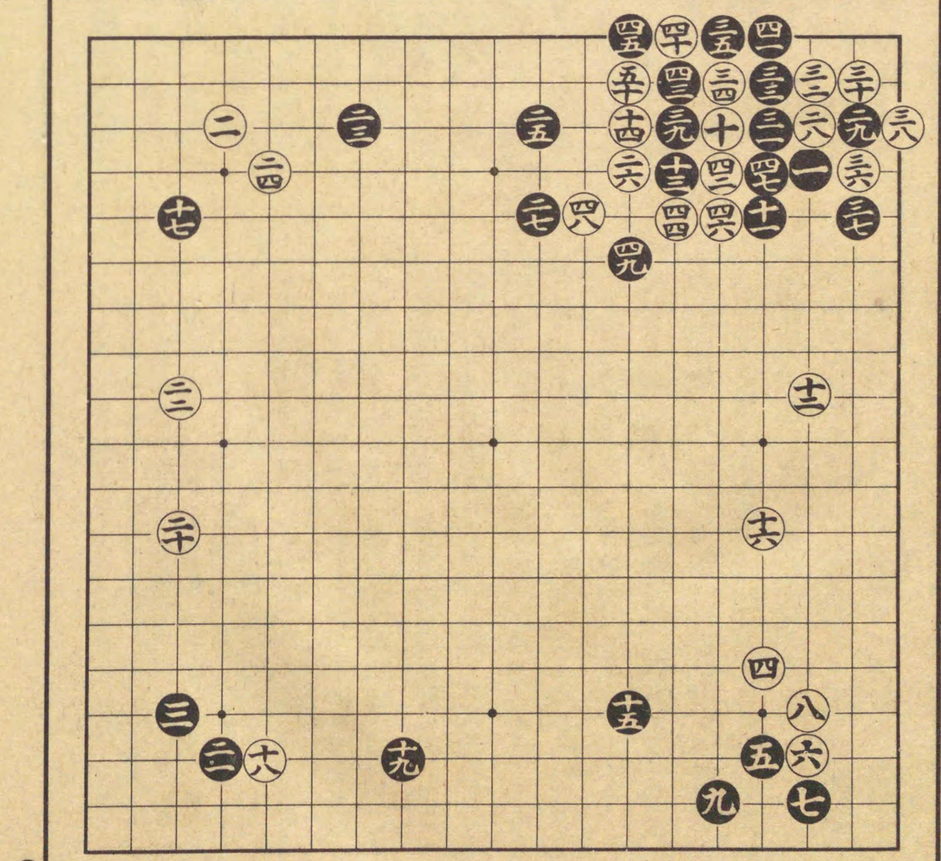

（座）

自第五十一手
至第百手

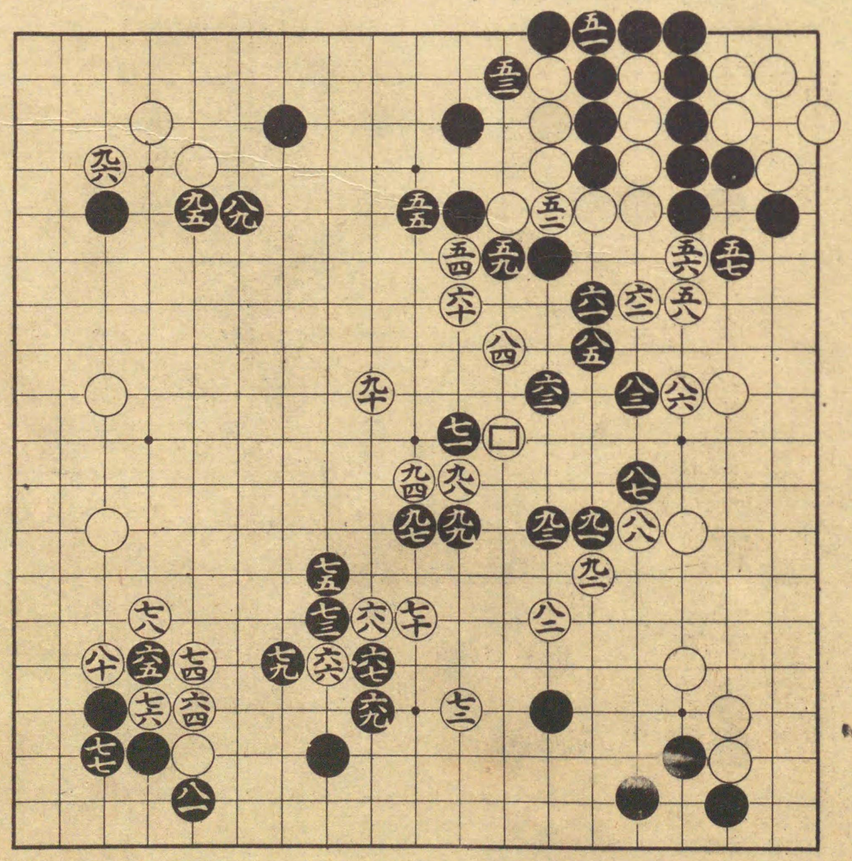

（座）

自第百一手
至第百五十手

㊂㊁ 切提
㊂㊂ 同

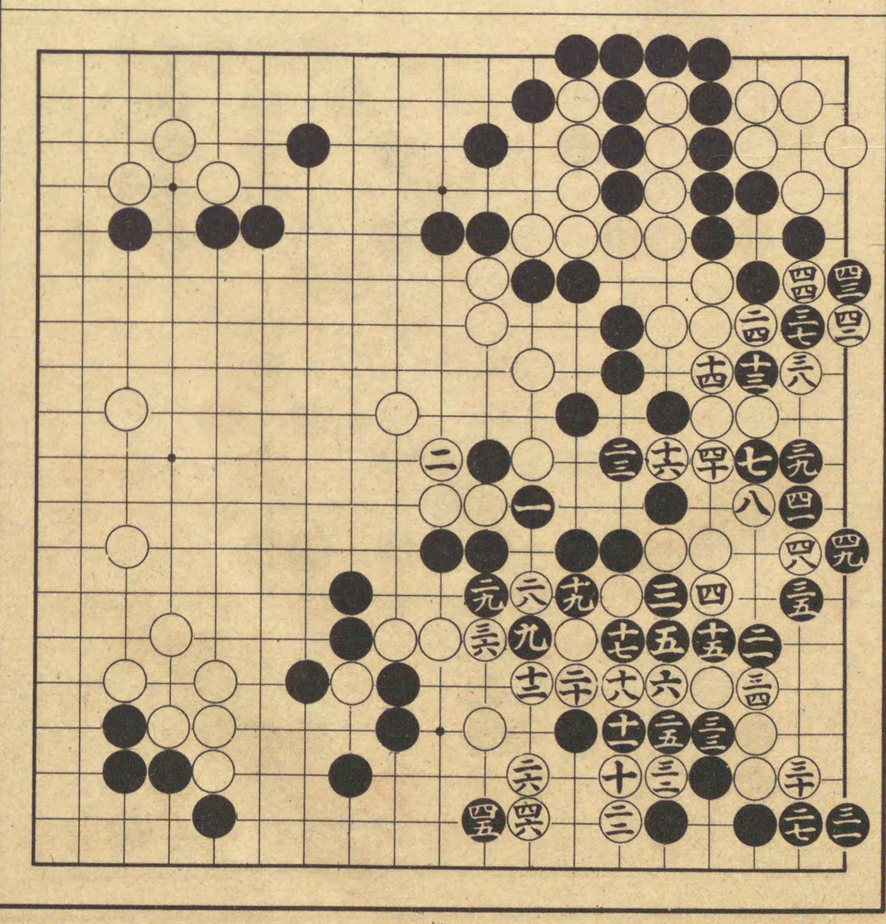

自第百五十一手
至第二百手

㊄㊅ 切提
㊄㊆ 同

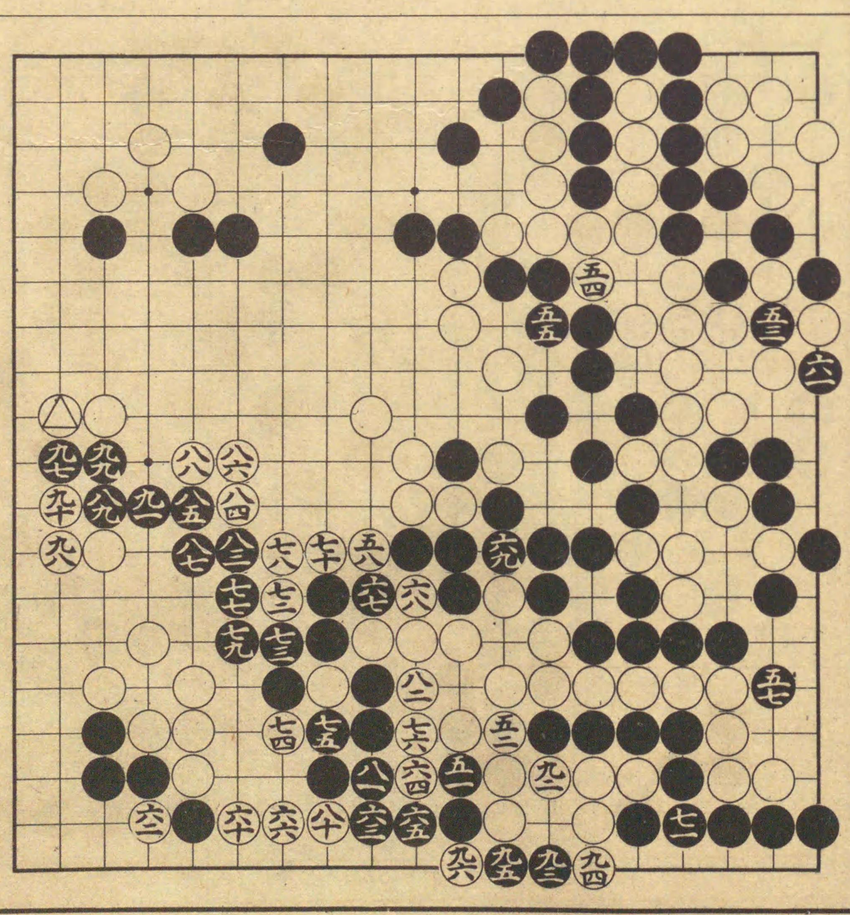

五三 切トル
五八 同
五九 同

自第二百一手
至第二百六十手

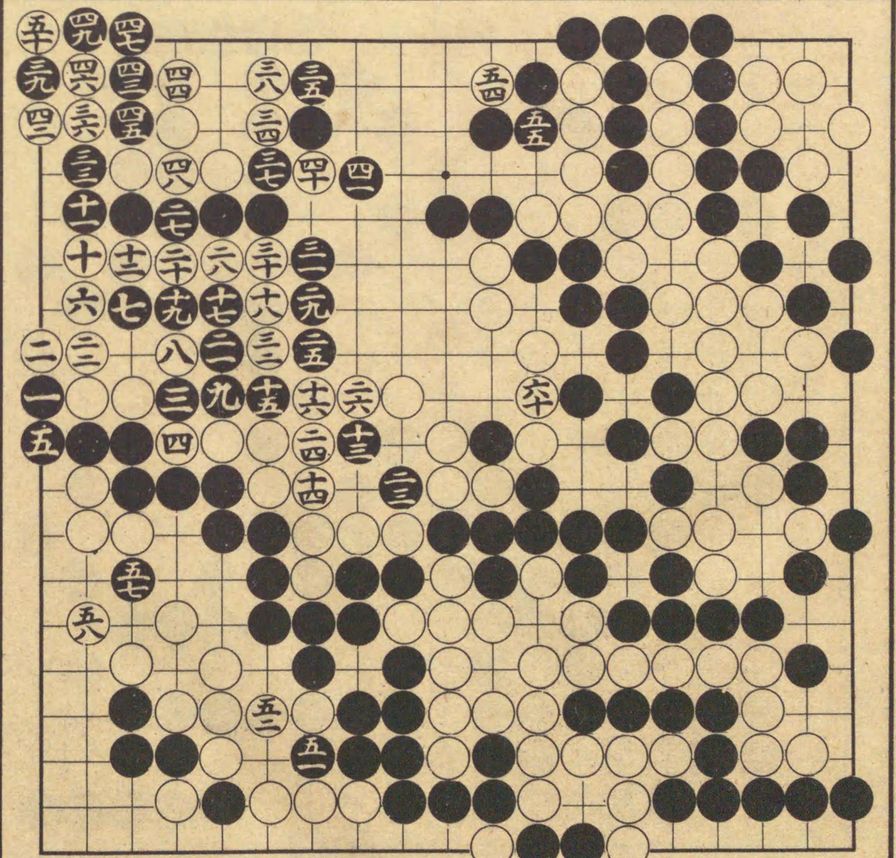

（坐）

者にして相提携せば後顧の患なしと、意を決して同年九月先師元丈の長男丈策を以て跡目に願ひ、又秀和を以て丈策の相續人と内定し、翌十年十一月晦日拜領地なる本所相生町の邸に退隱せり、是より前丈和に子あり、道和と稱し、戸谷を姓とす、秀和と同齡なり、丈和實子たる此の道和を措きて丈策を跡目となすものは、本因坊家の相續者たるものは須らく技倆一代に冠絶せざるべからず、而して貴種必ずしも高才を生ぜず、現に己れも坊門に呱々の聲を擧げたるものに非ざるも、先師元丈己れを嚢錐の才として、實子丈策を捨てゝ迄も跡目となせり、而も是れ例外の例に非ず、古來本因坊家の家憲に依るものなるも、一方密かに元丈を德として其の遺子丈策を第十三世に据ゑ、以て其の恩に酬ゐんと欲せしなり。

丈和は退隱後も屢々車阪下の道場に來り、後進の發達を見て、益々斯道の隆盛なるを喜び、時としては山水明媚の境に遊び、悠々日月を送る中、本因坊丈策遠逝して後幾許ならず、弘化四未年十月十日法焉易簀す、享年六十一歲、法諡日竟果位門人等淚を揮つて之を丸山本妙寺に葬る。

門生一日丈和に問うて曰く、第四世道策師と師と對局せば其の勝敗如何と、丈和熟考暫くして曰く、吾道策先生と二十番碁を打たんか、初め十番は必ず打分ならんも、後十番は到底比例するに難しと、此の言含味し來れば頗る深遠なり、又丈和は常に勝負事を好み奥坊主役等と會し時々戲をなせり、當時流行の川柳あり

毛氈を共儘置けと丈和言ふ

林第十一世元美

本姓舟橋氏、幼名源治、字は寛度、水戸の藩士にして、神路町に生る、父は同心役を勤めたり。

元美の父母曾て子なきを憂ひて神に祈りしに、一夜三國四社稻荷を夢み、後三月にして元美を得たり、依て其の邸内の藪中に社を造りて之を祀ると云ふ。

元美九歲の時、近傍の寺僧に碁を學び、幾許な

（坐）

らず郷黨を壓するに至れり、父之を奇とし、天明八年江戸勤番の折、元美を伴ひて本因坊烈元に面し、元美の碁品鑑定を依囑しけるに、烈元一見碁圓の鳳雛と賞美せり、是に於て父子一層奮發心を起し、其の十二月遂に元丈の門に入塾することゝなれり。

元美時に十一歳、翌年三月父の勤番交替に隨ひて鄉里水戸に歸りしが、當時の事を認め置ける元美の日誌を見るに、「出府以前に城下の上町に福田屋太兵衛と云ふ者に隅の定石を習ひ、手合は互先なりしが、今回歸鄉手合を試みしに四つ置かせて勝ちたり、又泉町に紙屋八郎右衛門と云ふ者あり、前に五つ置きて打ちしに、今回は互先にて相應に打合ひたり」と、居ること半歳、師の歸府を促す急なりしかば、再び出府入塾同年初段となる、時人目して水戸小僧と稱す、二十五歳にして高段に達す、此の年師の許を得て路銀二十金を給與せられ、京洛の地に遊び、滯在中某漢籍塾に寓せしに其の家一女あり、季野子と呼ばれて容顔甚だ美なり、元美媒介を得て婚し、後相携へて歸東するに及び、師元丈は其の無斷にして妻帶せしを怒り、大に譴責せり。

傳說に曰く、元美眉目秀麗の好男子にして技超凡なり、師元丈潛に跡目に擬せしも元美は同窓の友なる丈和の碁品を知りて之に讓るの意あり、故に遊歷を名として之を避けたるなりと、元美、丈和より長ずること九歳、共に益友として終身斷金の交りを爲せり。

竝に林家第十世鐵元門入（六段、法諡轉譽眞入居士）早世して嗣なし、當時隱居門悅未だ在世中にして元丈に乞ひ元美を得て嗣とす、時に文政元寅年にして、元美三十八歳碁格六段なり、同十年十月因碩（幻庵）と同時に上手に進み、文久元年六月十三日八十四歳の高齡を保ちて歿す、法名宜譽居士、快樂院に葬る、其の歿する前年高齡の故を以て八段准名人に推さる。

元美平素貯ふる所の奇石妙手を編輯して卷となし、文化九壬申年公にす「圍碁衆妙」是なり、其の載する所神出鬼沒の妙案のみにして、今世に至るも尙流行せり、其の後（林姓を冒せし後）天保六乙未年に至り、衆妙に漏れたるものを增輯し、清人の打碁を交へ「碁經精妙」と題して上梓せり、其の他連珠、掌中碁箋等の著あり。

元美は碁技に於て林家中興の祖たるのみならず、當代碁鄉社會の博識を以て稱へらる、其の手記する所の隨筆、日記の類にして今日尙殘存せるもの頗る多し、由來碁客の無學無筆なるとは自ら其の選を異にして、丈策と並び稱せられたり、蓋し後世碁界に益を及ぼすや、或は其の碁技に優るものあらん乎。

元美一日古賀精里（通稱彌助當代の鴻儒なり）の宅に遊び話頭偶々王粲覆碁の事に及ぶ、精里曰く王粲は碁を好くするものに非ずして其の强記を賞したるものなりと、元美之を聞き否王粲は曾に强記なるのみならず又善碁なり、文選に曹子建王仲宣が誄を作て曰、何道不洽何藝不閑碁局逞巧博奕惟賢とあり以て知るに足らんと、精里驚いて塾生に命じ文選を檢せしむるに果して此文あり、精里座客と共に大に元美を賞揚して曰く君の强記にして善碁なる王粲も亦一步を讓るべしと、此の事に關し元美日記の端に記して云ふ、予文選を始終暗んじたるに非ず、何の書たるを問はず碁に關したる所だけは一度讀過し置くを常とせり、王粲の事亦其の一部を覺え居りしものなるに、精里先生は自ら鴻儒だけに、予を學者と見られしは片腹痛き事共なり、予は却つて先生の即座文選を調べらるゝの業に精勵なるを感じたり云々と。

元美文才あり晩に爛柯堂と號し、交遊頗る廣く、棋話一編を留む、畠中哲齋詩を寄て曰く

曾厭橘中險。樂堂名爛柯。人間忘寵辱。世事任風波。
夕脫烏紗帽。朝鳴白玉珂。始識局上路。還在讀仙窩。

井上第十一世因碩

古來井上家英傑多し、殊に第十一世幻庵因碩に於て著しきを見る。

因碩本姓橋本氏（士籍）字は可義、初の名は因徹後立徹と稱し、井上家の跡目となるに及び安節と改め、隱居後幻庵と稱し、別號を橘齋と云ふ、文政七申年五月第十世因碩退隱し、同年七月二十七日家督せり。

文化六年因碩十二歳、濱松の源吉と二子の手合を爲し、翌年若山立長に先二つの手合二つ番中押勝を占め、同八年十四歳にして定先知達（東都の

人姓を櫻井と云ひ時に十五歳二段）と對局し、同九年四月片山知的（當時三段）に先中押を勝てり、又同年石原是山に定先を勝ち、翌年水谷琢順に二つ番中押を捷ち、十一戌年丈和と互先に進む、爾來文政三年に至る迄五年間二十五局を以て定先となり、翌四年先々々となり、丈和六段と同時に五段を許されたり、以上は因碩幼時に於ける碁歴の一斑にして、其の後亦數年を出でずして飛躍的進歩を示し、文政十年十月元美と同時に上手に進む、後年此の間の碁を自評して『文政七申年以前のものは芥の如し、申酉年二年の間に的然と昇進したることを自覺す』と。

因碩の始めて碁園に入りしは實に六歳の秋なりき、當時井上家の門風大に揚らず、却つて其の門葉服部因淑同門の後見となりて覇權を振へり、故に因碩は因淑の門に入り、雄節等と激勵相努むる中、師因淑は其の英資を見て曰く是れ必ず後年の大名匠なるべしと、拔擢して養嗣となすに及び、

其の十三歳の春因徹と改め、服部姓を冒し、後又立徹と改名す。

文政三年の春宗家井上第十世因碩、因淑に乞ひて、立徹を得て衣鉢を傳へんとす、因淑元より立徹の凡器に非ざるを知りて是を惜むと雖も、師家の依頼拒むに由なし、殊に井上家は坊門に次ぐ名家なれば、本人の名譽と幸運を想ひて需に應じたり、是に於てか立徹は再び井上安節と改名せり。

因碩幼より因淑に學びて技を鍛え、心を練り、早く堂に上ると雖も、文事に至りては邊鄙の童幼にだも如かず、或時碁席に於て是を嘲笑する者に遇ひ、飜然悟る所あり、卽日師を求めて皇典外卷を學び、以來座臥書册を離さず、是れ實に二十六歳の時なり、後更に歩を禪林に運びて花晨痛棒に堪へ、雪朝熱喝に耐へ得て、世尊拈華、迦葉微笑の禪理を究め、理上疎親を絶し、法中彼此無しと觀ぜり、後年幾多の辛酸を嘗め、悲境に沈淪するに及びても、洒々落々顔色を損せざりしは、此の

素養の力與つて多かりしに因る。

因碩文政十一年二月八段准名人となり、本因坊元丈、秀和、安井仙知と俱に斯道の四哲と稱せらる、又常に丈和、元美、仙知等と技を競うて、當代圍碁の隆盛を圖り、就中丈和及び秀和とは多年溝壘を搆へ、畢生の才華を揮つて挑戰久しきに瀰りしが、中原の鹿遂に獲る所なく、遺憾の間に其の局を結びたり、而も因碩の聲價は是が爲に敢て地に墜ちず、却つて棺を覆うて後一層隆々たるを覺ゆ、丈和曾て因碩、秀和の爭碁を調べ評して曰く、因碩の技實に名人の所作なり、只惜むらくは其の時を得ざるにありと、夫れ英雄にして初めて英雄の心裏を忖度するを得、丈和に非ずして因碩を知る能はざるなり、因碩亦自賛して曰く、兵書に善戰者先爲不可勝以待敵之可勝と云へり、然るに予秀和と對局するに初めより敵に先を打たせて慥に勝つべしと思ふ一心絶えず、故に却つて敗を得しは大に孫子の意に違へりと、又言ふ、總て碁

に於て勝者を必ず強となすは愚論なり、輸贏は時運と知るべし、彼の碁聖道策及び丈和の碁と雖も對手の過失により勝ちを制したるもの十中の六七局に及べり、然るに萬人是を知らず憐むべきなりと、以て其の自重の度を窺ふべし。

因碩性倜儻不羈、磊落博識にして氣慨あり、曾て碁道に於ける古來の沿革儀式一切を調査し、之を編して卷册となし幕府に上りぬ、世傳ふる所に依れば、斯は己れの抱持する所を聊か洩したるものにして、卽ち諷刺なりと。

弘化三年三月蘭國の軍艦來航す、是より前文化元年露國の公使海を越えて來りしより、我國古來の鎖港主義は漸く弛み、外交の時代は正に一紙の外に迫らんとし、上下擾然として皆杞憂を抱けり、偶同年五月十日の夜半江都千代田城火を失し、城廓皆燒け、奥女中の死傷するもの算なく、悲慘を極め、江戸市中亦訛傳百出して方に戰端の開かるるかと疑はしめたり、幕府は舊例に徹し全國の諸

侯に令を下して重く築城の費用を課す、因碩時に之を耳にして慨嘆措かず、遂に奮つて脇阪淡路守に賴りて上書之を諫む、正に是れ德川十二代愼德院家慶の代にして、時の老中は上書の故を以て直に因碩を閉門に處し、命を待たしむ、後將軍因碩の苦諫を嘉納し、曩に定められたる諸侯の課金幾分を減ずると共に、因碩の閉門を釋き、登城謁を賜ふ、諸侯傳へ聞き、其の知ると知らざるとを問はず音信又招聘、爲に井上家の門前市を作し、因碩の名字內に轟く。

因碩の容貌は滿面に黑痘痕ありて、眼光銳けれども敢て獰惡ならず、能く子女を馴れ親しむるの愛嬌を有せり、又擧止頗る輕快にして一文字に描ける如き太き眉は敢爲の氣性の發露せる所か、彼の上書の一事は其の一生の履歷に錦上華を添ふるのみならず、古今碁道の歷史に於て特筆大書すべきものなり、夫れ當時德川氏の權勢を以て諸侯の頭上に加ふる何事と雖も成らずと言ふ事なし、況や千代田築城の費を諸侯に分課するは古來の慣例にして、諸侯亦爭うて之を甘受し、敢て一言の不平を鳴すものなし、此の時に際して因碩渺たる一碁客の身を以てして、威權を冒し、能く其の非を論じ、終に革めしむ、又以つて其爲人を窺ふに足らむ。

元來圍碁の德川氏に納れられしは其の技藝の高尙優美にして、同上坐ら作戰計畫の妙、國家經濟の秘を窺ふに足るを以ての故なり、然るに當時圍碁の隆盛なると共に、士農工商を問はず、技の巧拙を論ぜず、多くは其の淵源を忘了し、趣味を失却し、甚だしきに至りては金品を賭するを目的とするに至り、延ひては專門の碁士の中にも其の風格を毀損し、只權門高家に俯仰を力め、恰も狹斜の幇間と異る事なき行ひを爲す者さへ出で來れり、而も此の弊風は日と共に益々勢を增し、荏苒年を重ぬるに從ひ又挽回すべからざるの色あるを見るや、因碩は長嘆措かず、嗚呼今日之を放ちて

又何時をか待つべき、吾曹碁師の徒は何の面目を提げて千古の祖師に對するを得んやと、遂に一書を公にして之を諷せり、名けて「圍碁妙傳」と云ふ、其の自序に言ふ

余未だ何心なき六歲の秋より、不幸にして此の技藝を覺え始めけり、(中略)抑も慶長年間我黨を官に召して公務に備へ玉ひしは、全く兵法の一助となれかしと深く思召されての御事なるを、世を經るまゝに其の原を忘れ、終に博奕と同く勝負に流れたるは弊風の極ならずや、(中略)終日耽れば日用の急務を缺きて、其の末必ず酒食の奢侈を超過せしむるに至るを奕師の徒は自ら省みるを知らず、口膏粱を極めて調味の美惡を言ふを席上の常と心得るは、更に人道を辨へざるにこそ云々

以て意のある所を推すべし、是より前奕圖、奕詮の著あり、共に世に行はる。

井上家藏書中に其の門下の名簿なるものあり、因碩の序して曰く

一門弟の判衆に被加候上者家の奧儀無殘令授與之間無怠慢可被致出精候塾弟並家業の面面者猶又無間斷可有研究候假令遠國他邦居住候共對師家被致疎略間敷候碁の吟味可致無用但同門之人々の時は被致會合切瑳琢磨候事肝要の事に候

一圍碁之道心術之正道爲本自己之非を知事專一なり然るに以詐謀僞計勝を取る最も不宜候事

一圍碁之節行儀作法萬端相愼可申事

右の條々祖先の法式入門の子弟堅可相守者也

文政三年秋七月　　御碁所井上安節方義書判

右の名簿は門下入門に際して自署連判を爲さしめたるものにして、當代因碩の世のみにて三册に及ぶ、以て門葉の榮えたるを知るに足る。

因碩曩日爭碁の蹉跌を見しと雖も、其の生來の宏量と血氣とは一敗にして折るゝものに非ず、密に謂へらく今や日本に於て志を展ぶる能はざるも、斯道の淵源たる淸國に渡りて一派を開くも亦快ならずやと、竝に破天荒の企畫を爲せしも當時幕府の政策鎖港にありて、漫りに海外に出づるを許さゞれば、敢て意中を他に露はさず、粧ふに隱仙を以てせり、是れ因碩が敗後心機一轉したるの眞相にして、名人丈和と講和したる所以なり。

因碩門下に播州の人三上豪山(三段)なるものあり、沈勇大略又因碩に讓らず、因碩之を知り語るに意中を以てせしに、豪山の好奇果して其の見に

違はず、喜んで之に從ふ、卽ち共に天下周遊を名として先づ北越に遊び、轉じて中國を下り、長崎に出で、玆に滯在久しきに瀰れり、是れ長崎は西陲第一の繁華の地にして、大船巨舶の出入頻繁を極め、航海者の必ず足を容るゝ地なれば、此に據りて大鵬千里の便を得んと欲せしなり、心裏壯圖を包みて客舍に在るの日、半夜夢魂飛んで千里波濤の外にありしならむ。

滯崎中、江戸の人勝田榮輔（四段後五段）の來遊を迎へて對局し、又日々有志者の招きに應じて碁局を事とすと雖も、渡清の念片時も去らず、豪山と共に航海の計を按ずるも未だ便宜を得ず、遂に兩人は意を決し、嘉永六年六月中、晴天順風の日を選み、舟遊を名とし酒飯の設けを爲して沖合遙に浮び出でたり、此の日天空海濶片翳を止めず、細波靜に舷を洗ひて、海氣爽快舟子は舵に倚りて稍眠りを催したる時、因碩徐ろに膝を進めて盞を舟子に與へ己が意中を語りて針路を支那海に取らんことを請ふ、舟子驚き之を制して曰く、是れ禁令に背くもの、而も此の一葉の小舟以て能く渡り得べき所に非ずと、言未だ終らざるに傍の豪山舟を搖がして突立ちしと見るや、腰間の秋水鞘を脫して舟子の面上に臨めり、舟子遂に抗する能はず意を決して支那海に向ふ、既にして逆風遽に起り波怒りて舟爲に覆らんとす、舟子由來風浪を忌む事甚し、而も此の際舟子愁眉を開いて、此の颶風を僥倖とし乘じて以て潛に舵を回し唯舟の漂ふに任せぬ、因碩、豪山元より是を覺らず、嘆じて曰く、嗚呼天の無情なる我技を惜んで海外に出さゞるかと、携ふる所の調度一切を海に投じ盡し波間に漂ふこと二晝夜、漸く九州に漂着せり、因碩等は身を以て危難を免れ得たるも、既に囊中一物の殘れるなく、如何とも爲す能はざりしが、曩に佐賀の谷口藍田に知あるを思ひ、行きて其の家に投じたり、藍田曾て因碩より渡清の企を洩聞きたる事ありて、當時因碩に贈れる句に曰く、

聲名轟中華。　精徹笑奕秋

因碩、藍田の許にありて共に碁局を以て消閑の友となし居りしが、藍田一日因碩に謂つて曰く、子漂流以來資の以て東都に出づべきなけん、而して貧儒元より之を輔くるの力なきも、玆に一策あり乞ふ吾に一任せよと、卽ち其の近國に通諜して、幻庵因碩の來寓を報ずると共に、碁園に遊ぶの徒をして皆其の段級を受けしむ、卽ち其の免許料を收めて因碩は歸東することを得たるなれば、受級者果して實力に相當するや否やを問はず、只之を許したり、是れ佐賀地方に井上家の門下多き所以にして、當時是等の入段者を稱して因碩初段となす、蓋し實力なきを示すの語なり、藍田後年岐阜に遊び長柄川の舟中に此一節を語る、後因碩は東都の自邸に歿す。

谷口藍田諱は中秋字は大明、肥前鹿島の人なり、後北白川宮、小松宮殿下に進講せり、明治三十四年十一月十四日享壽八十有一歲にて卒す、著書數十卷あり碁品は約初段に近しと稱せらる、重野博士唱和の詩あり

筑嶺風聲靜夜聞。憶推棋局始逢君。目今世變詩成讖。陣勢曾分月下雲。

因碩、雄節は共に因淑門下の同窓にして、朝夕食膳を連ね水魚の交あり、長じて後因碩は井上家の養嗣子となり、雄節其の後を承け服部姓を冒すに至り、其の交情益々厚く、雄節は因碩の年長にして技も亦己れの上にあるより、常に兄事して呼ぶに安公を以てせり、是れ因碩當時の名安節にして兄たるの意なり、一日相携へて吉原に遊び、妓を左右に侍らせ席上例に依りて類りに安公を口にす、然るに其の音遊里の方言鮫鰐に通じて、口のみにして其の實なしとの忌言なりしより、妓皆因碩を冷笑す、初め因碩之を知らざりし故不思議に耐へず、一妓を捉へて之を質し、醉餘大に雄節を詰責し、一場の紛議を釀せり、同門の子弟又之を傳聞して安公の名一時碁苑に籍々たり。

越前に本保外吉なる博徒あり、中年心を改め碁に志し、好んで遊歷者を遇せり、本因坊秀和、伊藤松和、關山仙太夫等皆之を訪はざるはなし、因碩亦此の家に遊寓せしに、一日外吉一小童を伴ひ歸り因碩の門生たらしめんことを乞ふ、乃ち試みるに頗脫群を拔き、末賴母しき少年なれば、喜んで諾し伴ひて東都に還る、此の小童名は辨治、佐渡の生れにして十二歲二段の技あるより、世人佐渡小僧と稱し、將來有數の器として愛せり、後辨治越後に遊び遽に歿せしより時人嫉者の毒害する所となせり、因碩又非常に哀惜せりといふ。

因碩圍碁に於ける格言とし悟入底の句を記せるものあり、曰く

文政三庚辰年四月十日、五十五手打掛
同三十日、八十四手同
五月十四日、徹夜
同　十五日、夕刻終局

第八世
安井仙知（八段）
（中野知得事）

二目勝　先番　**葛野丈和**（七段）
（後の第十二世本因坊）

自第　一　手
至第　五十　手

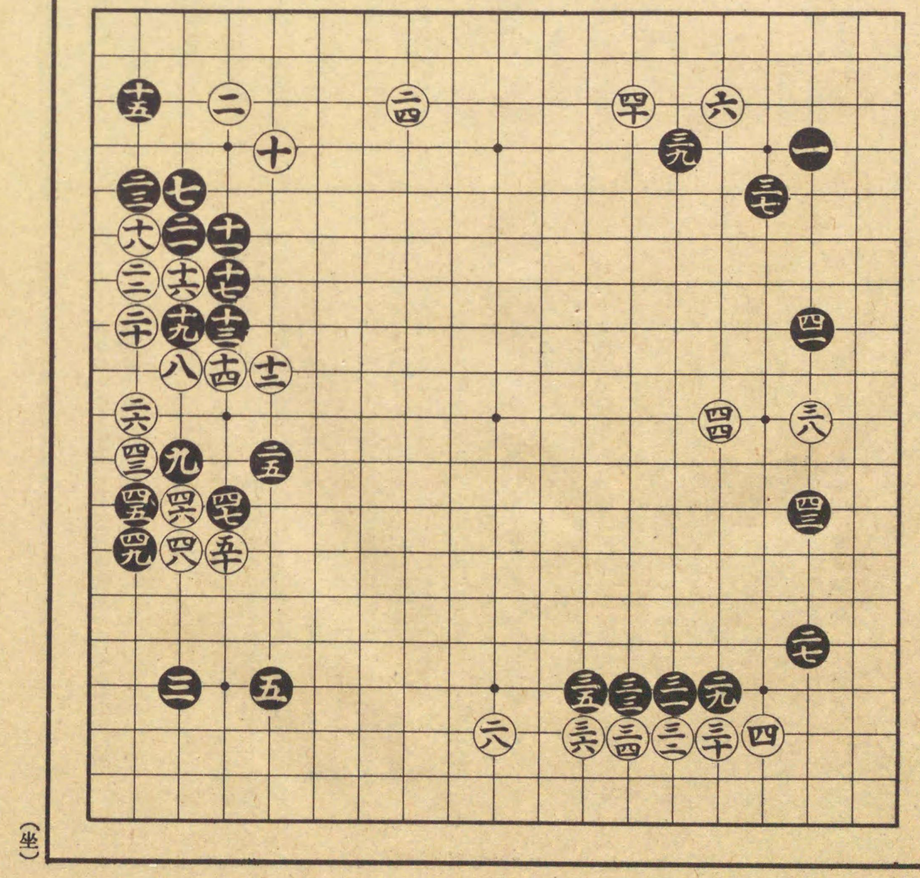

（坐）

竹林子曰　此の碁知得一生の上出來なりと傳へらる、然れども丈和百一の手にて勝を見定めたる事亦大なる手柄と云ふべし、而して知得は百一の手を見て大に膽を冷し、此の碁到底勝を得ざればせめて一目の敗となす打方はなきやと種々考へしも、遂に得る所なかりしとなり、但此の百一の手にて三時間を要し、百二の手も亦同樣なりし故に本局は當世の極妙碁なり。

自第五十一手
至第　百　手

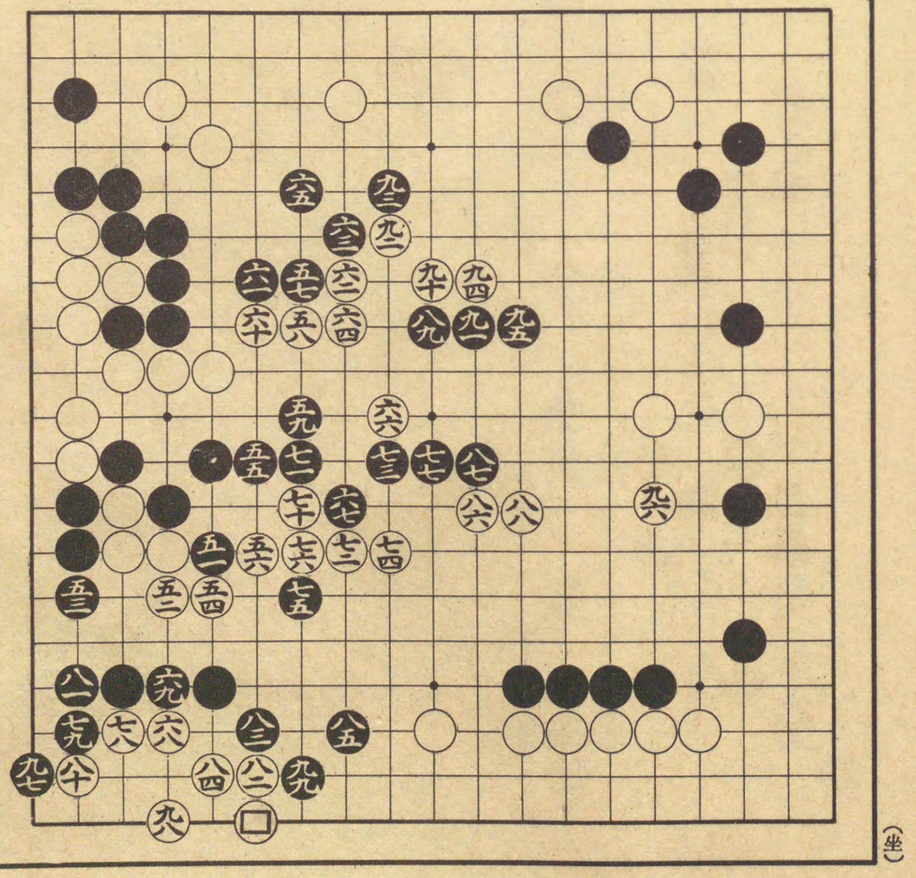

（坐）

自第百一手
至第百五十手

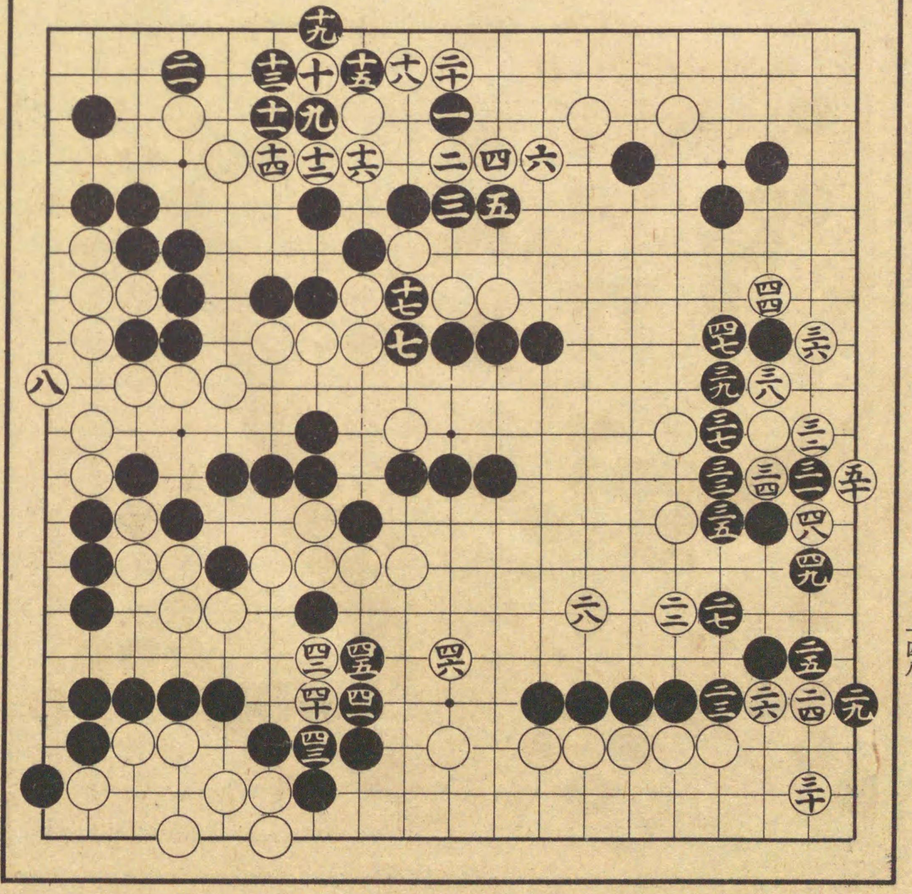

（坐）

自第百五十一手
至第二百手

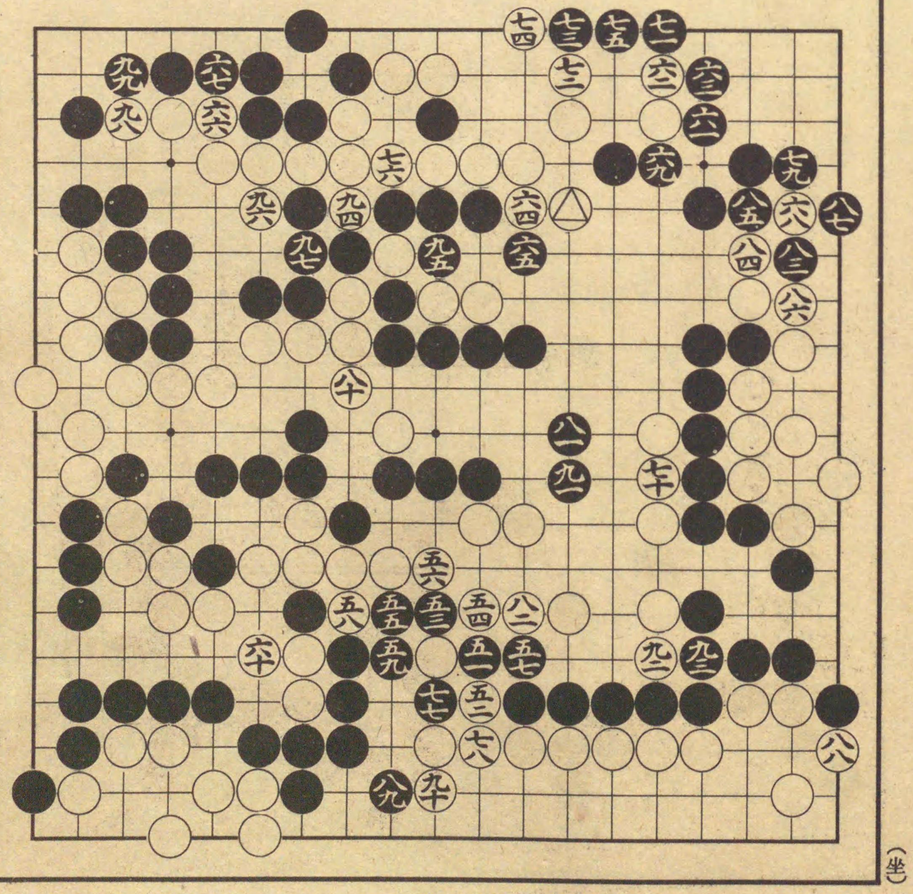

（坐）

五七 切トル

自第二百一手
至第二百五十九手

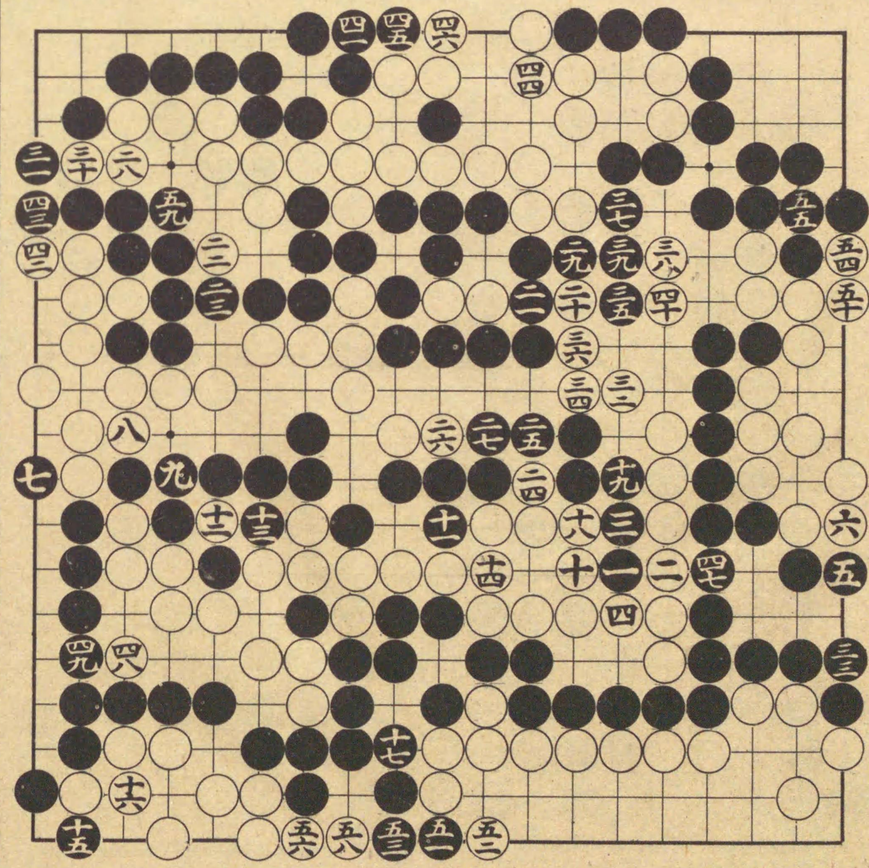

（坐）

圍碁須解局前無人局上無石澤庵和尚示禦者言鞍上無人鞍下無馬是此謂也

因碩の先考浪華に客死す、嘉永年間因碩同地に遊び、其の忌日に當り大に客を會して法養を營む、席上善く歌ふ者を招いて淨瑠璃を語らしむるに至り、會衆大に怪む、因碩泫然として曰く、我先考他に嗜好なく、只喜んで淨瑠璃を聽けり、而して今や其の人空し、依て今日一曲を奏して追慕の意を表するのみと、席上篠崎小竹ありて因碩の奇行孝思に出づるを稱し、眞に是れ奇正相伴ふものとし席上筆を揮つて之を敘す後因碩乞うて妙傳の序と爲す。

因碩四方を遊歷するに當り頗る異樣の風を爲せり、故に時としては博徒の親分と誤まらる、加ふるに其の携ふる所の煙草入は虎の皮毛付の大巾着にして、其の風容は到底碁院井上家の頭梁と見るを得ざるなり、而して此の大巾着は某大名より拜領せし品にして、殊に愛翫し常に他に誇りとせしものなり。

因碩曾て一妾を蓄ふ、其の妾婦德修らずして門人と通ず、而して其の發覺を恐れ遂に共に逃走して市中の裏長屋に潛伏す、門人多く之を知ると雖も師の怒に觸れんを恐れ敢て一言を出さず、然るに因碩は兩人の落魄悔悟し居るを探知し、之を憫み、一日故らに門人に語らず自ら一僕に盤石を擔はしめ其の潛家を訪ひ、相見て曰く、艱難貧苦は人の名節を失ふ所以なり、子今や新世帶にして定めて盤石の以て道を樂むべきものなけん、今之を與ふ、幸に行を改め斯道を怠る勿れと、兩人此の溫言に接し益々恐惶罪を謝す、爾來同人は師恩の深きに感じ、勉勵怠らず遂に能く七段上手の地位に進みたりと因碩が其の門下を愛し、斯道を尊ぶ念深き此の如し、此の一事亦小竹の所謂奇正相伴ふものと謂ふべきか。

因碩の自ら許す所は書に非ず、文に非ず、又碁に非ずして實に一兵學家たりしなり、人ありて彼の著書を見ば多く孫子を引用せるを見るなるべし、而も世人多くは是れ名人爭ひに敗せし囈語と看做して一笑に附し去ると雖も、彼が島津家に於て兵書を講じ、兵學家として召抱えられんことを乞ひしも事實なり、又鳥取藩にては其の留守居役某の家に在りし日、常住坐臥兵書を放たざるを見て、主公怪しみを爲し、應答するに及んで初めて因碩の孫吳の術に精しきを知り、更に藩公に薦めたる事も事實なり、而も彼が碁技は却つて兵家として仕官することを妨げしより、常に彼は碁を學びし事を悔いたり、話頭茲に及んで思ふ晩年渡海の壯圖果して碁の爲め乎、同行者は武的豪山なり、而も時外患に際して彼の吉田松陰の先を爲し、或は兵學を碁局以外に試みんとせしには非ざりしか、吁井上家の英傑遂に英傑たるを失はず。

關山仙太夫

初の名は虎之助、竹林と號す、信州松代藩眞田家の臣なり、初め本因坊元丈の門に在りしが、丈和の代に至り碁品大に進む。

仙太夫朴訥潔白にして古壯士の風あり、少うして碁を好み、十八九歲の頃既に入段の技を備へし

（坐）

と雖も、文武の術に至りては大に之に及ばざるものあり、嘗て同藩の士、會筵に是を冷評して曰く虎之助碁才餘りあるも武道に疎し、是れ武士の本旨にあらずと、仙太夫之を聞き肝銘自ら恥ぢ、十九歳の時斷然碁を放擲し、爾來武を練りて孟夏の炎天を厭はず、文を學んで三冬の嚴寒を忘れ、苦學七星霜を閲して弓馬槍劍の術其の奥儀を極め、免許皆傳を得ざるはなし、而して後再び嗜好の道に入る、他又誹謗する者なし。

仙太夫文政以來江戸にありしが、任滿ちて歸國に際し、關山萬里再遊期すべからざるを思ひ、永く紀念の爲め名人丈和に一局の手合を求めたるに、上野三十六坊の出頭眞如院の權僧正陪觀を乞ふに遇ひ、天保二年六月二十三日眞如院の書院、松濤聲裡に二子の手合を以て對局す、丈和は仙太夫餞別の手合なれば一層氣を込め神を凝して局に對したるに、仙太夫も亦同じ思ひにて秘術を盡し、日の西方に傾く頃局を了り、仙太夫一目の勝となれり、其の後丈和戲に門人に語りて曰く、頃日眞如院より金五百疋を謝禮せり、然るに予仙太夫との手合前四五日間は氣力保養の爲め、日々二百疋宛の鰻魚を料れる故に、收支相償はずと哄笑せり。

仙太夫歸國後久しく江戸に出でず、十數年を經て十四世秀和の代となり、其の跡目秀策碁品大に上達し、名人の格ある由を傳聞し、一度之と手合を得んと欲し、嘉永四年書を秀和に寄せて秀策招聘の意を通ず、依て秀策同年六月六日仙太夫を訪うて松代に至る、仙太夫大に喜び、卽日手合を始め二十局二十日にして打終る。此の連局仙太夫先にて七番を勝ち、十三番の敗となれり。

仙太夫は秀策の歸るに臨み、金二十兩を贈る、秀策其の過大なるを辭す、仙太夫曰く此の金は是れ一度先生を聘せんと欲し多年の餘剩を積みたるものにして、家計の中より支出するものにあらざれば、介意なく路費に充てらるべしと、秀策已むを得ず之を受け、歸りて師に告ぐ、秀和、仙太夫の意氣に感じ時々之を門生に語れりと云ふ。

秀策、後仙太夫の二十番碁を評して曰く、此の二十局中妙碁と稱すべきもの二局ありと、夫れ人一生にして一局の妙碁を得んこと頗る難し、左るを二十番にして二局を得る亦非凡と言ふべきなり、後年加藤隆和「碁醇」を著すに當り、秀和は仙太夫の碁五局を手書して揭載せしめぬ。

「皇國圍碁人名錄」に於て仙太夫は始終名を初段に揭げたれども、其の技倆は優に五段なり、初め仙太夫初段より一躍五段を得んと欲せしも、當時本因坊家之を破格として漸く三段を許さんとす、仙太夫已むを得ず於是終身初段以上を望まずと決心せり、然れども其の碁高段の位あるを以て、本因坊は五段の資格を以て何人とも對局することを許せり、是を以て見るに仙太夫の初段は古今絶無と言ふべきなり。

仙太夫常に煙草を喫するに拳大の煙管を以てせり、而して對局中己の勝利なりと斷定したるときは、其の煙管を取出して磨き初む、此の僻百局一律なり、故に對手は、仙太夫が煙管を磨くを見れば一層の注意を拂ひたりと云ふ、後年家を讓りてより禪に參し、長髯白髯身を雲水に任せて四方を漫遊し、足跡到らざるなし。

赤星因徹

圍碁百家の傳を草する中に於て、赤星の傳ほど同情に堪へざるものはなし。

因徹の生國は肥後國菊池郡にして、赤星四郎兵衞の十男なり、幼名を千太郎と稱し、後因誠と改む、文政四年甫めて十二歳、江戸に出で幻庵因碩の門に入り、十八歳にして格三段に進み、名を因徹と改む、蓋し因徹の名は因淑より因碩に傳へたる名にして、井上家に於て大に因緣ある名なり。

因徹十二歳の時、伊藤松和に四子を以て對局す、松和席を去るに臨み衣裙誤つて碁盤に觸る、

因徹靜に立つて之を掃き淨めぬ、松和驚いて後日因碩と會せし時此の事を語り、蛇は寸にして人を呑むの氣あり、此の兒の堪能にして活氣ある後世寔に恐るべく、且溫寛にして道を尊ぶ誠に床し、先生宜しく敎導すべきなりと、果せる哉二十六歲にして上手の地位を占めたり。

太田雄藏の著「征西手談」に、文政十年因徹未だ因誠と稱せし頃川原良輔（太田雄藏の前名）と對局せし碁を載せたり、當時因徹は三段、良輔は二段なり、又關山仙太夫は自書に註して、因徹は七段なるも、實力八段に近き井門の珍物と爲せり。

幻庵因碩時代は井門甚だ盛んにして碁手に乏しからず、就中因徹は一頭地を拔き、將來の名人を以て擬せられたり、左れば師又之を愛し潛かに後嗣となすの意ありしに、偶々丈和との爭碁起り爲に因徹拔擢せられて天保六年七月松平家の碁會に出で師に代りて名人丈和に對し、上手の手合を爲し、四日にして了れり、因徹此の碁に於て腦充血

症を起し、吐血昏倒遂に起たず幷月を出でずして遠逝す、享年二十六。

抑も此の爭碁の由來關係する所甚だ深く、卽ち師因碩と本因坊丈和との間に於ける多年の葛藤は此の一局の勝敗によりて一段落を告ぐ可く、因徹勝たんか丈和に名人の資なしとして此に再び爭碁は起るべし、若し敗れんか直ちに延ひて師因碩を永久絕望の淵に投じ了らん、責斯の如く重く、尋常一樣の御城碁の比に非ざるなり、幸か不幸か因徹此の選に當り、其の打掛となるや、獨り孤燈に對し考慮夜の徹するを知らず、或は扁舟を墨江に泛べ、碁局に對して月の落つるを覺えず、此の間具さに言ふ可らざる辛酸を嘗めたりしが、結局利あらず此の一局を名殘として世を去る、愍むべしと雖も其の名譽は千載の後今尙懸りて彰々たるを覺ゆ、因徹以て瞑するに足らん。

因徹居常碁手の最も玄妙なるものを選みて之を藏す、其の歿後弘化三年第十二世道和因碩、之を

（坐）

其の藏書中に得て上梓し、同好の士に頒つ「玄覽」是なり、其の中道策作る所の「香餌懸魚」の圖は七十有二子を得て兩眼全からず、世の珍瓏中に於て最も巧妙と稱せらるゝものなり、然るに因徹は之を修正し一步を進めて八十八石を提て猶生を得ざるものとして示せり、題して「垂棘屈產失國之形」と云ふ、又註して曰く。

此局者碁聖道策先醒之所作、香餌懸魚之勢也、今少補之、則其形鄙非備君子之覽、又非謂聖之作、唫呈席上之一樂而已。

本因坊第十三世丈策

丈策通稱岩之助、第十一世本因坊元丈妾腹の子なり、（公儀屆書に本國三河とあり）享和癸亥年江戸三番町に生る、性醇篤にして學事に志深く、博識斯界第一と稱せらる、天保九年三十三歲（實際は三十六歲、井上家の書類には天保五年九月朔日二十九歲跡目となる、丈和と三歲違ひとあり）にして丈和の跡目となり、翌十年十一月晦日家督し、

同十一年四月土屋秀和を以て跡目と定む、丈策時に碁品六段なり。

是より前、第十一世井上因碩（幻庵）は名人碁所を丈和に獲られ、爾來遺憾の裡に機の熟するを待ちつゝある矢先、天保十年丈和の退隱するを見、心大に喜び、遂に名人碁所の願を出したりしも、本因坊家豫め變に供ふる準備整ひ居りて、丈策は跡目秀和と共に爭碁を追訴し、因碩をして顏色なからしめたり。

事悉く蹉跌を招いて後、因碩は初一念を斷つと同時に、心機一轉し本因坊家に向つて多年搆へたりし溝梁を撤し、和親を求め、且名人丈和の子道和を養嗣として家を讓り、老を養はんとを申込みたり、丈策は之に對し往年第四世名人因碩が、師道策の遺命に背き、誓を破りて已れ碁所となりたる一事は、坊門に取りては子孫に傳へて快からずと爲す所なり、故に爾來高段の士は、假令門人たりとも他家を相續せしめざることに決せり、況ん

（坐）

や道和は前に水谷琢順の養子となせり、今是を取戻して再び井門に養子となさんは却々忍ぶべからざる不義なり、當今師父丈和不在なりと雖も是を謀るの要なしとて、斷然謝絶せり、此の返事を得て因碩一時は失望せしも尚一縷の望を抱き、當時京洛の地に悠遊中なりし丈和の許に直接書を寄せ赤心を以て依頼したり、而て丈和は道和の不遇を憐み居たることゝて、因碩の書に接するや稍心を動かし、何れ歸東の上回答すべしと答へ置き、日ならず行李を理めて家に歸り、丈策秀和等に協議すらく、丈策の返書誠に其の當を得たり、然れども往事を顧みるに始め道和にして秀和と同等の技倆ありしならんには勿論跡目とも爲すべき考なりしに、吾堅く家憲を守り親を捨て疎に付て技を選み、秀和を跡目とせり、又水谷家と井上家とは聲望同日の論にあらず、彼を思ひ此を思ふに、今因碩の申込あるは天理順環して道和に天運の巡り來りしなり、彼の四世因碩の古事は其の人の性質に

依るものにして、道和に於て又何かあらん、と說破遂に道和を井上家の養子と爲すに決せり、道和此に於て名を秀徹と改め、再び井上氏を冒し、幾許もなく家督し、第十二世井上因碩となるに及び、昨日鎬を削りて吳越の觀ありしもの、今日交情水魚の如くなりて、何事によらず相提携することとはなりぬ。

丈策は家督の翌年、御城碁に於て井上、安井、林の三家より手合半石を進められ、上手となる、晩年「古今衆評」の著あり。

丈策家督以來凡て先代の制を改めず、跡目秀和と共に車阪下の道場に業を勵み、會場には世話役九名を置きて斡旋の衝に當らしめ、又會日には丈策、秀和を始めとして水谷琢順、井上因碩、丈策の弟吐龍賓蓮、宮重芝吉、白木助左衞門（信州の人當時三段）等の俊豪擧つて出席し、頗る隆盛を極めたり、丈策は性來多病にして常に不快勝なりしが、弘化四丁未年八月十八日遂に病歿す、享年

（坐）

天保十四癸卯年十一月十七日
於 御城

第十三世
中押勝 本因坊丈策（七段）

第十二世
先番 林 柏 榮（七段）

自第 一 手
至第 五十 手

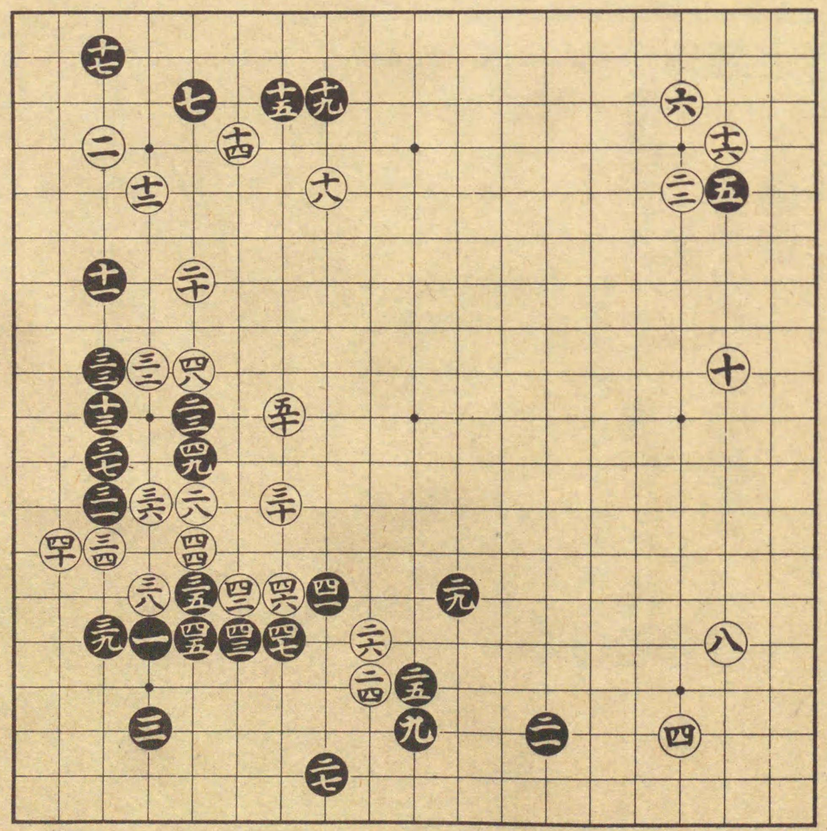

（坐）

自第五十一手
至第　百　手

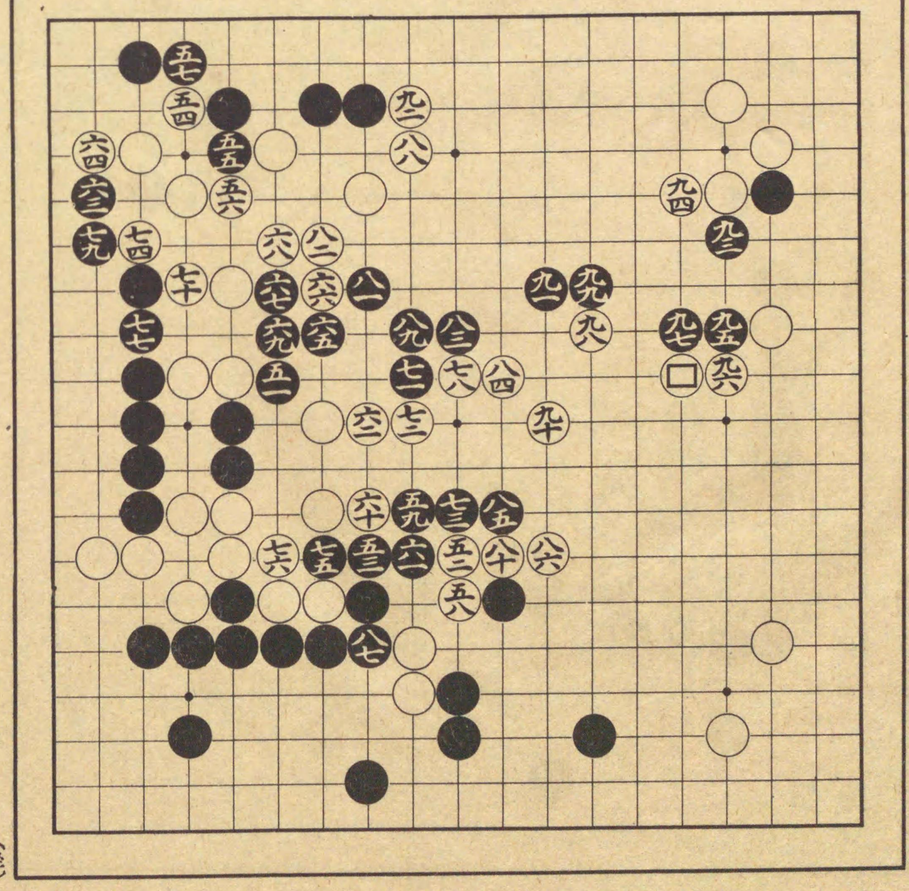

（坐）

自第　百　一　手
至第百四十八手

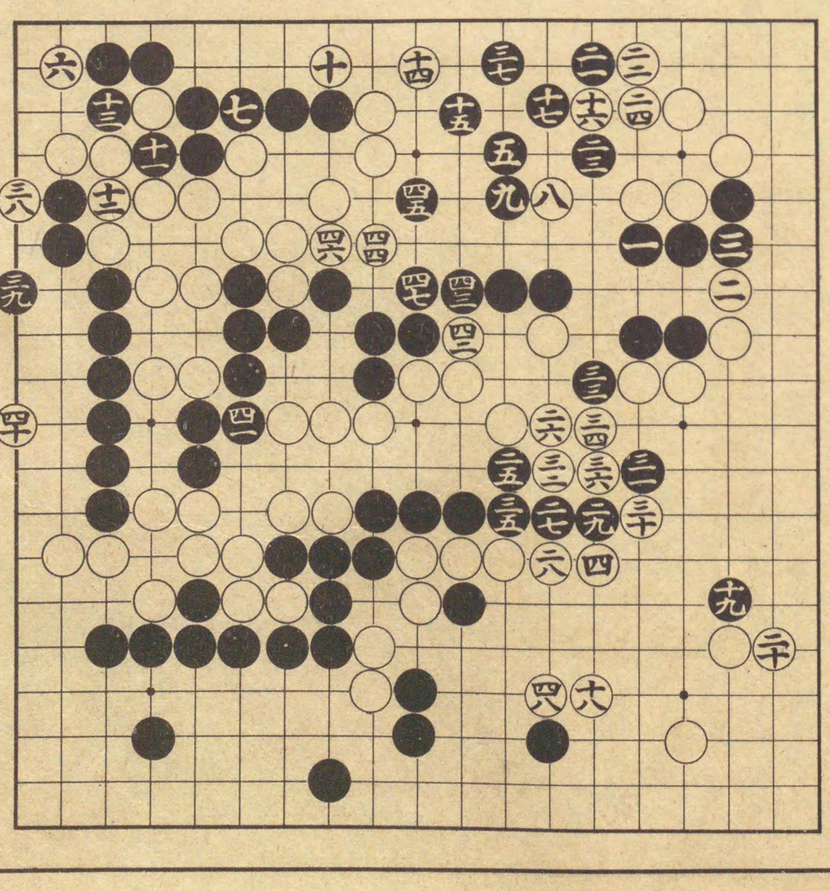

（坐）

四十五歳、法名を日秀と云ひ、本妙寺に葬る。

丈策在生中は丈和より引續いて碁苑太だ盛んに、高手の輩出すること第四世道策以來未だ曾て有らざる所なり、後世此の時代の俊豪中元丈、知得、幻庵、秀和を四哲と稱せり、秀策又之を評して曰く、此の四者の碁各其の趣きを異にすと雖も共に等しく八段の位なりと。

井上第十二世因碩

幼名戸谷梅太郎、後順策と稱し、再び道和と改め、水谷家より復りて幻庵因碩の養嗣となるに及んで秀徹と云ふ、名人丈和の長男にして、明治の碁客中川龜三郎(初代)の長兄なり。

因碩は秀和と同年にして、梅太郎の昔より秀和と共に丈和の膝下にありて相琢磨し、其の初段より五段に至るまでは、兩々比肩し、同年同月同日に昇級し來りしが、其の後因碩眼疾を患ひて局に對せざること數年、全治し得て再び業に就きしも

二十一歳の時父丈和隱遁し、丈策本因坊となり、秀和跡目となるに至り、玆に宗家相續の望絶え、名を葛野忠左衞門と改め、思を山水の美に紛らし、悠々自適を裝ふて尾、濃を廻り中國を遍歷し到る處に手合を爲して閑日月を送れり(葛野家は陶家にして株家なり丈和曾て之を購ひ道和に與へたりと)此の時本因坊家譜代の門葉水谷琢順七十餘歳の老衰孤獨なりしかば、丈和は忠左衞門を以て是が養子となせり、依て名を道和と改め姓を水谷とせり、其の後十一世幻庵因碩の懇望する所となり、復籍して再び井上家の養嗣となり、名を秀徹と改め、次で第十二世井上因碩となる、時に六段なり。

因碩性柔順にして稍細心の傾あり、壯時より幾艱難を重ね、其の因碩となりし後も常に本因坊の道場に出勤せしが、多年鬱積せる懊惱は漸く其の頃より露はれて、居常少しく異狀を見るに至りぬ、同僚親戚等は大に之を憂ひ、常に警戒怠らざ

りしが、一日因碩、門人鎌三郎なる者と某寺院に遊びし時突然鎌三郎が佩ける刀を奪ひて之を刺す、鎌三郎大に驚き重傷を負ひながらも師の發病なるを知り、助けを呼びつゝ傍らの池に投じて二の太刀を避け得しと雖も、創所水に涵りて卽日死亡せり、此の不慮の凶變を聞きたる井上家は、取敢へず因碩を一室に監禁し、卽時一門同僚を集めて之が處置を議し、或は被害者の親戚に交渉し或は權門高家に縋りて內濟を圖る等、周章狼狽混雜の狀は筆紙の能く盡す所に非ず、又一方鎌三郎の宅には二人の愛弟ありて兄の橫死を嘆き父に迫るに復讐を以てす、而して其の父なる者は細川家の重臣なりしが、徐ろに二子を慰め聲を彎らして曰く、今鎌三郎、因碩の爲に橫死す、骨肉たるもの誰か悲憤の淚なからん、然れども士は君公あるを知つて私なきを本分とす、然れば士の身を以て私怨に委するが如きは是れ臣たる者の踏む道に非ず、況や往昔主家の危倒に際し井上家の援助なか

りせば、今日の存亡未だ知るべからざりしものあるなり、故に主家は爾來井上家を遇するに特禮を以てせり、今之を思へば此の復讐は斷念せざるべからざるに似たり、且圍碁の道は遊戲なりと雖も鎌三郎、因碩と師弟の契を結べば明らかに師は師なり、其の爲に殺さる未だ復讐の理由となすに足らずと、既往を語り未來を想うて親子恩愛の羈絆を斷ち、二子を慰撫するに及び、二子又父の衷心を察して是に從ふ、乃ち直ちに使者を井上家に馳せ、鎌三郎橫死に就き些の異存なき旨を通達す、井上家此の意外の答書に接し一同其の意氣に感じ、暫くは呆然たりしと(世人言ふ因碩は其妻の鎌三郎と姦するかを疑ひしに依ると)因碩殺人の件は僥倖にして落着を見るに至りしも、其の病氣は到底公儀の碁院たるを許さゞるを以て退隱することに決せり、當時井上家の高足服部正徹は技倆に於て家柄に於て今回の相續者と選定する地位にあるも、如何せん遊歷中にて所在不明なる上、加

ふるに家督の一日も缺くべからざる急遽の場合、已むを得ず同門稟議の上、林家の門人下總の人松本錦四郎を以て後嗣とせり、是れ第十三世錦四郎因碩にして、後正徹族窓に師家の變事を聞き、驚き歸りしも事既に着落せし後なれば又何等の異論ある筈もなし。

因碩は退隱後名を節山と改め、相州相原の鄕に閑居し、病を養うて後東都に出で、三十七歲にして世を終る、相原の鄕、老梅嵯峨として鐵幹を交ゆる處、一基の廢碑靑苔の封ずるに任せたるを今も尙見るべし、是れ實に節山因碩の墳塋なり。

服部正徹

正徹本姓加藤氏、父を道悅と云ふ、尾州の人にして世々醫を業とし、中頃越後新潟に移住せり、故に世正徹を越後の國人とす。

正徹は井上家第十一世幻庵因碩の內弟子にして、又技兄雄節の薰陶を受け、本因坊秀和、伊藤松和、太田雄藏、安井算知と互先連碁二局ありて打分けとなれり、其の第一局は松和、雄藏、算知黑番三目の込み出しにて盤面五目の勝となれり、斯る高段者

松和、太田雄藏等と追隨し、其の名一世に冠たりしより、師幻庵は第十二世道和因碩の後繼とし第十三世たらしめん希望を抱きしも、惜哉素行修らず、左ればとて又捨つるに忍びず、遂に服部雄節の家を襲はしめたり。

服部は卽ち井上家の後見たりし服部因淑の家にして、幻庵初め因淑の相續人たりしを師家井上家嗣なきにより自ら立つて相續し、服部の家は義弟雄節を以て繼がしめしもの、雄節亦御城碁を勤めたれば實に同家は井上家の門下なりと雖も、其の實幕府直參の碁家にして、碁院四家に次ぐの名家として井上家よりも格別の待遇を爲せり。

正徹後に一度改名す、七段となりて御城碁を勤むるに及び再び正徹に復名し、其の披露會席上本因坊秀和、秀策、阪口仙得一方は伊藤松和、太田雄藏、安井算知の互先連碁二局ありて打分けとなれり、其の第一局は松和、雄藏、算知黑番三目の込み出しにて盤面五目の勝となれり、斯る高段者の連碁は、此の時代に於て見るのみ、斯くて正徹は御城碁に列するの榮を得、玆に父祖三世の碁家となり本因坊、安井、井上、林の四家の次格となれり、卽ち德川幕府の制に御城碁を勤むる一世若くは二世なるときは其の人一代限り幕府の碁士と稱し得るに過ぎざるも、三世世を累ねたるときは碁士は碁家となり、御譜代旗下格に列せられ、食祿の如きも世襲を許さるる事四家に同じ、服部家は此の如く正徹に至りて大成し、德川三百年間曾て他に一例をも遺さざる名譽を收め得しも、時既に幕末に際し、其の家門の隆盛を見る能はざりしは遺憾と云ふの外なし。

安井第九世算知

算知は江戶の人安井仙知の第一子なり、幼名を金之助と云ひ、中年俊哲と改め、後家督して算知と稱す、兩國藥研堀にあり、手合上手なり。

安井家第一世より第三世に至る墓碑は元京都寂光寺に在りしが、寶永五年三月祝融の災に罹つて寺と共に灰燼に歸し爾來蒼苔荊棘に委して久しく之を修むる者なし、算知深く之を愁ひ、嘉永五年壬子五月之を江戶深川淨心寺に改葬して曾祖の靈を慰す、其の碑銘に曰く

碁所安井氏之先世、葬京都寂光寺、寶永中罹火而墓皆燼、四世以下葬江戶深川淨心寺者、巍刻廢替歲之辛距鼻祖算哲君之沒二百年矣、九世孫算知君感愴之餘、將欲碑於淨心寺以代墓碣、來要余文、乃其族兄谷赤山所撰譜而敘之、安井氏遠祖或食河州安井澁川二郡、子孫仍居、安井郡寶壽村、及算哲君始以碁顯、慶長庚子年甫十一以技謁神祖於伏見城、後屢召對賜采包、慶安壬辰五月九日歿、年六十三、子春海善天學仕爲天文坊、更氏澁川、二世算知君者山城也、受業于算哲、遂爲嗣、元祿中傳諸子知哲君、而老其庚辰五月二十日知哲君歿、其癸未三月二日算知君歿、年八十七、以上三世葬京都也、四世仙角君者會津人也、初算知君之來江戶也、會津土津公數招延而戚、及仙角君嗣歲賜米五十包至今襲焉、元文丁巳正月四日歿於江戶、葬淨心寺、以下至八世仙知君皆同域也、嗚呼碁小一技也、而安井氏九世二百年雖非其血胤而享祀無或懈、算哲君食報之遠豈徒爾乎、昔者慶元之際、天下猶擾（一字不明）思算哲君之入侍帷幄制敵之機、略地之勢、及經世鳩民之術時或得於對枰靜思子聲丁々中也、明其暗替默助殆有進於技者矣今算知君游道日廣授徒月倍、其進於技者亦豈可涯乎、銘曰

路上三墓一劫灰燼、石猶如此骨何同、七十二道其骨三百六十子、其神碁之所在不死其人、深川之寺去家咫尺、慈孫追遠何

必洛、頃余碌々依人成事、憑依斯石、不朽斯字、
嘉永五年壬子五日姫路津田貢撰　　九世算知建

算知飄逸に失して、其の行動往々人をして眉を顰めしむるものありしも、本來篤實の性、然諾を重んじ仁俠の風あり、碁風は家父の愼嚴なるに似ず、豪放自ら一家を爲せり、是れ一は其の性格に因るもの多からんも、彼の壯時氣を負うて多く父訓に倚らざりし結果に外ならず、故に後世彼の碁を評し、俊敏にして趣ある事古來多く其の比を見ずといふも、是れ算知にして爲し得るのみ、以て後進の軌範と爲すべからず、實に算知の碁は形よりも力に於て優りたるもの、如く、其の細に入り微を穿つ點は本因坊秀和すら之を畏敬せり。

算知は實に天保年間に於ける碁苑四傑（算知、松和、雄藏、仙得）の一人にして、仙角、仙知の後を承け、家門大に繁榮せり、阪口仙得、太田雄藏は同門の神足にして、鬼塚源治（肥前の人六段）奈良林倉吉（五段）中村正平（七段）海老澤健造（後の方圓社長八段巖崎健造）の四人は安井家の四天王と稱せられ、本因坊家の秀甫一派と相競へり、此の外田原恒三郎、中西松齋、石原常三郎、島村榮太郎（共に五段）等知名の士輩出して優に坊門と對陣の勢を爲す、又算知の姉鉚女碁を好み、文政七申年三月十日初段となり、同日安井家に於て披露會を催ふせり、鉚女後二段に進み、土州の藩士宮井氏に嫁す。

安政五壬午年、算知は海老澤健造を從へ關西を歷遊し、其の七月八日海道沼津に於て遽かに病を發して逝く、享年四十九歲、法名を峻石院算知日健信士と謚す。

算知は當代碁伯中最も有爲の人物にして、未だ打盛りの年齡なるに早く黃泉の客となる、遠近訃を聞き痛惜せざるはなし、實子算英家を繼で第十世となる、時に十一歲。

海老澤健造、算知の塾生たりし時、算知の子算英の碁を調べて拙技見るに堪へざるに、驚くと云はんよりは寧ろ腹立ち、拳を固めて算英の頭を打つ、算英は當時十歲前後の少年、泣

いて母に訴ふ、母怒つて夫の歸宅を待ち健造を放逐せんとするの氣合あるを察せし健造は、大に輕卒を悔い、師歸り來らば定めて放逐の嚴命下らん、謹んで命に從ふ外なしとて、己が行李の荷造りに餘念なき所へ、算知歸り來りて母子の訴をきゝ、海老澤を叱して曰く古人師の影を踏まずとさへ云へるに其の子を打つは果して何の法ぞと、健造恐る愕る事情を逃べ罪を謝し方に席を辷り出でんとす、此時算知色を直して急に健造を呼び止め予片言を信じて一旦の怒りに汝を放逐せんとしたるは吾が誤りなり、今聞くが如くんば又何をか責めん向後此の豚兒技に暗うして見るに忍びざる時は遠慮なく打ちてよし、今改めて算知が許すべし、且又汝は今日以後算英の爲に師とも兄とも爲れかしとて、健造には卽座に羽織一領を與へて之を賞し、呆然傍らに在る母子を顧みて、其の打たれし事のみを告げて己れの非を隱せしを叱責せり。

算知の壯年時代は打つ買ふ飮むの三拍子揃ひし道樂、代稽古に父仙知の羽織、袴を借りて出づれば歸路早くも之を典して遊蕩に費し去るを常とし、又御城碁下打の前夜の如きも醉潰れて同僚に心配をかけし事一再にして止まざりしも、父仙知は見る所ありしか一言の小言を發せず爲すが儘に任せ、只見苦しき敗を取りたる時は嚴責怒する所なかりしより、時人其の道を思ふの念亦格別なりと稱へたり。

伊藤松和

松和、幼名松次郎、名古屋の一商賈に生る、幼時加藤隆和等と共に伊東子元の門に入る、偶々德川家の藩士某、松和の碁品を見て資を投じ、本因坊元丈の門に入らしむ、時に十二歲なりしが幾許もなく斯道の困難に飽き竊に國に歸る、親戚知人之を聞き、謀りて面會を謝絕しければ、松和慚愧再び江戶に出で、日夜刻苦精勵幾歲月を閱し、文政五年初段を以て顯はれ、爾來順級五段に昇りし時、再び國に歸りて恩人知己を訪ひ、昔日の恩を謝せり。

松和國に歸りて後、遊歷者の其の門を叩く者多く、名聲益々顯はるゝに及び、藩主尾州公之を聞き目見え仰付けられ、苗字帶刀を許さる、天保十一年又江戶に出で、名人丈和より六段の免許を得、諸名手と對陣馳驅するに敢て人後に落ちず、成績大に良好なりしかば嘉永二己丙年、更に丈和より其の片諱を受けて松和と改名し、同時に上手に進み、同年十一月本因坊秀策と共に始めて御城碁を勤む、手合は林門入の先番に勝ち、次で御好みにより松和先番にて安井算知に三目を勝てり、爾來

御城碁を勤むる十二年、幕府例に依て十人扶持を賜ふ。

松和初め教場を神田御玉ケ池に設けしが、火災の爲め上野山下に轉じ、會日を三六の日と定め、塾生を置き、盛んに後進を誘掖し、又諸侯豪家の之を招聘するもの頗る多く、實に當時に於ける寵兒たりしなり、曾て本因坊秀和の先番を市に打ちたる碁あり、幻庵因碩、丈和と此の碁を評して石立手順堅めに至るまで秀和の碁として一點の非難すべきなし、然るを松和白を以て市となせるは名人の所作なりと賞せり、蓋し此の碁松和一生中の傑作なるべし、松和晩年に至り高齢の故を以て八段准名人に進められ、明治十一年春上野山下の邸に老死す、享年七十八歳。

杉山千和、梶川昇は松和門下の逸足にして、森左柄（勢州山田の人四段）是に次ぐ、其の他松原周平、神部金作、福田傳兵衞（二段）等濃尾の間に門流多し、又松和の弟に同姓安次郎なるものあり、

四段にして將來望み有りしに壯年にして逝げり。

松和未だ松次郎と稱せし頃名古屋大津町に刀劍家の一奇人あり、松和に六子の碁なるが、意氣相投じ常に來往せり、一日奇人嗜好の劍を購ひ得て、愛翫しける時、偶々松和門を叩きて其劍を見、賞贊措かざりしに、主人徵笑して曰く、今聖目を布いて君と對局し、君勝たば此の劍を贈るべしと、松和曰く主人寶劍を賭するも吾に一物なきを如何せん、主人更に曰く今日朝來の降雪寒氣肌を刺す、君にして若し敗れんには着する所の衣服を脫し、只一褌赤條々として去るべしと、松和之を聞き哄笑一番、敵に脊を見すべからずと、此に對局せしに、松和僅に克ち得たり、乃ち主人松和の辭するを聽かず約を履んで劍を與へぬ、爾來松和此の劍を腰間にし、若し人の間ふあれば話し來りて主人の好意を表せり。

松和常に酒を嗜み、一日三回必ず之を用う、然れども敢て鯨飲するに非ず、一回二合を出でず、醉へば橫臥して又他事を知らず、松和にして既に此の如し、從て門生を戒むる自ら寬なり、然るに一日門人某松和に向ひ、自今碁の爲に禁酒を誓へり、後松和他に語つて曰く、遊酒は固より宜しからず、故に師父たる者の之を戒むるは可なれども、壯年血氣の輩にして牛飲馬食の勇なくんば以て萬人に秀拔する能はざるべし、所謂豪傑酒を嗜むの類のみ、然るに彼自ら禁酒を誓ふは品行に於て嘉すべきも、既に進取の氣に乏し、恐らくは將來名を爲す能はざるべしと、果せる哉某は、終身初段を以て了れり。

阪口仙得

仙得は安井家の神足にして、手合上手に進み、丈和と共に御城碁を勤めたる天保四傑の一人也。

仙得の家は第七世仙角の實家にして仙德の後なり、初め寅次郎と稱し、仙角の教を受けしが、後仙知の薫陶を受け、江戸本所龜澤町に住居す、明治の碁客阪口振太郎（三段）の父なり。

仙得の家御城碁の完備せるものを藏す、秀和就て謄寫を求めけるに、仙得答へて曰く、此の書紛失を恐れ門外不出とせる故、本因坊家にして希望なれば每日我家に來りて寫し取らるべしと、乃ち秀和日々仙得の家に赴き自ら筆を呵して遂に全部を謄寫し得たと、今尙兩家に之を藏するや否や。

林第十二世門入

初めの名は柏榮、第十一世元美の實子（喜多文子曰藤三郎は實子なるも門入は養子なりと）にして手合上手なり、十八歳跡目となり、初めて御城碁を勤めしより、文久元年迄繼續せり、碁技としては實力段名に沿はずとの評あれども、早擧を得意とし、曾て將軍家の御好みにより、秀和と一日四局を戰ひ、打分となりし事あり。

林家は當時邸宅を本郷御弓町（今の弓町）に構へ門下頗る榮え、著名なる者を擧ぐれば山來珍平（五段）高鹽慶治（十三歳にして塾生となる五段）熱田藤吉（淺草藏前の醫師熱田有庵の子にして五段、死後六段を贈らる）等の塾生あるも門入子なきを以て、跡目を多くの門生中に擇ぶに、山來は當時塾頭にして所作秀逸なるも風采の溫雅にして技倆の伴へる點は慶治に如かず、依て慶治を跡目と定む、慶治名を有美と改め、御城碁を勤め、安政四年五段となり次で六段に累進し、將來尙爲す有らんとせしが、文久二年八月夭折す（法名勇道美得居士）依て本因坊秀和の次子秀榮を養うて嗣とす、秀榮時に年僅に十一。

門入、元治元年十一月十八日歿す、覺譽門入居士と謚して、淺草田島山地内快樂院に葬り、嗣子秀榮家督して第十三世となる。

日置源次郎

源次郎は水戸藩士にして碁經の著者を以て有名なる玄々齋の家に生れ、門入門下となり、手合先なり、後白翁と號し明治十年頃死亡す。

勝田榮輔

榮輔は德川旗下の士にして本因坊門下五段なり、明治八九年頃高齡を以て歿す、性氣慨ありて逸話に富む。

丈策時代に於ける高段の士は以上列記したる外尚丈策の弟に宮重芝吉（後策全と號し六段）齋藤丈貞（牛込に住す丈門五段）あり、又遠州に伊藤德兵衞、江戸に岐部平藏あり、共に丈和門下にして五段なり。

青崖山人
三百六十一　儀象遵玄則
妙繳該萬彙　變化弗可測
聖人教其子　誰言長詐力
大儒一夕悟　河洛有所得
冥想深藏機　靜算如守默
自非聰明資　安能造其極

昭和七年十二月十五日　印刷
昭和七年十二月二十日　發行

坐隱談叢（卷之二）

編輯者　廣月絕軒
發行者　下中彌三郎　東京市日本橋區吳服橋三ノ五
印刷者　關口一男　東京市日本橋區吳服橋三ノ五

發行所　東京市日本橋區吳服橋三ノ五　振替東京二九六三九番　株式會社　平凡社

（單式印刷條式會社製版・印刷）

名人閨秀講座